

## 《論 説》

## 弁証術改革と法律学

——ラムス主義法学における「方法」——

藤 田 貴 宏

## I.

法学教育改革案として時のマインツ選帝侯ヨハン・フィリップ・フォン・シェンボルンに献呈された『法学学習及び教授の新方法Nova methodus discendae docendaeque jurisprudentiae』(1667年)の中で、ライプニッツは、「新たな法典Novum Juris Corpus」の必要性を強く訴えている。その主たる理由は、「一方に法学提要の方法があり、他方に学説彙纂及び勅法彙纂の方法がある以上、ユスティニアヌスの方法だけでさえ、費やされる労力が二倍になる in ipsa Methodo Justiniana labor crescit in duplum, dum alia est Institutionum, alia Digestorum Codicisque Methodus」という点にあった<sup>1)</sup>。つ

1) “しかしながら、我々は、ユスティニアヌスの方法の欠点と対比しつつ新たな方法の利点を説明することにした。まず第一に、ユスティニアヌスの方法では、法学提要の方法と、学説彙纂及び勅法彙纂の方法とが別々である以上、費やされる労力が二倍になる。人、物、及び、訴権による法学提要の方法はそもそも余分である。というのも、訴権は物の法と人の法何れからも発生するし、また例えば、奴隷や家子は物とみなされ、実際、馬と同様に奴隷の取戻訴権が認められているからである。他方、家子にも、国家によって一定程度制約されてはいるけれども、所有権がある。簡潔に言うならば、この方法は法ではなく事実の要点に規定されている。なぜなら、人や物が事実概念であるのに対して、権力や義務等は法概念であるから。そして、事実の方法を一旦選択したならば、自然学や倫理学に基づいて、例えば、人を、聾者、啞者、盲人、両性具有者、成熟者、男性、女性、未成熟者、未成年者、成年者、富者、貧者、貴族、官吏、農民、外国人、異端者、棄教者等々へと、また、物を、分割可能な物、分割不可能

まり、異なる方法の混在は、学習者に余分な負担を強い、法学修得の妨げとなるというのである。しかも、このような法学教育上の問題は、単に既存の方法を統一するだけでは克服できない。というのも、「人 *personae*」や「物 *res*」といった「事実概念 *facti termini*」に依拠する法学提要の「事実の方法 *methodus facti*」では、分類の「無限の繰り返し *infinite repetitiones*」に陥ってしまう<sup>2)</sup>、学説彙纂や勅法彙纂に収録された法文の順序、すなわち、「法文の方法

---

な物、高価な物、安価な物、動産、不動産、自ら動く物、宝物、貨幣、代替物、四足獣、馬、野生の動物等々へと、絶えず列挙し分割しない理由があるだろうか。更に、敢えて言うならば、このようにして、法の章立てを配分し、その一つ一つについて、何が法であるかを説明しない理由があるだろうか。その結果、当然ではあるが、無限の繰り返しが続いていき、問題が普遍的次元へ収斂することなどあり得ないと気づくであろう。それは、測地学者がその学説を形式ではなく内容によって分類し、耕作地、放牧地、砂地、粘土地、岩地それぞれの測量を論じるような場合と同じである。この新たなエウクレイデスを笑わない者がいるだろうか。従って、具体例に即して企図される法学上の分類はあらゆる混乱の原因であり、そのような分類は、むしろ、論文を書いたり索引を作成する人々に相応しい。彼らならば、様々な章から、女性の権利、聾者の権利、啞者の権利等々を集めることができる。また、法文の方法が現代に全く適応していないという点もまた否定できない。すなわち、教会法、封建法、破産の問題をどこにも上手く位置づけられないのである。学説彙纂や勅法彙纂では確かに通用する秩序づけは、古法のやり方であって、「豚がミネルヴェに向かう」ように、現代のやり方に対峙している。” (*Nova methodus*, II, §. 10)

- 2) ただし、後にライプニッツは、『新方法』の改訂を意図した一連の修正補充の中で、この一節にもかなり手を加えており、特に法学提要の方法については、むしろ「真の方法に相当近い *non parum accedere ad veram*」との肯定的評価を与えている。アカデミー版 (*Sämtliche Schriften und Briefe*, VI, *Philosophische Schriften*, I [1930], 297-299; II [1966], 523) に即して修正後の § 10 のテキストを以下に再現しておく。

*Sed tenedum est recta Methodo rerum rationes, et documenta universalia apparere, et simul compendia non dispendiosa, et diffusam latissime certitudinem obtineri. Ut adeo obicem Methodo ponere, sit veram rei scientiam nolle: qui methodum negligit, discit ierum quae nescit se jam didicisse, et quae etiam ubi didicerit nescit, Memoria quoque multitudine praeceptorum obruitur, et quae supervacuo labore vix animo impressa sunt, vel effluunt rursus, vel in usum prompta non sunt, nisi ex fundamentis suis exurgant, quod exponere Methodus ipsa est. Fatendum autem est Institutionum Iustiniani Methodum non parum*

accedere ad veram: Digestorum vero opus etsi materia pulcherrimum, forma nonnihil perturbatum esse et fortuito quodam ordine constare, ut vel ex Cujacii paratitlis, et Iac. Gothofredi serie patet, summorum in antiqua Iurisprudencia virorum. Quid enim magis incongruum quam occasione arrepta ab his, qui arbitrium receperunt et sententiam dicere coguntur (quod processum judiciarum pertinet), infercire titulum de nautis, cauponibus, stabulariis ut recepta restituant; ex homonymia recepti. lib. Dig. 4., quanquam Iac. Gothofredus aliam connexionionem rationem quaerat, quemadmodum et de negotiis gestiis libro tertio, et de pactis secundo plane praeter rem agi constat, dum occasione speciei totum genus alieno loco infercitur. Et talia in Digestis et Codice non pauca occurrunt. Caeterum Methodus Iurisprudentiae non ex fanto sed juris visceribus sumenda est; nec tam personae et res, quam jura personis rebusque affixa tractantur. Nam si Methodum facti sequimur, cur non prosequimur, subdividimusque personas et res ex Physicis Ethicisque, v. g. Personas in surdos, mutos, coeros, hermaphroditos, perfectos, viros, foeminas, impuberes, minores, adultos, divites, pauperes, nobiles, magistratus, rusticos, peregrinos, haereticos, schismaticos, etc., Res: in dividuas, individuas, pretiosas, viles, mobiles, immobiles, se moventes, thesauros, nummos, res fungibiles, quadrupedes, equos, feras, etc. Cur, inquam, non ita Titulos Juris distribuimus, et in singulis quid juris sit explicamus? Haberet quidem id quoque usum suum in majore sustemate et quasi Encyclopaediam juris daret, sed non nisi indicis officium praestaret; scientiam ipsam per sua principia non explicaret. Patet scilicet hac ratione secuturas infinitas repetitiones, soli remissioni ad practica profuturas indicis ritu, nec posse rem ad universalia redigi causasque; ac perinde fore ac si Geodaeta non formae se materiae ratione doctorinam suam partiretur, et ageret de dimensione agrorum arenosorum, argillosorum, saxosorum, etsi hac quoque ratione aliqua practicis profutura dici possent. Quis non hunc novum Euclidem rideret? Ita igitur Jurisprudentiae divisio a concreto sumpta, omnis confusionis principium est, si systema facere debeat, et ad eos potius petinet, qui vel tractatus vel indices scribunt, hi possunt ex variis Titulis colligere Jura foeminarum, mutorum surdorum, lignorum, lapidum, aedificiorum, animalium etc. ut in Oeconomia Legali Gryphiandri, quod Patri familias etiam prodesse potest. Fatendum tamen est in positivo jure peculiarem esse Facti tractationem instituendam, sed praeliminarem tantum, dum facta interdum pro nullis vel pro aliis habentur quam sunt; fictione quadam aut vel per aversionem. De caetero vero jurium ipsorum ordo est sequendus in systemate juris, facto ad repertoria aut tractatus aut ad philosophiam, philologicam juris remisso de quo infra. Caeterum

quae hodie ad praxin faciunt non pauca ignota Romanis, plerumque ab interpretibus alieno loco inserantur. Illud quoque negari non potest, Methodum legum hordieno aevo plane parum esse accomodatam: In Digestis certe et Codice perpetua ordinis (ubi aliquis adest) causa est veteris Juiris ratio, quae tantum ad hodiernam, quantum leges Atticae ad recessus imperiales Germanorum.

“しかしながら、正しい方法によって、事物の仕組み、一般的な実例、そして同時に、それほど弊害のない便法を明らかにして、できる限り広範にわたって確実さを維持すべきである。事物の真の知識を欲しないということはまさに方法を妨げることになる。すなわち、方法を無視する者は、自分が既に学んだのかどうか分からないことやどこで学んだかさえ分からないことを、再び学ぶ他なく、記憶もまた教えの多さに圧迫されるので、それらは、無駄な努力によって心に僅かに刻みつけられているか、あるいは、再び忘却されるかであり、また、その基礎から更新されるのでなければ、実用に供されることもない。以上の点を明らかにするのは方法自身である。ところで、ユスティニアヌスの法学提要の方法が真の方法に相当近いことは認めねばならない。これに対して、学説彙纂という作品が、内容的には非常に優れているとしても、形式的には、多少混乱しており、古代の法学上の優れた人々の何らかの偶然の序列に基づいているということは、例えばクヤキウスのパラティトラやヤコブス・ゴトフレドゥスによる一覧から明らかである。例えば、「船主、宿主、厩主は引き受けた通りに返還すべし」という学説彙纂4巻9章を、引受契約という同音異義語を根拠に、詰め込むことは、ヤコブス・ゴトフレドゥスが別の関連づけを探索してはいるけれども、仲裁を引き受け裁定を下すように（これは裁判手続に属する）義務づけられた人々が入り込んだ偶然というよりはむしろ一貫性を損なっている。つまり、特殊な例を機会に種全体が関係のない場所に詰め込まれるならば、主題に明らかに反して、事務管理に関する3巻5章や合意に関する2巻14章を論じていることになる。そしてまた、このようなことは、学説彙纂及び勅法彙纂において決してまではない。更に言えば、法学の方法は事実ではなく法の要点によって構成されるべきである。そして、人と物ではなく、むしろ、人の法と物の法が関連づけられて論じられるべきである。というのも、もし事実の方法に従うならば、自然学や倫理学に基づいて、例えば、人を、聾者、啞者、盲人、両性具有者、成熟者、男性、女性、未成熟者、未成年者、成年者、富者、貧者、貴族、官吏、農民、外国人、異端者、棄教者等々へと、また、物を、分割可能な物、分割不可能な物、高価な物、安価な物、動産、不動産、自ら動く物、宝物、貨幣、代替物、四足獣、馬、野生の動物等々へと、絶えず列挙し分割しない理由があるだろうか。更に、敢えて言うならば、このようにして、法の章立てを配分し、その一つ一つについて、何が法であるかを説明しない理由があるだろうか。確かに、それは、より大きな体系では役立つであろうし、法の百科全書のようなものをもたらすであろう。しかし、それは、単に項目づけという配慮を示すだけで、知識そのものをその原理を介し

methodus legum」では、「教会法Jura Ecclesiastica」や「封建法Jura feudalia」といった法分野が「どこにも上手く位置づけられないnullibi commode inseritur」からである<sup>3)</sup>。そもそも、「方法methodus」とは、これらの用法からも明らかのように、認識作用の準則というよりは、むしろ、獲得された知識の存在形式たる体系systemaを意味しており、知識の教授や習得という教育的側面からみれば、「記憶memoria」、「発想inventio」、「判断judicium」といった「人間固有の習性habitus hominibus proprii」が発揮される枠組みに他ならない<sup>4)</sup>。それ故、新たな法典においても、当然、学習者たる人間の習性に相応しい方法が求められ

---

て解明するわけではない。その結果、当然明らかなように、無限の繰り返しが続いていき、それらは索引のように実践上の負担軽減に役立つに留まり、問題や事件が普遍的次元へ収斂することなどあり得ない。それは、測地学者がその学説を形式ではなく内容によって分類し、砂地、粘土地、岩地それぞれの測量を論じるような場合と同じであろう。たとえ、そのような測量も何らかの仕方ですべて役に立つことができ得るにしても、この新たなエウクレイデスを笑わない者がいるだろうか。従って、具体例に即して企図される法学上の分類は、体系を構築せねばならない場合、あらゆる混乱の原因であり、そのような分類は、むしろ、論文を書いたり索引を作成する人々に相応しい。彼らならば、様々な章から、グリュフィアンドルス [ギファニウス] の『法文節約術』にあるように、女性の法、聾者の法、啞者の法、樹木の法、石の法、建築物の法、動物の法等々を集めることができるし、そのようなものは、家長にとっても有益であり得る。ただし、実定法において、事実に関する独自の取り扱いが必要であることは認めねばならない。しかし、それは、何らかの擬制や忌避を口実にしばしば事実が存在しないものとみなされたり、別様に解されたりする限りにおいて、予備的な取り扱いにすぎない。これに対して、法の体系においては、法そのものの秩序に従うべきであり、事実は、参考書や論考、あるいは、法の哲学や文献学に委ねられる。この点については後述する。今日実務に相応しい事柄でローマ人に知られていないものは少なくなく、それらは、大抵、解釈者たちによって無関係な箇所に組み込まれている。法文の方法が現代に十分に適応していないという点もまた否定できない。学説彙纂や勅法彙纂では確かに通用する秩序づけ(何らかの秩序があるとして)の仕組みは、古法のあり方であって、アッティカ法がゲルマニア [神聖ローマ] 帝国議会決議に向き合うように、現代のあり方に対峙している。”

3) 以上のような「ユスティニアヌスの方法の欠点」は、『法典改革案Ratio corporis juris reconcinandi』(1668年)の中でより詳細に分析されている(Sämtliche Schriften und Briefe, VI, Philosophische Schriften, II, § §. 7-70)。

4) Nova methodus, I, §. 22.

る。そのような方法としてライプニッツが推奨したのは、「定義definitiones」と「規則praecepti」から構成されるいわゆる幾何学風mos geometricusの叙述形式であった<sup>5)</sup>。この方法の下では、「普遍的準則によって同時に無限の特殊な準則が習得されるgeneralibus regulis infinitae speciales simul discentur」だけでなく、「概念の精確な定義accuratae terminorum definitiones」を起点に「自ら流れ出る事物の極めて自然な連関naturalissima rerum ex se fluentium connexio」によって「記憶memoria」もまた「促進されるjuvatur」ので、学習者は「確実な法認識solida juris cognitio」を到達することができる<sup>6)</sup>。

これらの議論に、当時台頭しつつあった幾何学風の自然法論の影響を窺うことは確かに容易である。しかし、事はそれほど単純ではない。というのも、幾何学風の方法が登場する以前にも、「ユスティニアヌスの方法の欠点methodi Justinianae vitia」を克服しようと試みる様々な潮流が存在しており、ライプニッツ自身もまた、それらの潮流の成果を強く意識し、『新方法』の叙述に組み込んでいるからである。ライプニッツは、「方法」一般を、方法全体を規

5) Nova methodus, II, §. 6.

6) “以上に対して、新たな方法は、それが精確なものであるならば、信じ難い程の便益をもたらすであろう。まず、例えば、普遍的な準則とともに無限の特殊な事柄が修得される時、修得すべき事項に関する驚嘆すべき便覧がもたらされるはずである。この場合、前提とされた類から徐々に種へと下降して行き、しかも、普遍への単なる包摂に基づかないものだけが言及される。というのも、フェルデヌスが『エレメンタ』の序言で、ある場合に未成年者が保佐人を必要とし、ある場合に錯乱者が保佐人を必要とし、またある場合に、不在者が管財人を必要とする旨特に命じなければならないのは何故か適切に吟味した通りであるから。つまり、それは、「自らの事務を自分で管理でない者は保佐人を必要とする」という、政治の諸原理そのものからも明白な一般的準則が存在するからなのである。次に、類の定義に基礎づけられた概念や、類の差異それ自体から相互に対立する種の差異が導出されるならば、記憶そのものが、自ずから流れ出る事物の極めて自然な連関によって、細心の注意をもって促進されるであろう。要するに、精確な方法は概念の精確な定義なしにはあり得ず(というのも、類の定義は種を定立する差異の鍵のようなものであるから)、同じ作業によって確実な法認識は企てられ、そうすることで、法において未解決の事件を普遍的論拠を介して解決する道も開かれるであろう。以上の通り、記憶も判断も方法の完成に左右されることは明らかである。”(Nova methodus, II, §. 11)

定する「普遍的準則generalis regula」の有無によって、「自然的方法methodus naturalis」と「便宜的方法methodus occasionalis」とに二分している<sup>7)</sup>。さしあたり、幾何学風の方法が前者に、「ユスティニアヌスの方法」が後者に、それぞれ属すると考えられていることは明らかであるが、上記の諸潮流の内にも、「自然的方法」を標榜するものがあつた。ピエール・ド・ラ・ラメーの弁証術改革、とりわけ、その「方法」論の影響を受けたいわゆるラムス主義法学がそれである。従つて、同じく「自然的」であることを目指すライプニッツの「新たな方法」には、幾何学風の方法のみならず、ラムス主義法学の方法もまた何らかの形で継承されているはずである。まず、ライプニッツは、「二分法dichotomiae」と「図表tabellae」を用いるラムス主義一般を、専ら「定義」を扱う方法として位置づけている<sup>8)</sup>。定義、すなわち、「法概念の解明explicationes terminorum juridicorum」にとつて、「知識全体をいわば地図のようにtotam scientiae velut geographicam mappam」あるいは「各地域のように個々にspeciatim singulas quasi provincias」概観できる図表は極めて有益である。しか

7) “方法論あるいは整理術は方法(もしくは認識の秩序)について扱う。ところで、方法とは、自然的方法であるか、便宜的方法であるかの何れかである。他のものなしに理解でき、逆に、それなしには他のことが理解できないような事柄は全て、他のことよりも先に提示されねばならないというのが前者の準則である。一方、後者については、如何なる一般の準則も示すことはできず、準則は無限に多様である。以上の点については、ヤコブス・アコンティウスが、『方法について』という小著、及び、『悪魔の策略』に付加された書簡において、多くのことを述べている。〈また、アウグスティヌス・ボンナエウスの著書もかつて私には無視できないように思われた。更に、ラムス主義者や半ラムス主義者たちも、たとえ他の面ではあまり役に立たないにしても、ここでは有用である。彼らが論理学の最終部分を方法に費やしているのは決して不当ではなく、その方法によって、一定の結論へと向かう健全な推論には還元されない事柄の連関が教示され得るという点について、敢えて黙すべきであらうか。〉なお、方法に関しては、ヨハネス・ネルデリウスやアブラハムス・カロウィウスの著書もある。”

(Nova methodus, I, §. 26. <…> 内は改訂に向けた補充部分)

8) “定義、つまり、法概念の解明は、規則や準則を付け加えることなく、それだけに特化した小さな著作で論じられるべきである。この場合、それは法の区分と呼ぶことができる。その方法は、アルファベット順ではなく、精密で確実であるべきであらう。というのも、確実で自然的な方法においては、驚くべき程に、事柄が事柄を解明し、記憶

が促進されるからである。このような作用に極めて適しているのが図表である。その助けによって、まず全般的図表においては、知識全体をいわば地図のように、続いて、各地域のように個々に、一目で見渡すことができる。古代の人々には知られていなかったこのような図表は、ペトルス・ラムスとその弟子たちによって初めて推奨された。彼らの中でも、テオドルス・ツウィングルスは倫理及び政治に関して、ヨハネス・トマス・フレイギウスは法に関して、それぞれ顕著な勤勉さを発揮した。他にも数え切れないほどの人々の一群が彼らに追随したけれども、我々が求めているような方法、つまり、自然的方法に到達した者はほとんどいない。というのも、比類無きウェルラムウスがペトルス・ラムス及びラムス主義者たちに正当にも反駁している通り、彼らは、二分法に固執する余り、事物を把握するのではなくむしろ縮減しており、その結果、事物は、まるでウナギのようにいつの間にか滑り落ちるか、個性という実の代わりに区別という無用の殻を残すからである。”(Nova methodus, II, §. 7)

なお、ライプニッツは、『新方法』改訂に向けて、この一節にも次のように手を加えている。

Definitiones seu explicationes terminorum juridicorum peculiari libello tradi possunt, nullis admixtis praeceptis seu regulis. Methodus ejus vel potest esse Alphabetica, ut in Lexicis juris, vel quod malim accurata et solida, ita libellus mereretur titulum Partitionum juris. Mirum enim quam in bona Methodo res explicet, et memoria juvetur. Vellemque ipsos Lexicorum vel dictionariorum scriptores rerum ordinem sequi, ut in Mathematicis fecit Osannamius, quam divellere quae se mutuo explicant, cum facile sit Alphabeti commoda indice supplere. Partitionibus commodissimae sunt Tabulae quarum ope licet uno obtutu primum in generali conspectu habere totam scientiae velut geographicam delineationem, deinde vero speciatim singulas quasi provincias lustrare. Hae Veteribus rarius usitatae, a Petro Ramo ejusque discipulis magis celebratae sunt: Magnam quoque in illis diligentiam posuit Theodorus Zwingerus in Ethicis Politicisque, et in Jure aliisque Joh. Th. Freigius; hos innumerabium aliorum caterva secuta est, sed vix assecuta quod optamus, Methodum, inquam, naturalem. Nam, ut recte Petro Ramo Ramisque objecit incomparabilis Verulamius, effecere illi anxietate dichotomiarum, ut rem coangustarent magis quam comprehenderent, quae interea velut anguilla elabebatur, aut pro grano proprietatum inutiles divisionum paleas relinquebat. Caeterum aliquando convenit plures partiendi rationes, tanquam diversos considerandi modos, jungi inter se, ita etsi eadem prodeant species infimae seu pro infimis sumtae; diversa tamen diversis divisionibus nascuntur genera subalterna seu species mediae; et licet in elementaribus unam partitionem aptiorem seligi praestet, in pleo tamen systemate nec aliae negligi debent; quod parum observatum



し他方で、「二分法」による概念区分への固執は、「事物を把握するのではなくむしろ縮減するrem coangustant magis quam comprehendunt」ことになり、事物の秩序に即した「確実で自然的な方法methodus solida et naturalis」の獲得を妨げるとされる。とはいえ、ベイコンの所論<sup>9)</sup>に依拠したこのような二分法批判は、二分法それ自体の方法的意義を否定するものではない。ライプニッツ

---

methodistis.

“定義、つまり、法概念の解明は、規則や準則を付け加えることなく、それだけに特化した小さな著作で論ずることも可能である。その方法は、法の辞書の場合のようにアルファベット順であったり、私がむしろ好むように精確で確実なものであったりするが、後者の場合、その小著は法の区分という表題が相応しいであろう。実際、優れた方法においては、驚くべき程に、事柄が事柄を解明し、記憶が促進される。また、私は、辞書や字引の著者たち自身も、事物の秩序に従うことを望みたい。オサナムウスが数学に関して述べている通り、アルファベットに適した項目を付けることは簡単であるとしても、相互に解明し合う事柄をどれほど損なうことか。区分に最も適しているのは図表である。その助けによって、まず全体的な展望の下に、知識全体を地勢の概略図のように扱い、続いて今度は、各地域のように個々に、一目で見渡すことができる。古代の人々には極めてまれにしか用いられることのなかったこのような図表は、ペトルス・ラムスとその弟子たちによってより強力に推奨された。彼らの中でも、テオドルス・ゾウィングルスは倫理及び政治に関して、ヨハネス・トマス・フレイギウスは法その他の領域に関して、それぞれ顕著な勤勉さを発揮した。他にも数え切れないほどの人々の一群が彼らに追随したけれども、我々が求めているような方法、つまり、自然的方法に到達した者はほとんどいない。というのも、比類無きウェルラミウスがペトルス・ラムス及びラムス主義者たちに正当にも反駁している通り、彼らは、二分法に固執する余り、事物を把握するのではなくむしろ縮減しており、その結果、事物は、まるでウナギのようにいつの間にか滑り落ちるか、個性という実の代わりに区別という無用の殻を残すからである。しかも、今や、複数の区分法が、多様な考察方法と同じように、相互に結びついているという点に異論はない。例えば、同じ最下位の種、つまり、最下層に相当するものとして取り出された種が示されたとしても、様々な区別によって、関連する類、あるいは、中間の種が様々な生まれるであろうし、また、基礎的段階において、より適当な区分を選択できたとしても、完全な体系においては、他の区分が無視されるべきではない。しかし、方法論者たちによって以上の点が尊重されることはほとんどなかった。”

9) Bacon, Of the proficience and advancement of learning (1605), b.II. DE METHODO SINCERA, SIVE AD FILIOS SCIENTIARUM.

が高く評価しているラムス主義の図表とは、要するに、普遍概念から特殊概念へと枝分かれ式に描き込まれた項目表であって、その作成にあたってはまさにこの二分法が不可欠であることは、何よりもライプニッツ自身が作成した『新方法』の図表を一見すれば明らかである。ライプニッツが警戒しているのは、事物の本性に即した文字通り「自然的」な方法が二分法の濫用によってかえって損なわれてしまうという逆説的事態なのである。

それでは、ライプニッツにおいて、もう一方の「自然的方法」、つまり、幾何学風の方法とラムス主義の関係はどのように理解されているのであろうか。この点に直接関わる議論を『新方法』に見出すことはできないが、『新方法』公開の三年後、マインツ選帝侯の下で法典改革事業に従事するライプニッツが当時ヘルムシュテット大学教授であったコンリングに宛てた書簡の中で、「ラムスの方法methodus Rami」と「エウクレイデスの方法methodus Euclidis」が比較されている<sup>10)</sup>。「ローマ法のあらゆる法文一つ一つをその判断理由が依拠するそれぞれの準則へと関連づける *universas Iuris Romani Leges, ad suam singulas regulam, unde decidendi ratio pendet, reducere*」ためには、「概念termini」を扱う「語句的要約*digestio verbalis*」ではなく、「命題*propositiones*」

10) [...] *Tabula fundamentorum Iuris confecta univeras Iuris Romani Leges, ad suam singulas regulam, unde decidendi ratio pendet, reducere cogitat mecum Amplissimus Lasserus Consiliarius Moguntinus, Cancellarii quondam filius, vir diligentissimus ac juris apprime gnarus. Nullam Legem, nullum Paragraphum omitti, suo omnes loco collocari, Index velut proba quaedam assecutoria, ostendet. Ita habebitur Digestio aliqua non terminorum juris Romani (quales sunt digestiones seu methodi quae fiunt per divisiones et subdivisiones, Ramaeo more, quales Vulteji, Althusii etc.) sed propositionum; nec verbalis sed rationalis. Inter quas tantum interest, quantum inter methodum Rami et Euclidis, quarum illa tantum disponit, haec simul demonstrat. Ex hac digestionem rationali Legum omnium ex aliis legibus pendentium (quales sunt Digestorum pleraeque, non tam juris novi constitutoriae, quam veteris interpretatoriae atque applicatoriae) rationes apparebunt. Ratio autem legis est instar mille commentariorum, quia hinc omnis eius interpretatio pendet. Nam omnis interpretatio constat ampliatione (ut vocant) ad casus similes, et limitatione in ordine ad dissimiles. Iam ampliatio fit ob eandem, limitatio ob cessantem rationem. [...]*(Sämtliche Schriften und Briefe, II, Philosophischer Briefwechsel, II, I, 31-32)

を扱う「推論的要約*digestio rationalis*」が相応しく、「両者の間の違いは、丁度、整理だけを行うラムスの方法と、同時に証明も行うエウクレイデスの方法の相違に匹敵する*inter quas tantum interest, quantum inter methodum Rami et Euclidis, quarum illa tantum disponit, haec simul demonstrat*」というのである。「解釈全体*omnis interpretatio*」が個々の法文の「立法理由*ratio legis*」に左右される以上、法文間の理由づけの連関を公理論的論証として再構成することが望ましい。他方、「ラムス風に分割や細分化を用いた要約*digestiones quae fiunt per divisiones et subdivisiones, Ramaeo more*」は、体系的な概念区分を提示できても、立法理由の連関を把握できないが故に、法の「自然的方法」としては不十分である。ここで、ライブニッツは、ラムス風の「ローマ法概念の要約*digestio terminorum juris Romani*」を試みた法学者として、ヴェルテュスやアルトゥジウスの名を挙げているが、彼らについては既に『新方法』の中でも言及されていた<sup>11)</sup>。それによれば、両者は、「法の学術化を試みた*Jus in Artem redigere tentavit*」点では評価されるべきであるが、法に

“…法の基礎についてまとめた図表を用いて、ローマ法のあらゆる法文一つ一つをその判断理由が依拠するそれぞれの準則へ関連づけることを、私とともに、マインツの顧問官で元宰相の御子息でもある著名なラッセルス氏、極めて勤勉で法にとりわけ精通しておられる氏が計画しております。如何なる法文、如何なる条文も見逃すことなく、全てのそれぞれの場所へ配置するために、いわば適切な保険として、索引を用意します。このようにして、ローマ法の諸概念（ウルテュスやアルトゥシウス等の著書のように、ラムス風に分割や細分化を用いる要約もしくは方法は、そのような諸概念の要約です）ではなく諸命題の要約、つまり、語句的要約ではなく推論的要約を手に入れることができるでしょう。両者の間の違いは、丁度、整理だけを行うラムスの方法と、同時に証明も行うエウクレイデスの方法との相違に匹敵します。この推論的要約によって、他の法文に由来するあらゆる法文（学説彙纂の法文の大半は、新法の構成部分にあたる法文だけでなく古法を解釈し適用する法文も含めて、これにあたります）の理由づけが明らかになることでしょう。ところで、立法理由は千の注釈にも値します。というのも、法文解釈全体がこの立法理由に左右されるからです。実際、解釈全体は、類似する事件への（そう呼ばれている通り）拡張と、異なる事件に応じた限定とに基づいています。つまり、拡張は同一の理由の故に、限定は理由の喪失の故に、それぞれ行われるのです。”

11) “法の方法については様々な人々が様々な仕方で行っている。それらの全て、

すなわち、コラシウスやマッタエウス・ステファヌスによる法の方法に関する論考、『市民法注解』におけるドネルスの方法、『真の法哲学』のコピウス、ホッペルスの『セドゥアルドゥス』、マルティヌス・デル・リオの『諸原理』、ズルツバッハにおいて小ヘルモンティウスの手により最近ラテン語とドイツ語でも出版されたオクタウィウス・ピサヌスのかの著名な『リュクルゴス』、フェルデヌス、プーフェンドルフェウス、ズッカエウスが称賛すべき仕方でも企図したこと、そして、聡明なるトマシウス氏の判断によれば、最良ではないが確かに最悪でもないグロティウスのやり方等々についてふれようとは思わない。というも、[たとえそうしたとしても]改良ではなくもむしろつまみ食いになりやすいからである。とはいえ、ヨハネス・アルトゥシウスとヘルマヌス・ウルテュスについては一言しておきたい。前者は『ディカエオロギア』において、後者は『ローマ法学』において、単に言葉だけではなく、実際に、法の学術化を試みた。しかし、これはトリポニアヌスの方法について嘆いたことでもあるが、両者もまた事実と法を混同している。というも、二つの法学、すなわち、事実の法学と法の法学があるというのが、アルトゥシウスによる最初の区別であるから。つまり、これでは、事実を論ずることが法学の任務であり、法について扱わない法学というものが存在するかのようである。他方、ウルテュスは、中でもとりわけ、債務を、物の法の対概念であるかのように、人の法に還元している点において、不十分であるように思われる。というも、後にみるように、準契約のように占有の事実に基づいて発生し、それによって返還へと義務づけられる占有者の債務は、物の法に属しているからである。その他の点についてこれ以上細かく追究するのはやめておく。”(Nova methodus, II, 13)

なお、ライブニッツの改訂草稿では、ウルテュスとアルトゥシウスへの批判は削除され、代わりに、文献が新たに補充されている。

“法の方法については、様々な人々が様々な仕方でも取り組んでいる。それらをひとまとめに論じても無益である。というも、それぞれが何らかの意味で有用な考察を提供しているからである。ここで想起されるのは、コラシウスやマッタエウス・ステファヌスによる法の方法に関する小著、『真の法哲学』のコピウス、マルティヌス・デルリオ、ベネディクトゥス・ウィンクレルム、クリストフス・エヘミアス、ヘンリクス・ゲブハルディウスといった法の諸原理の著者たち、ポディヌスの『法の区分』、ホッペルスの『セドゥアルドゥス』などである。更に、種々の便覧の著者たち、例えば、『方法』のコンラルドゥス・ラグス、『ローマ法学』のヘルマヌス・ウルテュス、小さな著書『ディカエオロギカ』の前身にあたる『ローマ法学』の方のヨハネス・アルトゥシウスもいる。その後にも、より詳細に論じる人々、すなわち、ドネルス、コナヌス、グレゴリウス・トロソナス、『ディカエオロギア』のアルトゥシウス等があり、また、『学説彙纂』、『市民法の方法』、『教会法の方法』、『封建法の方法』、『帝室裁判所法の方法』、『訴訟手続の方法』といった作品があるウィゲリウスの驚くべき業績は、

「事実の方法」を持ち込んだトリボニアヌスと同じように、「事実と法を混同するFactum Juri miscuit」過ちを犯しているとされる。しかし、この点は、各法文の立法理由の連関を把握できないというラムス主義への上記批判とは直接には結びつかない。一方、ライプニッツ自身が試みている通り<sup>12)</sup>、人や物といった事実ではなく、「道徳的性質qualitas moralis」としての「権利jus」や「義務obligatio」を起点に、その「主体subjectum」、「客体objectum」、「原因causa」等を「ラムス風にRamaeo more」論じること也是十分に可能である。実際、アリストテレス＝スコラ学に由来し、法学においても中世以来繰り返し用いられていた四原因等は、トピカの論拠としてラ・ラメーの弁証術に取り込まれた結果、図表や二分法と並ぶ、ラムス主義の特徴とみなされるようになっていた。デ・フロートが賢明にも放棄した<sup>13)</sup>ローマ普通法の体系的再編を、公理論的論証の形式で実現するという極めて困難な課題に取り組もうとしていた当時のライプニッツにとって、ラムス主義的な概念区分は依然として有効な次善策であった。

ライプニッツは、ライプチヒ大学哲学部でヤーコブ・トマジウスの指導を受け、その後法学部へと進んだが、ほぼ同様の進路を辿ったヤーコブの息子クリスティアンもまた、後に、法学初学者向けにラムス主義の功罪を説くことになる。ハレ大学における講義用教材として編まれ、『法学の予備知識をめぐる諸注意Cautelae circa praecognita jurisprudentiae』(1710年)と題されたその著書

決して恩知らずな態度で、軽視し得るものではない。同様に、グロティウス、セルデヌス、フェルデヌス、マエウィウス、ゾウカエウス、テクストール、プーフェンドルフィウス等々の自然法及び万民法の論者たちについても、ここではふれなくておく。フェルデヌスが取り組み始めた『エレメンタ』を完成させることを願いたい。彼は、しばしば弛緩した叙述をするけれども、多くの場合、そこに注目すべき考察を盛り込んでいる。一方、より好評を得ている他の人々は(プーフェンドルフィウスがそうであるように)皮相な議論に拘ることが非常に多い。卓越した法律家マエウィウスによる万民法の序論だけを我々は手にしているが、出版するに値する正当な作品が書類箱の中に隠れているのはほとんど疑いない。”

12) Nova methodus, II, 13 [a]. - 20.

13) Grotius, De jure belli ac pacis (1625), prolegomena, IX. 拙稿「人文主義的法解釈」獨協法学65号(2005年)95頁、注120参照。

は、法学習得の前提となる知識を、哲学的諸学科や専門学科ごとに簡潔に提示するものであり、「哲学史*historia philosophica*」<sup>14)</sup>及び「論理学*logica*」に関連して、ラムス主義を取り上げている。哲学史上、ラ・ラメーは、ヴァッラ、ヴィヴェス、アグリッパと並んで、「アリストテレス及びスコラ哲学に直接反対した*Aristotelem et philosophiam scholasticam directo oppugnarunt*」人々の一人に数えられており<sup>15)</sup>、「ラム斯的論理学*logica Ramea*」は「真理の発見術の改良よりもむしろ、アリストテレス論理学もしくはオルガノンの無益さの周知に貢献した*felicior fuit in Aristotelicae logicae et organi ineptiis notandis, quam in emendanda arte inveniendi verum*」とされる<sup>16)</sup>。そのようなラム斯的論理学の特徴として挙げられているのは、ライブニッツと同様、「二分法による構成*dichotomiarum fabricatio*」や「図表を用いた学術教示法*modus proponendi disciplinas per tabellas*」である<sup>17)</sup>。トマジウスは、「多くの場合無益な徒勞で

14) この場合、哲学史とは、当時大学哲学部で講じられていた諸学科、すなわち、伝統的な自由学芸、形而上学、自然学、更には、政治学や倫理学といった実践諸学を広く含んだ学問一般の発展史を意味する。

15) *Cautelae*, VI, 88.

16) *Cavendae etiam studioso juris logicae, quae iuridicae vocantur. Uti enim ICti non separata methodo utuntur ad inveniendam veritatem, ita tales tituli originem debent logicae Rameae, qui felicior fuit in Aristotelicae logicae et organi ineptiis notandis, quam in emendanda arte inveniendi verum, unde et logicam suam saltem pro arte disserendi voluit haberi. (Cautelae, X, 16)*

“学習者はまた、「法論理学」と呼ばれる法に関する論理学を備えるべきである。確かに、法律家は、真理を発見するにあたって、特別な方法を用いることがないとはいえず、このような呼び名はラムス論理学に由来する。ラム斯的論理学は、真理の発見術の改良よりも、アリストテレス論理学もしくはオルガノンの無益さの周知に貢献した。それ故また、ラムスは、自らの論理学が少なくとも論証術とみなされることを望んだのである。”

17) *Ad has merito referuntur dichotomiae superstitiose affectae quibus post Ramistas autor instructorii ubique utitur. Non merentur eae, ut tanquam arcana sapientiae juvenibus sub fide jurata instar thesauri custodienda carissime endantur, cum dichotomiarum fabricatio fit res maxime inutilis, et si superstitio accedat, ridicula, ac si parum solertis sis ingenii, non difficulter res confusissimas per dichotomias*

あるest res maxime inutilis]」として、「盲目的に信奉される二分法dichotomiae superstitiose affectatae」を揶揄する一方、「聞き手に講述された事柄もしくはは講述されるべき事柄を図表にまとめても、愚鈍な者たちの能力を啓発することはないし、才能ある人々には不快と嫌悪をもたらすことになる proponere auditoribus tradita, vel tradenda in tabellis, stupidorum ingenia non excitat, ingeniosis taedium et nauseam parit」と述べて、「図表tabellae」の教育的効

continuas secernere possis.

Ex hoc nimio dichotomiarum studio dichotomiarum studio Ramistico profluxit etiam alius modus parum prudens proponendi disciplinas per tabellas. Habent tabellae suum usum, si ipse auditor tentet tradita ab aliis in ordinem redigere, ac ita iudicium suum pariter exercere et memoriae consulere. Habent et similem intuitu memoriae usum in docentibus. At proponere auditoribus tradita, vel tradenda in tabellis, stupidorum ingenia non excitat, ingeniosis taedium et nauseam parit. (Cautelae, X, 22-23)

“ラムス主義者たち以後、教師が所構わず用いている二分法へのこのような盲目的信奉について言及しておくのが適切である。この二分法は、叡知の秘密であるかのように、宝として保持するとの宣誓の下で、若年者に売り渡すほどのものではない。というのも、二分法による構成は多くの場合無益な徒勞であり、たとえ盲信が勝ったにしても、それは笑うべきものである。それ故、もし貴君が才能に欠けているとしても、連続する二分法を用いれば、錯綜した事柄を難なく整理することができるであろう。(注t:二分法がラムス主義者によって盲目的に称賛されたことは、ラムスの弁証術へのアウドマルス・タラエウスの講義1巻137頁以下、同158頁、及び、2巻352頁から明らかである。それによれば、事物は必要な限りにおいて分割されるべきとされ、しかも、ある時は、二つの部分に、ある時は、それ以上の部分に分割することが要求される。例えば、四元素や五原色が二分法によってよりよく理解され得ると彼が考えるとき、そこには馬鹿げた試みの例が示されている。同様に、無秩序に着席している膨大な数の聴講者を僅かな工夫で記憶可能であるとも述べられている。)

二分法によるこのように過剰なラムス主義的熱心さからは、更にまた別の決して賢明とはいえないやり方、つまり、図表を用いた学術記述法が生み出された。聞き手自身が他人によって講述された事柄を整理し、なおかつ、自らの判断力を均等に発揮し、記憶を補う場合には、図表は役に立つ。また、教授する際にも、記憶という観点から、図表は同様の効果を有する。しかし、聞き手に講述された事柄もしくはは講述されるべき事柄を図表にまとめても、愚鈍な者たちの能力を啓発することはないし、才能ある人々には不快や嫌悪をもたらすことになる。”

果に疑問を呈している。更に、アリストテレスの自然学に由来するいわゆる「四種の原因*quatuor causarum genera*」を、トピカ的な論拠として、「実践的で道徳的な学術*disciplinae practicae et morales*」に適用することの「不合理さ*absurditas*」も指摘され<sup>18)</sup>、「ラムス主義*Rami secta*」に対するトマジウスの観方は総じて批判的である<sup>19)</sup>。これらの欠点にもかかわらず、ラムス主義が「法

18) *Cautelae*, X, 24.

19) 確かに、図表については、トマジウスも、「講述された事柄の整理*tradita in ordinem redigere*」、「判断力の均等な発揮*judicium pariter exercere*」、そして、とりわけ「記憶の補助*memoriae consulere*」に際して、その「効果*usus*」を認めてはいるが、そこにはもはや、半世紀前のライブニッツにみられたような肯定的評価はみられず、むしろ、広く普及することで逆に陳腐化したラムス主義的な教育手法への皮肉を読み取ることができる。このような態度は、「最も有名な教師*auctor instructorii notissimus*」に関する次の一節に顕著である。

*Quare nec mirandum, si hodiernum inveniantur fere ubique fatellites Rami, etsi forte de Ramo vix fando audierunt, aut in Rami doctrinam invehantur, et ad logicam Aristotelicorum suas doctorinas applicare studeant. Talis est autor instructorii notissimus. Sed horum ineptiae vitandae.* (*Cautelae*, X, 21)

“従って、ラムスについて話されるのを聞いたり、ラムスの教説に肩入れし、アリストテレスの論理学にラムスの教説を当てはめようとする者が恐らくほとんどいないとしても、今日なお、ほとんど至る所に、ラムスの信奉者が見出されることに驚くべきではない。最も有名な教師さえそのようなものである。しかし、このような馬鹿げた事態は避けられねばならない。”

また、「ラムス哲学の教説*doctrina philosophica ramistica*」は「瑣末な法的議論の由来を見通すために役立つ*utile est, ut agnoscat originem doctrinae legulejisticae*」との指摘も、「アリストテレス哲学の教説*doctrina philosophica aristotelica*」は「それが法律家にとって全く役立たないことを論証するために役立つ*utile est, ut demonstrat, eam Jcto nil prodesse*」という反面教師的な評価と同様、その教育的効果を正面から認めるものとは言い難い。

*Utile autem est, ut studiosus juris prae reliquis doctrinas philosophiae stoicae, aristotelicae et ramisticae calleat. Stoicae ad intelligendas pandectas, aristotelicae, ut demonstrat, eam Jcto nil prodesse, ramisticae, ut agnoscat originem doctrinae legulejisticae.* (*Caitelae*, VI, 98)

“とはいえ、法を学ぶ者は他でもないストア哲学、アリストテレス哲学、及び、ラムス哲学の教説を理解する方が有益である。つまり、ストア哲学の教説は学説彙纂を理



律家たちに大いにもてはやされ、今日の法律家においてもなお用いられている *commendavit se valde Jctis, apud quos etiam hodie, etiam apud inscios in usu est*」原因として、トマジウスは、「アリストテレスの信奉者たちが極めて拙いやり方でラムスを妨害した *admiratores Aristotelis pessimis artibus Ramum suppresserant*」こと、及び、「ドイツの法律家の多くがフランスの法律家の弟子であるか、あるいは、彼らの著書を高く評価していたために、ラムスの論理学がドイツの法律家へと伝えられた *multi ex germaniae Jctis vel discipuli erant Jctorum Gallorum, vel horum scripta valde aestimabant, inde etiam logica Ramaea ad Jctos Germanicae transiit*」ことの二点を挙げ、「ラムスの弁証術 *Rami dialectica*」を「法学上の範例 *exempli juridici*」で敷衍した「法論理学 *logica juridica*」と、「ラムスの方法 *methodus Ramistica*」に即して著された「パラティトラ *paratitla*」や「法学体系書 *systema juridicum*」に、その影響の具体例を見出している<sup>20)</sup>。

---

解するために、アリストテレス哲学の教説はそれが法律家に全く役立たないことを論証するために、ラムス哲学の教説は瑣末な法的議論の由来を見通すために、それぞれ有益なのである。”

20) *Rami vero secta etsi philosophis fuit exosa, commendavit tamen se valde Jctis, apud quos etiam hodie, etiam apud inscios in usu est. (Cautelae, VI, 89)*

“実際、ラムス主義は、哲学者にとっては憎むべきものであったにもかかわらず、法律家たちには大いにもてはやされ、今日の法律家においてもなお、しかも未熟な法律家においてさえ、用いられている(注t:後述10章17節以下)”

*Quia tamen admiratores Aristotelis pessimis artibus Ramum suppresserant, aegre hoc ferebant cordatiores et inter eos potissimum Jcti, unde ab isto tempore Jcti plerique Rami dialecticam sequebantur.*

*Et quia multi ex germaniae Jctis vel discipuli erant Jctorum Gallorum, vel horum scripta valde aestimabant, inde etiam logica Ramaea ad Jctos Germanicae transiit, qui paratitla sua et sustemata juridica ad methodum Ramisticam ab illo tempore componere inceperunt.*

*Imo ipsi Jcti Rami partes adversus Aristotelicos desidentes susceperunt.*

*Inde natae etiam logicae juridicae et loci legales topici, qui adhuc hodie magis quam par est, aestimari solent. (Cautelae, X, 17-20)*

“アリストテレスの信奉者たちは極めて拙いやり方でラムスを妨害したこともあつ

## II.

若い時分に幾何学風の自然法論の洗礼を受けたライプニッツやトマジウスが法学教育という文脈で依然として意識せざるを得なかったラムス主義とは一体

て、賢明な人々、その中でも特に法律家は、これを嫌い、その結果、当時、非常に多くの法律家たちがラムスの弁証術に追随した。(注o: この点をめぐるラムスの動向については、ダラエウス [フライギウス?] 『ペトルス・ラムスの生涯』、ラウノユス『パリ大学におけるアリストテレスの軌跡』、ラムスの弁証術をプファルツ選帝侯領に導入すべきか否かに関するザキアス・ウルシヌスの鑑定書を参照せよ。また、ベーズの書簡が、ヤコブス・マルティヌス『理性の鏡』2巻15章に収録されており、そこでは、ラムスの信仰心やその消滅について若干の言及がみられる。パスキエの『フランス研究』もここに加えておく。)

また、ドイツの法律家の多くがフランスの法律家の弟子であるか、あるいは、彼らの著書を高く評価していたために、ラムスの論理学はドイツの法律家へと伝えられ、彼らは、それ以降、彼らのバラティトラや法学体系書をラムスの方法に即して著述し始めた。(注p: 例えば、ウェーセンベキウス、ラウテルバキウス。同じ方法は多くの法学論考にも普及している。)

法律家自身がアリストテレス主義者に対抗するラムス主義者に与したことは言うまでもない。(注q: 例えば、ペトルス・フリデルス・ミンダヌスは『ラムスの教示に従った論理的区分』を著している。ヘンリクス・レンネマヌスもラムスの論理学を擁護する著作を出版しており、これに対してスケルビウスが激しく反駁した。ヒエロニムス・トレウトレルスは『ラムスから集めた弁証術の要諦』を書いている。ラムスの擁護者及び反対者については、レイマヌス『論理学の歴史』52, 66, 68, 71, 74, 84, 86, 96, 98頁を参照せよ。)

そこから生まれた法論理学や、今日においてもなお一定していない法のトピカ的論拠は、一般に評価されている。(注r: 例えば、ヨハネス・トマス・フレイギウスはそのような意味での『法論理学』を著しており、そこでは、ラムスが詩学や弁証術上の範例を用いたように、法学上の範例が至る所で用いられている。不適切な呼び名。例えば、「キリスト教的算術」がそうである。そこでは聖書から範例が引き出されている。更に、今日、機会ある度に、思わず、ミデルブルクのエウエラルドゥスの『法学論拠集』を模倣しない者があるだろうか。ただし、この論拠集については、上記第4節で述べた点に注意を要する。模倣することで分かることだが、準則のこれほどの膨大さと制約は真理の真摯な探求者に吐き気を催させる。)"

何か。同時代の彼らの証言に依拠しつつ、ラムス主義法学の具体像に迫ることが本稿の課題であるが、その前提として、ラムス主義の原型たるラ・ラメーの弁証術の要点をまず押さえておくべきであろう。「談論 *το διαλεγεσθαι*」を語源とする「弁証 *διαλεκτική* : *dialectice* : *dialectica*」は、人間固有の「徳 *virtus*」あるいは「能力 *facultas*」の一つとして、何かを「論究すること *disserere*」に他ならず、またそれは、ソクラテスとアルキビアデスの対話<sup>21)</sup>にもある通り、「理性を用いること *το λογω χρησθαι* : *ratione uti*」と同義である以上、「論理 *λογική* : *logice* : *logica*」とも呼ばれる<sup>22)</sup>。「技芸 *ars*」一般がそうであるように、この弁証

21) Alcibiades, 129c.

22) “弁証とは論究に関わる徳であり、このことはその名称の故に理解される。すなわち、談論すること＝ディアレゲスタイ（ここから弁証＝ディアレクティカは名詞化されている）と論究することは一つで同じことを意味しており、討論し議論すること、要するに、理性を用いることである。そして、それはまた、ソクラテスとアルキビアデスが次のように話している通りである。ソクラテス「談論することと理性を用いることは同じであるとは思わないかね」。アルキビアデス「もちろん思います」[129C]。これがこの能力の最初の名称であり、後に今度は、同じ意味で、論理＝ロギケーと呼ばれるようになった。これらの名称に満足したラテン人は、自らの言語に独自の名称を求めようとはしなかった。とはいえ、ラテン語弁論の二人の指導者、すなわち、キケロとファビウス [クィンティリアヌス] は、何か別のことをラテン語で論じているかのように、弁証を、「判定」や「討論」と呼んでいる。例えば、キケロは、『ルクルス』の中で、「弁証はいわば真偽の判定あるいは審判人として生み出されたとあなた方は言う」と述べ [Academicae quaestiones, 4=Lucullus, 28, 91]、ファビウスは、『弁証術教程』第2巻 [20, 7] で、弁論が徳であると証明しようとした際、弁証が徳になる以上、「討論もまた徳であろうし、これほど魅力的で明白な弁論についてもはや如何なる疑いも生じないであろう」とし、第12巻2章 [13] では、「同様に、この弁証術の部門、あるいはむしろ、我々はそれを討論術と呼びたい」と述べている。確かにその通りではあるが、両者とも、どちらかといえばギリシャ語のほうを重視している。従って、我々もまた、彼らに倣って、ラテン語の代わりに、弁証や論理という名称を用いるとしても、名称について十分に、つまり、その諸部門を説明するべきであろう。そもそも、弁証は、その他の技芸の能力と同様、本性、教説、実践によってもたらされる。というのも、本性が論究の初歩を教授し、教説が教授のために適切で均整のとれた助言を用意し、実践が技芸から学んだことを実践させ完成させるからである。これら三つの書は、学芸全体を享受し称賛するために必要不可欠である。その第一の書は、全知

という徳が発揮され「弁証術*ars dialectica*」として実用に供されるためには、「本性*natura*」、「教説*doctrina*」、「実践*exercitatio*」を通じた「教授*institutum*」が不可欠である。というのも、「全知全能の神が永遠不滅の記号によって我々の魂に刻みつける *aeternis characteribus in animis nostris Deus optimus, maximus imprimit*」本性は、「論究の初歩 *disserendi principium*」を教授し、「自然の勤勉な観察者が、かの永遠不滅の記号を模範に、それを真似た文字によって写し取る *naturae diligens observator imitatis notulis ad aeternarum illarum notarum exemplar effingit*」教説は、「適切で均整のとれた助言 *propria et congruentia consilia*」を与え、「手と舌によって親しまれる *manus linguaque amplectuntur*」実践は、「技芸から学んだことを実践させ完成させる *instructum ab arte in opus educit, atque absolvit*」からである。弁証術のこれら「三つの部門 *tres partes*」の内、本性は「生まれつき備わっている部門 *pars insita*」であり、また、実践は「意思に委ねられる部門 *pars voluntaria*」であるので、両者は既に「我々に内在している *sunt in nobis*」。これに対して、教説だけは「外部から教師によって付与される必要がある *extrinsecus a magistris assumenda est*」。とはいえ、弁証が徳の一つである以上、教説の範例そのものは、神が人間に刻み込んだ本性、つまり、「自然的な弁証 *dialectica naturalis*」に求められねばならない。従って、「自然による教授の過程をより深く見通し注意を払い、この最良の導き手の下、教えられた道筋を賢く辿って歩いて来ることができた者 *naturae institutionis cursum qui penitus perspicere, et intueri, atque hac*

---

全能の神が、永遠不滅の記号によって、我々の魂に刻みつけ、第二の書は、自然の勤勉な観察者が、それら永遠不滅の記号を模範として、それを真似た文字によって写し取り、そして、第三の書は、(単なる物知り以上を望む限り)手と舌によって愛される。従って、弁証術の三つの部門の中で、第一の部門(こちらの功績が最も大きい)と第三の部門(第二の功績はこれに属する)は我々に内在している。つまり、一方は、生まれつき備わる部門であり、他方は、意思に委ねられる部門である。しかし、第二の部門(これにはごく僅かな場所しか残されていない)だけは、外部から教師によって付与されねばならない。この極めて小さな部分を除けば、この徳を身に付けるにあたって人間に欠けているものなどないのではあるが。”(*Dialecticae institutiones* (1543), 5r.-6r.)

optima duce, in via sibi monstrata sapienter insistere, atque ingredi potuerit) は、弁証に関しても、「きわめて優れた技芸や教説を生み出す *artem et doctrinam pulcherrimam efficit*」はずである<sup>23)</sup>。この「自然による教授

23) “ところで、自然的な弁証、すなわち、天性、理性、知性、あらゆる事物の創造者たる神の似像であり、そしてまた、幸福なる者の光であり永遠の光を恋い焦がれる者であるそれは、人間に固有のものであり、人間とともに生まれた。従ってまた、人間は、生まれると同時に、その本性に全く固有の欲求をもって、ある者はより卓越し熱烈な欲求をもって、ある者はより持続的な欲求をもって、ある者はより怠慢な欲求をもって、理性の使用へと導かれる。つまり、星辰が光を共有するように、人間は全て理性を共有しているが、ある星辰が他のある星辰よりも光り輝き目立っているように、人間においても、ある者は、他の者よりも、天性において秀で本性上卓越している。これが、論究の源であり、自然による教授である。この自然による教授の経過をより深く見通し注意を払い、この最良の導き手の下、教えられた道筋を賢く辿ることから始めた者は、きわめて優れた技芸や教説を生み出すであろう。それ故、このことに、勤勉に努力し、また、知性の全認識を集中すべきであり、そうすれば、我々は、論究の内に、自然が自ずから何をもたらし示してくれるかわかるであろう。そこで、自然の力がより一層明らかになるように、これほど多くの生きている人間の中から（自然の創意と判断力において秀でた者ではなく）、むしろ自然の高貴さに鑑み人間に驚嘆するためにも、弁論する技術がそのようなものであると伝聞や噂にさえ聞いたことがない田舎の何も知らない葡萄農家たちを選んで、彼らに、今年の収穫量や出来高について、それがどれだけの量の葡萄酒になるのか尋ねてみよ。そのとき、まるで鏡のような彼らの天性から自然の似像が反射するであろう。そういうわけで、この自然という助言者が何をもたらすのかに注目してもらいたい。まず、私が考えるには、自らにおいて黙する人々は、何らかの理由づけを考案し、論拠を発見して、それによって問いに答えるべきである。次に、十分に適切に認識した場合には、それを無造作に表現するのではなく、これらを試し探求する私に誰かが答えてくれるのに近いやり方で、理路整然とまとめられ区分された認識を表現すべきである。嵐や豪雨、更には、長雨の日照り不足が起こるほどに一年の変化が多様な場合には、(既にふれたような)豊作への望みはない。また、その年のほとんど全ての日において日差しが無く湿っていれば、確かに、何かよいことなどほとんど期待できない。他方、例えば、ある人々がフランスから外の地域へ出かけようとする際に、彼らにパリはどこか尋ねるならば、彼らは、ネーデルラントやスペインとの国境で首都の所在地を正確かつ流暢に答えるであろうし、一つ一つ区分けされた区画、すなわち、学校のある大学区、法廷や宮廷のある島区、商人やその他あらゆる職種の人々が住む残りの区域を列挙するであろう。そしてまた、認識された事物の整理とそれへの賛嘆とをもって、これほど偉大な営為の担い手に尋ね

naturae institutio] は、「生まれると同時に、その本性に全く固有の欲求をもって、理性の使用へと導かれる simul atque natus est, ad rationis usum proprio quodam naturae studio rapitur] 人間の「魂 animi」に、「不確かな事物について確信を得るための正確かつ明敏な運動 motus ad inveniendam rei dubiae fidem subtiles, et acuti」と「その確信を表現し、事物の尺度や数に従って配置し評価するための賢明かつ慎重な運動 motus ad exprimendam, et pro modo numeroque rerum collocandam, atque aestimandam prudentes, et moderati」を惹起する。この「二重の運動 genimi motus」に従う限り、「葡萄農家 vinitores」が「今年の収穫量や出来高 consequentis fertilitas, atque ubertas」について正確に予測し、フランスからの旅行者が「パリ Lutetia」の「所在地 situs」や「区画 partes」について整然と答えるのと同様に、「事物の普遍的な認識 universa rerum cognitio」にもまた到達可能である。しかし、そのような認識が「より卓越した仕方 excellentius」で遂行されるためには、自然の営為への

---

るとき、以上と同じことは、事物の普遍的な認識において、(例えば、かの古代の哲学者、野山の牧人、詩人たちが、技巧を欠きつつも、知識への渴望に捕らえられたように) 遥かに卓越した仕方で示されることであろう。従って、自然は、(何かを論じる機会が生じた場合) 我々の魂にある二重の運動を引き起こす。すなわち、一方では、不確かな事物について確信を得るために、正確かつ明敏な運動を、他方で、それを表現し、事物の尺度や数に従って配置し、評価するために、賢明かつ慎重な運動を引き起こすのである。学問が決して離れてはならず、いわば神のように付き従うべきものは、信頼に値する自然の観察である。というのも、自然の叡知が模倣できたならば、彼は自らの責務を立派に果たしたことになるから。それ故、彼は、アレクサンドロスを描こうとしたアペレースが、アレクサンドロスのあらゆる部分と各部分の特質を観察したのと同様に、細心の注意深さをもって、人間の天性に植え付けられた生来の警告を遵守し、観察され気づいた点を自然に近い図表と写しにまとめ、論究する人々に模範として提示するであろう。そうすれば、このきわめて精巧な鏡のような自然によって、自然の形態の崇高さを見通し、何か汚れが混入しても、それを洗い流し拭き取ることができる。しかも、そうすることで、(かつて自然の生徒であった) 技芸が、ある程度は、自然の教師となり得る。というのも、自然はそれほど確かでも一定でもなく、むしろ、自然の認識やその力の描写において、より一層確定し安定するからである。つまり、自然はそれほど弱々しく無力ではないが、技芸の助けによって、より一層勢いづき活発になり得るのである。…”(Dialecticae institutiones, 6r.- 7v.)

「賛嘆 *admiratio*」とともに、「認識された事物の整理 *rerum cogitarum dispositio*」が欠かせない。確かに、弁証教授全体を通じて、自然が「教師 *magistra*」であり技芸が「生徒 *discipula*」ではあるが、「信頼に値する自然の観察 *certa naturae observatio*」に基づいた教説が、「多少とも *quodammodo*」、この師弟関係を逆転させることがある。というのも、「自然はそれほど確かでも一定でもなく、むしろ、自然の認識やその力の描写において、より一層確定し安定する *nulla natura est tam firma, constansque, quin sui cognitione et virium suarum descriptione firmior, et atque constantior*」からである。自然に倣いつつ自然を教授すること、つまり、「細心の注意深さをもって、人間の天性に植え付けられた生来の警告を遵守し、観察され気づいた点を自然に近い図表と写しにまとめ、論究する人々に模範として提示する *summa diligentia, monitiones illas humanis ingeniis insitas, atque ingenitas observat, easque animadversas, et notatas in naturae simillimam tabulam, imaginemque concludit*」ことこそ、教説の名に相応しいのである。弁証をめぐる教説の内容は、自然が人間の魂に引き起こす先の二重の運動に対応して、「発想 *inventio*」と「判断 *iudicium*」という二つの部門に区分される<sup>24)</sup>。「それによって問いが究明されあるいは提

24) “…そこで、我々は、問いが提起されると、その解明のために教説の助言を利用する。教説の諸部門は、(アペレースから離れることのないように)人間の内に生きている真理に倣って教授されるべきである。教説の二つの部門とは(なぜ二つかと言えば同等同一の数が模範の内に存在するから)発想と判断であり、かの模範においては全ては生き生きとしているけれども、ここにあるのは厳密には描写され模倣されたものにすぎない。それ故、発想の教説は、問いを究明しあるいは提示できるような技巧的な発想となる。というのも、この場合、発想は、教説の一部であって、教説の全てではなく、しかも、我々は、相応しい語句の欠如に際して、他の語句や全てに共通の語句を用いることを強られるからである。ところで、それによって問いが究明され提示されるころのものは論拠と呼ばれている。なぜなら、それは、「証拠立てる」、つまり、事物を吟味し証明するからである。例えば、ウェルギリウスの『アエネーイス』4巻 [13行]には、「恐れは卑しい心を証拠立てる」とある。ウェルギリウスの発想法が自然に属するものであるとするならば、技芸上の発想法も同じでなければならない。従って、魂が、議論する中で、自然に、論じられている事物の原因、結果、基体、属性、差異、あるいは、これらに由来する別の何かに出会うや否や、技芸のこの部門は、

示されるところのもの *id quo quaestio tractatur, atque exponitur*」、すなわち、「論拠 *argumentum*」を発見することが、ここに言う「発想」であり、しかもそれは、あくまで「人間の内に生きている真理に倣って *ad exemplar illud viventis in homine veritatis*」教授される「技巧的な発想 *artificiosa inventio*」である。従って、「魂が、議論する中で、論じられている事物の原因、結果、基体、属性、相違、あるいは、これらに由来する別の何かに自ずと出会う *animus disputando naturaliter incidit in earum rerum de quibus agitur, causas, effecta, subiecta, dissidentanea, caeteraque ab illis orta*」場合と「同じ発想法 *iidem inveniendi modi*」が、「発想の教説 *doctrina inveniendi*」として提示されねばならない。他方、「判断」とは、「発想された事柄を配置し、そのような配置に基づいて、提示された事柄について判定すること *res inventas collocare, et ea collocatione de re proposita iudicare*」であり、その教説においては、「自然的な判断によって予め定められた点を規則として定立すべきである *id praeceptis instituemus, quod naturale iudicium praestiterit*」<sup>25)</sup>。また、そのよ

---

同じ痕跡に依拠して、問いの大小何れの部分についても次のように考えるよう命ずるであろう。すなわち、原因や結果など、自然上のあらゆる結びつきが提示されるように。それ故、問いの結末部分から二種類の論拠が生じる。一方は主たる論拠であり、もう一方は主たる論拠に由来する。第一のものは、原因、効果、基体、属性、差異の五つからなり、第二のものは、類、種、名称、注解、関連、証言、比較、分割、定義の九つからなっている。” (*Dialecticae institutiones*, 8v.- 9r.)

25) “以上に続くのは、判断、つまり、技芸の最も重要でよく知られた部門である。この徳を通じて、人間の魂は、とりわけ自らの本性の確実さに気づく。というのも、たとえ身体という狭苦しい獄舎に繋がれ閉じ込められているとしても、魂は、事物の評価と判断を通じて、自らを解放し自由にするからである。つまり、魂は、事物において何が真で何が偽であるかを、この徳から照らし出される光によって識別し、著しく不可解で混乱した事物を極めて明解な秩序の下にまとめ上げることで、天命に限りなく近づき、天空の父祖の叡知に与るのである。従って、これほど卓越した徳を説明するにあたっては、最大限の注意が払われねばならない。そこで、この部門の教説も、(発想の部門と同様に) 自然の忠告に依拠することで、自然的な判断によって予め定められた点を規則として定立すべきであろう。というのも、技芸によって教示されるものは何であれ、単に真理であるだけでなく、むしろ有用で、かつ、本性に適合し調和するものでなければならぬからである。それ故、我々は、自然という導き手に従い、判断することによって、発想された事柄の整理を追求する。以上から、我々は、自然に倣って、



うな「判断の教説*doctrina iudicandi*」は、「事物において何が真で何が偽であるかを識別し、著しく不可解で混乱した事物を極めて明解な秩序の下にまとめ上げる *verum quid sit in rebus, falsumque dispicit: res obscurissimas, et turbatissimas ordine clarissimo conponit*」魂の運動、つまり、「自然的な判断 *naturale iudicium*」に依拠している以上、同時に、「記憶に関する最も正確で確実な教説 *memoriae verissima, certissimaque doctrina*」でもあり得る。

以上のような基本構想の下に、ラ・ラメーが意図したのは、スコラ学の中心地パリ大学において教授されていたアリストテレス論理学の改良であった。すなわち、ラ・ラメーは、大半のスコラ学者と同様に、アリストテレスの言う論証 *αποδείξις* と弁証 *διαλεκτική* を区別せず、論理学と弁証術を等置する一方で、人文主義の一側面として当時復興の直中にあったキケロやクィンティリアヌスの修辞学(弁論術)から継承した発想と判断の区分を軸に、オルガノンとして一括されていた論理的教説の取捨選択と再構成を図ったのである。この内、前半の発想論では、アリストテレスではなくむしろキケロ風のトピカ、より直接的には、同時代のルドルフ・アグリコラ『弁証術的発想論 *De dialectica inventione*』(1515年)に従って、論究一般の論拠が列挙解明される。これに対して、判断論では、アリストテレスが分析論で扱った三段論法 *συλλογισμός* が、トピカや弁論術における弁証的あるいは弁論的な推論(エンテュメーマ *ενθυμημα*)と区別されることなく、同じく論究一般の推論形式として論じられる。ラ・ラメーは、このような発想と判断の二部門構成を、『弁証術教程 *Dialecticae Institutiones*』初版(1543年)以来、没年に刊行された『弁証術 *Dialectica*』(1572年)に至るまで維持した。そして、発想の場所、つまり、個々の具体的な論拠を発見する場所としてのトピカの論点 *loci* の一端に挙げられた「定義 *definitio*」<sup>26)</sup>と「分割 *distributio*」<sup>27)</sup>が、判断の次元で方法的役割を果

---

判断を、発想された事柄の配置し、そのような配置に基づいて、提示された事柄について判断する教説と定義すべきである。当然ながら、そのような教説は、同時に、(仮に記憶について何らかの教育が成立し得るとすれば)記憶に関する最も正確で確実な教説でもあるので、判断と記憶という魂の偉大な二つの徳の教授は一つで同一である。従って、判断について述べるとき、(判断術に内に存する)記憶についても述べたことになる。…」(*Dialecticae institutiones*, 19v.- 20r.)

たすという理解も変わることはなかった。しかし他方で、発想論に列挙される論点の数や配列は各書各版毎に異なるし、判断論の構成にも変動がある<sup>28)</sup>。特に、本稿との関係において無視できないのは、判断論における方法の位置づけの変化である<sup>29)</sup>。『弁証術教程』初版において、判断論は「三つの段階 *tres gradus*」に分けられ、方法にあたる「定義」と「分割」は、「三段論法 *sylogismus*」に続く第二段階を形成していた<sup>30)</sup>。ラ・ラメーの言う「三段論法」とは、「問いに対する論拠の確実で一貫した配置 *argumenti cum quaestione*

26) “定義とは、(問われているもの)が何かをその特徴に応じて簡潔に解明する言明であり、定義という名称そのものは土地の測量士から受け継がれた。それというのも、そこでは、土地の定まった領域や境界によって土地の部分が把握されるように、こちらでも、事物の力や本性によって、事物の部分が把握されるからである。また、事物の解明、表明、論証、解釈、説明などと定義は同じである。ただし、我々は、ほとんどの場合、最後の定義という名称だけを、当該論拠の意味において用いる。結局、事物の定義とは、論拠のあらゆる部分に基づく分割のようなものと規定することができる。…” (Dialecticae institutiones, 17v.- 18r.)

27) “次に続くのは全体の部分への分割であり、その四つの方式は最初の四つの源泉から受け継がれている。従って、第一の方式は諸原因に由来するものであり、例えば、動物は一方で人間であり他方で獣であるというような、類の各種への分割がこれにあたる。実際、動物には(たとえ全てではないにせよ)従属する部分の諸原因が含まれている。この場合、全体の部分は何らかの効果であり、類が種へと分割されるのか、あるいは、種の形相や差異へと分割されるのかは全く重要ではない。…分割の第二の方式は効果に基づく。例えば、人間の二つの部分は理性の主たる魂と身体であり、弁証術の三つの部分は本性、学術、実践であるというように。つまり、ここでは、部分が原因であり、全体が効果である。…第三の方式は属性の基体への分割である。例えば、人間のある者は善人、ある者は悪人、ある者はどちらでもなく、また、弁証家のあるものはギリシャ人、ある者はラテン人、ある者は外国人であるといったように。つまり、ここでは、全体が基体であり、部分が属性である。最後の方式は、属性の基体への分割である。例えば、病気に罹っているものの内、あるものは人間であり、あるものは獣であるというように。最後の二つの方式においては、全体が(例えば第一の類のような)部分の内に取り込まれねばならない。…” (Dialecticae institutiones, 16v.- 17r.)

28) Risse, *Die Logik der Neuzeit*. 1. Bd. (1964), 144-163; Bruyère, *Méthode et dialectique dans l'oeuvre de La Ramée* (1984), 203-310.

29) Ong, *Ramus, Method and the Decay of Dialogue* (1958), 225-269; Risse, *Die Logik der Neuzeit*, 149-160; Schmidt-Biggemann, *Topica universalis* (1983), 39-48; Bruyère, *Méthode*, 41-201.

*firma, necessariaque collocatio*」であり、そのように「一つの確実な結論に結びつけられた諸論拠の秩序 *ordo ad unumque certum finem relatorum argumentorum*」を「教示する *tradit*」にあたって、「普遍的な事物 *res universa*」の定義を起点に「各部分へと分割すること *in partes diducere*」のが

30) [...] *Iudicij igitur tres gradus ad eandem naturae matris imitationem optime distinguuntur. De primo nunc agamus, de reliquis suo deinde loco disseretur. Primum itaque iudicium est doctrina unius argumenti firme, constanterque cum quaestione collocandi: unde quaestio ipsa vera, falsave cognoscitur. Dispositio autem ipsa, collocatioque syllogismus appellatur: nec quicquam primi iudicij, et syllogismi nomina differunt: nisi quod hoc solam dispositionem: illud etiam dispositionis artem significat. Nihil vero interest, utrum artem dispositionis, an dispositionem artis exponamus.*

*Syllogismus igitur (ut dispositio definiatur) est argumenti eum quaestione firma, necessariaque collocatio, unde quaestio ipsa concluditur, atque aestimatur: [...]* (*Dialecticae institutiones, 20r.*)

“…以上をふまえるならば、母なる自然に倣い、判断の三つの段階を区別することが最も適切である。ここでは、第一の段階について扱い、残りの段階については、その後、それぞれの箇所であらゆる論じられる。その第一の判断とは、問いに対して一つの論拠を確実に首尾一貫して配置することの教説であり、それによって、問いそのものが真であるか偽であるか見分けられる。ところで、そもそも三段論法もまた、整理や配置と呼ばれており、第一の判断や三段論法といった名称は普及していない。ただし、後者の三段論法が単なる整理の意味であるのに対して、前者の第一の判断は整理術を意味する。しかし、説明されるのが整理の技芸と技芸による整理の何れなのかは問題ではない。

従って、三段論法とは、(整理と定義される以上) 問いに対する論拠の確実で一貫した配置であり、それによって、問いそのものが論じられ判断される。…”

[...] *secundus (qui sequitur) collocationem tradit, et ordinem multorum, et variorum argumentorum cohaerentium inter se, et perpetua velut catena victorum, ad unumque certum finem relatorum: cuius dispositionis partes duae principes sint, definitio, distributioque: res enim primum universa definienda, et explananda: deinde in partes diducenda est: tertium membrum in hac collocatione nullum est: [...]* (*Dialecticae institutiones, 27r.*)

“…(次に続く) 第二の段階は、配置、つまり、切れ目のない鎖によって繋がれているかのように一つの確実な結論に結びつけられた、互いに整合する多くの様々な論拠の秩序を教示する。このような整理の主要な二つの部門は定義と分割である。というのも、最初にまず、普遍的な事物が定義され解明され、次いで、各部分へと分割されるべきであるから。このような配置において第三の部門は存在しない。…”

この第二段階の役割とされる。そして、「弁証的判断 *dialectium iudicium*」は、これらの二つの段階を承けて更に、「あらゆる事物の窮極の目的へと結びつけられるべき人間知識の徳 *scientiarum humanarum virtus ad supremum rerum omnium finem referenda*」を自覚する第三段階に到達する<sup>31)</sup>。ここに言う「あら

31) *Postremus superest dialectici iudicij gradus in perspicienda scientiarum humanarum virtute ad supremum rerum omnium finem referenda positus, ut laboris humani fructus possit aestimari, et optimus rerum omnium parens, atque author agnosci. In qua iudicii prudentia etsi sua quaedam, et propria sunt, instituta, tamen ut secundus gradus a primo sic tertius a secundo, atque ideo a primo confirmatur. Si quis enim tantam rerum magnitudinem animo capere totam simul non possit, ne quid ipsa sibi varietas, ac moles officiat, aciemque mentis amplitudine sua perstringat, primum in brevi ratiocinationis quasi tabella quamdam eius imaginem comprimet, deinde latius proferet, et complementibus artis integram, perfectamque formam coloribus exornabit: sic igitur primum ratiocinabitur. Quae res opera sempiternae, divinaeque sapientiae tanta demonstrant, quanta nec vis, nec potestas humana cogitatione complecti, nedum virtute consequi possit. Haec certe non solum in admirationem, cognitionemque dei libenter homines adducunt, sed ad laudem eius, et religionem pene violenter attrahunt. Artes vero, ac doctrinae omnes, quid nisi immensam rerum varietatem (quae ab optimo, maximoque deo incredibili sapientia conditae sunt, et effectae) intuendo, et admirando persequuntur? Omnis igitur labor, industria, contentio, dignitas, honor literarum, doctrinarumque innum ad summae illius bonitatis, et aeternae potentiae maiestatem laude, iustitia, pietate complectendam adhortatur. Quamoprem cum hanc artium suam dialectica fecerit: primaque iudicij lege probaverit, secundi iudicij spatiis omnia singulatim diducet, artem unam quamdam omnium artium conficiet, atque in his ordine collocatis infinitae divinitatis illius umbras, et imagines spectabit. [...]* (*Dialecticae institutiones*, 35r.- 35v.)

“最後に残された弁証的判断の段階は、あらゆる事物の窮極の目的に結びつけられるべき人間知識の徳を見通すことに向けられ、あらゆる事物の全能の父祖、創造者が、人間の努力の成果を評価し認知できるようにしている。このような判断の叡知について何か固有の手引がたとえ存在するにせよ、第二段階が第一段階によって支えられているように、この第三段階もまた、第一段階と第二段階によって支えられている。というのも、誰かがこれほど豊穡な事物の全てを同時に理解することができないならば、彼は、多様さや多量さが自らを妨げ、その豊かさによって知性の明敏さを損なうことのないように、まず、図表のような簡潔な推論表にその豊穡さの似像を要約し、その

ゆる事物の窮極の目的supremus rerum omnium finis」とは「神Deus」であり、「全知全能の神が信じ難い叡知によって創造し実現した事物の無限の多様性 immensa rerum varietas quae ab optimo, maximoque deo incredibili sapientia conditae sunt, et effectae」の内に「かの無限の神性の影と似像を見出す infinitae divinitatis illius umbrae, et imagines」ことが判断の最終段階として求められている。そもそも魂は、「たとえ身体という狭苦しい獄舎に繋がれ閉じ込められていても quamvis perexiguo corporis ergastulo vincata teneatur」<sup>32)</sup>、

---

上で、より詳細に述べることで、技芸本来の完全な形式を十分な色彩で満たすであろうから。従って、彼は、何よりもまず推論するであろう。永久不変の神的叡知の御業が如何なる事物を証明しているのかは、人間のいかなる働きと能力をもってしても、理解することはできないし、ましてや、徳によって真似ることなど不可能である。人間が喜びをもって神への驚嘆や認識に導かれるだけでなく、ほとんど自発的に神への称賛や敬虔さに誘われるのは、確かにこのためである。これに対して、技芸や教説は、(全知全能の神によって信じ難い叡知の下に創造され実現された)事物の無限の多様性をただ驚き眺めるのでないとすれば、一体何を追求すべきなのであろうか。あらゆる努力、勤勉、追求、尊敬、そして、あらゆる文芸や教説の名誉は、要するに、かの善と永遠の力の最高の卓越性を、称賛と正義と敬虔さによって把握するように人間を駆り立てるのである。そして、諸技芸の中でこの最高の技芸にあたるのが弁証術であり、この弁証術は、判断の第一の法則によって証明し、第二の判断の次元で全てを分割するや否や、あらゆる技芸の中で真に最高の技芸を完成させ、これら整然と配置されたものの内に、かの無限の神性の影と似像を見出すであろう。…”

Principio igitur cum oculorum suorum aciem intenderit, primas sociarum artium grammaticae, et rhetoricae virtutes spectabit, atque ab his divini luminis investigandi ducet initium. Cum enim Aristarchum, Apollunium grammaticos: Demosthenem, Ciceronem oratores: Zenonem, Platonem dialecticos excellentes fuisse audierit: cum se ab inchoatis illis umbris ad aeternas absolutasque ideas extulerit, multo praestantiora omnia excellentioraque abnoscet. [...] (Dialecticae institutiones, 37r.)

“そこでまず、自らの心眼を研ぎすましたならば、互いに関連する文法学と修辞学の主要な徳目に目を向け、それらから、神の光を探求する発端を取り出すであろう。というのも、文法家としてはアリストアルコスとアポロニウスが、弁証家としてはデモステネスとキケロが、そして、弁証家としてはゼノンとプラトンが、それぞれ優れていたと教えられ、かの未熟な影から永遠絶対のイデアへと到達するとき、全てがはるかに優れ卓越していることに気づくであろうから。…”

自らの自然的弁証によって、「天命に限りなく近づき、天空の父祖の叡知に与る *quam proxime fas est, ad illam caelestis patris satientiam accedit*」ことができる<sup>33)</sup>。この自然的弁証を模範に、「未熟な影から永遠絶対のイデアへと到達する *se ab inchoatis umbris ad aeternas absolutasque ideas effert*」ことが、すなわち、技芸としての弁証術の使命なのである。弁証術が最終的にこのようなイデア論に収斂することに対応して、定義や分割もまた、『ピレボス』からの引用<sup>34)</sup>に示されているとおり、真実在 *αληθως ουσια*たるイデアについて「探求し学習し教授する方途 *investigandi, discendi, docendi via*」として位置づけられた<sup>35)</sup>。しかし、このような判断論の構成は徐々に修正されることになる。まず、アリストテレス批判を理由に教育著作活動を禁止される中、友人オメル・タロンの名を借りて公刊された『弁証術注解 *Dialectici commentarii*』(1546年)において、判断の第二段階が、初めて「方法 *methodus*」の名の下に論じられるとともに、第三段階が削除された。その後、新国王アンリ二世の下でいわゆる欽定教授 *professor Regius*に選任されたラ・ラメーは、仏語版『弁証術 *Dialectique*』(1555年)において、イデア論の削除によって二段構成となっていた判断論に命題論を補充し、方法を最終段階とする三段構成の判断論を新たに展開するに至る。

『弁証術』における「方法 *methode*」は、「多数の事物 *plusieurs choses*」を「首尾一貫して配置すること *consequemment disposer*」と定義され<sup>36)</sup>、既に

32) *Phaedo*, 81c.

33) *Dialecticae institutines*, 19v.

34) *Dialecticae institutiones*, 27r. – 28r. = *Philebus*, 16b–e

35) “こうして、神々は、(先に述べたように) 探求し学習し教授するこの方途を我々に示してくれた。 *Dij ergo (ut diximus) hanc nobis investigandi, discendi, docendi viam ostenderunt.*” (*Dialecticae institutiones*, 28r.) = “こうして、神々は、先に述べた通り、このやり方で探求し学習し互いに教授するよう教えてくれた。

*Οι μεν ουν θεοι, οπερ ειπον, ουτως ημιν παρεδωσαν σκοπειν και πανθανειν και διδασκειν αλληλους*” (*Philebus*, 16e)

36) *Methodes est disposition, par laquelle entre plusieurs choses la premiere de notice est disposée au premier lieu, la deuziesme au deuziesme, la troiziesme au troiziesme et ainsi consequemment: Ce nom signifie toute discipline et dispute, neantmoins*

『弁証術注解』において説かれていた通り<sup>37)</sup>、二つの方法が区別されている。一つは、「判明さにおいて完全かつ絶対的に優る事物 *les choses du tout et absolument plus notoires*」を「前置する *preposer*」方法であり、これは「自然の方法 *methode de nature*」と呼ばれる。もう一方は、「教える立場にある者にとってより好都合な事物 *les choses plus convenables à celluy qui fault enseigner*」や「要求するところへと誘い導くことにより適した事物 *les choses plus probables à l'induire et amener ou nous pretendons*」を優先的に配置する賢慮の方法である<sup>38)</sup>。この内、自然の方法は、「必然的言明と根気よく遂行された三段論法とに基づいた判断の質を保証する *respond en qualité de jugement*

---

communement est pris pour adresse et abbrevement de chemin: Et par ceste metaphore est pratiqué en l'eschole par les Grecs et Latins: Lesquels aussi parlantz de Rhetorique l'ont nommé disposition, par le nom du genre: et soubz ce nom nulle doctrine ny d'enonciation, ny de syllogisme n'est enseignée en la Rhetorique, mais seulement est fait mention de la methode. (Dialectique [1555], 119)

“方法とは整理であり、これによって、多数の事物の間において、最も判明なものは第一の場所に、二番目に判明なものは第二の場所に、三番目に判明なものは第三の場所にというように首尾一貫して配置される。この名称は、一般に手段の器用さや簡略さと理解されているけれども、あらゆる学科や論究を意味する。そして、整理は、このような隠喩の故に、ギリシャ人やローマ人によって教育に用いられた。修辞学について著述する人々が様式という名称で呼んだのも整理のことである。この名称の下に、修辞学で教授されるのは、命題論でも三段論法でもなく、ただ方法について述べられるだけである。”

37) [...] *Methodus est multorum et bonorum argumentorum dispositio. Ea duplex est, altera doctrinae, altera prudentiae, non quod utraque prudentiae non sit, sed quod altera doctrinae et artis nil fere habeat, sed ex hominis naturali iudicio prudentiaque pendeat.* [...] (Dialectici commentarii [1546], 83.)

“…方法とは、多数の優れた論拠の整理である。そのような方法には、教説の方法と賢慮の方法という二つの側面がある。しかし、これは、双方がともに賢慮の方法であることを否定しているのではなく、一方が、必ずしも教説的で学術的であるとは限らず、むしろ人間の自然的な判断力と賢慮に依存しているという趣旨である。…”

38) “方法は自然の方法か賢慮の方法かの何れかである。キケロとクィンティリアヌスは整理をこのように区別している。アリストテレスもまたこれについて同様の区別を

à l'énonciation nécessaire et syllogisme deüement conclu」が故に、「芸や教説の教示 la tradition des arts et doctrines」に適している<sup>39)</sup>。このように、判断の真理性を方法によって担保するにあたって、ラ・ラメーが提示する基準は、

教示している。自然の方法とは、明白さと判明さにおいて完全かつ絶対的に優れたものが前置される方法である。アリストテレスが論証に関して最初に述べているのも [Anal. post. 71b73-72a6]、自然においてより明白なものであり、自然において先行するものである。というも、自ずと判明なものは、順序と教説の提示において先行せねばならないから。例えば、原因が、その結果に先行し、それ故、その象徴にも先行するように。あるいは、一般的で普遍的なものが特殊で個別のものに先行するように。…” (Dialectique, 120)

“次は賢慮の方法であり、そこで先行するのは、判明さにおいて完全かつ絶対的に優る事物ではなくて、むしろ、教える者にとってより都合な事物や、要求するところへと誘い導くことにより適した事物である。この方法は、弁論家によれば、賢慮の配置と呼ばれる。というのは、それは、学術や学説の教えよりもむしろ、人間の賢慮に豊富に内在しているからである。つまり、自然の方法が学問の判断基準であるのに対して、学問の方法が世論の判断基準であるという具合に。とはいえ、この賢慮の方法は、哲学者、詩人、弁論家の下で、どれほど尊重されていることか。…” (Dialectique, 128)

39) […] Ceste methode est aussi nommée methode d'art, par ce qu'elle est gardée en la tradition des arts et doctrines: et respond en qualité de jugement à l'énonciation nécessaire et syllogisme deüement conclu. Or donques combien qu'en toutes vrays disciplines toutes reigles soyent generalles et universelles, neantmoins les degrez d'icelles seront distinctz: et d'autant que chacune sera plus generale, tant plus precedera: et generalissime sera le premier en rang et ordre: car il est le premier de clarté et notice: les subalternes suyvront, car ilz sont prochains de clarté: et d'iceux les plus notoires precéderont, les moins notoires suyvront: Et en fin les exemples qui sont specialissimes, seront mis les derniers. Cest methode est singuliere et unique es doctrines bien instituées: Car en elle singuliere et unique est procedé par choses antecedentes du tout et absolument plus cleres et notoires, pour esclarcir et illustrer les choses consequentes obscures et incognues: […] (Dialectique, 120-121)

“…この方法はまた学術の方法とも呼ばれる。というも、それは、学術や学説を教示する際に遵守され、必然的言明と根気よく遂行された三段論法に基づいた判断の質を保証するからである。ところで、真の学科であれば何れにおいても、あらゆる準則が一般的で普遍的であるかもしれないが、それぞれの準則が、より一般的であったり、より先行したりする以上、その度合いは異なるであろう。そして、最も一般的な段



「明晰さclairté」と「判明さnotice」である。教説上の「あらゆる準則toutes règles」は、この基準を満たす度合いに従って、「最も普遍的な段階le degré generalissime」、「副次的な諸段階 les degrez subalternes」、「最も特殊な諸範例 les exemples qui sont specialissimes」の「順序ordre」で教示されねばならず、それは、「文法学Grammaire」を例に敷衍されている通り、「定義definition」を起点とした「分割distribution」という『弁証術教程』以来の手順に他ならない<sup>40)</sup>。確かに、定義と分割という方法の典拠としてプラトンが引用されているけれども<sup>41)</sup>、もはやアイデアについて積極的に論じられることはない。ここでは、方法そのものが、アイデアに代わって、判断全体の真理性を担保する役割を果たしている。後にラムス主義として広く普及することになる方法はこうして生まれたのである。

---

階は順位や序列において第一番目となる。なぜなら、それが明晰さと判明さにおいて第一番目であるから。副次的な段階が次に続く。なぜなら、明晰さに近いから。それらの内、より判明なものは先行し、より判明でないものは後に続く。そして最後に、最も特殊な範例が末端に配置される。この方法は、上手く構成された教説における固有かつ唯一の方法である。というも、教説においては、後続する不明で未知の事物を解明し説明するために、明晰さと判明さにおいて完全かつ絶対的に優れた先行する事物を用いるのが固有のそして唯一のやり方であるから。…”

40) “…以上要するに、この技巧的な方法は、ホメロスが創り出したような長い黄金の鎖のようなものに私には思われる。方法の一つ一つの段階は、この鎖を構成する個々の環に相当し、一方は他方に依存している。そして、全体の秩序と繋がりを断ち切ることなしにはそこから逃れることができないほど、全体をまさに一体として結びつける。しかし、ある非常に重要な事柄をより一層身近に理解するためには、よく知られた例を用いることも必要である。文法学上のあらゆる定義、分類、規則が見出され、それぞれ実際に検討されたが、これら全ての指導事項が別々に書き留められ、乱雑に扱われるとともに、白葡萄酒を醸造する場合のように、壺か何かの中で掻き回されるとしよう。これこそ、弁証術のかの部門が、このように混乱した教育内容を整理し秩序立てるよう私に教えてくれると期待できる場合に他ならない。まず、発想における諸論拠はもはや必要ないであろう。というも、既に全て見出されているからである。個々の言明についてもそれぞれ証明され検討されている。従って、命題に関する第一の判断も、三段論法に関する第二の判断も、不要であろう。こうして唯一残されているのは、方法、つまり、配置に関する確実な方途である。そこで、弁証家は、自然の方

## III.

ラ・ラメーの弁証術は、一連の宗教内乱の中で彼自身ユグノー弾圧の犠牲となった後、フランス本国では間もなく影響力を失ったが、代わって、スイス、オランダ、イギリス等へカルヴァン主義を後ろ盾として普及することとなる<sup>42)</sup>。他方、このようなカルヴァン主義との結びつきの故に、ドイツにおけるラムス主義は、当初、カトリックのアリストテレス主義やルター派のメランヒトン主義と学問教育方法をめぐって各地で度々衝突し、表立った受容は一部の改革派領邦に限定された。三十年戦争終結まで続くこの宗教的対立の時期に現れたラムス主義法学の成果の中から、本稿では、まず、ヨハン・トマス・フライギウスの『法律家の論理学*Lociga iureconsultorum*』(1582年)を取り上げることにしたい。プロテスタントに改宗した晩年のラ・ラメーと親交を結び、彼

---

法の光を頼りに、この壺の中で、文法学の定義、すなわち、「文法学とは上手く話すための教説である」を、それが最も普遍的であるが故に選び、第一の場所に配置することだろう。続いて、この同じ壺の中に、文法の部門を探し求め、それらの部門を第二の場所に配置するであろう。文法学の部門は語源と構文の二つである。そして、その壺の中で、矛盾のないように、第一の部門の定義を分離し、それを、先の例に従って、第三の位置へと引き下げる。このように定義し分類したならば、最も特殊な範例まで下って行き、それらを最後の場所に配置するであろう。もう一つの部門についても同じである。以上、弁証術の教えを整理するために我々は何と苦労したことか。最初は、最も普遍的な教え、次に続くのは、副次的な教え、そして最後は、最も特殊な教えである。…” (Dialectique, 122-123)

41) “プラトンは、『ピレポス』の中で、全ての技芸は、特殊な事物から普遍的な事物まで遡る帰納によって見出され発見される一方で、最高の類から無数の無限の種へと下って行く反対の道筋によって演繹されねばならないと述べている [23e?]。また、『バイドロス』においては、技芸の整理に関して、二つの考え方を考慮する必要を説いている。第一の考えは、類の定義であり、第二の考えは、この類から種への分割である [277b-c]。更に、プラトンは、『カルミデス』においても、最初に身体全体を診ることなく病気の部位の治療から始める医者をも例にこれと似たことを説いている [156b-157c]。” (Dialectique, 121)

42) The Influence of Petrus Ramus (2001), 9-53; 127-199.

の伝記<sup>43)</sup>も書き残したフライギウスは、この『法律家の論理学』の中で、1572年版『弁証術』の内容を、法的事例を用いて逐一敷衍しており、そこには、ラ・ラメーの弁証術の到達点とその法学への応用例を同時に見出すことができる。

弁証術の掉尾を飾る方法は、1572年版『弁証術』において、「同じ種類に属する様々な命題をその本性の判明さに応じて序列化する思考Methodus est dianoia variorum axiomatum homogeneorum pro naturae suae claritate praepositorum」と定義されている<sup>44)</sup>。この定義は、「判断iudicium」を「命題axiomaticum」と「思考dianoeticum」に区分し、後者を更に「三段論法syllogismus」と「方法methodus」に分割する判断論の二分法的三段構成に忠実な表現になってはいるが、その意味するところは、『弁証術教程』以来説かれていた「定義definitio」と「分割distributio」による事物の配置に他ならない。「最も普遍的なものgeneralissima」から「最も特殊なものspecialissima」に至る事物の論理的連関を、「命題axiomata」の「判明さclaritas」という基準に抛りつつ、定義と分割を介して提示することが方法の役割なのである。フライギウスは、『法律家の論理学』第二部判断論の最終第16章において、上記のラ・ラメーによる方法の定義をそのまま引用し、「我々の法に関する方法の範例exempla methodi in iure nostro」、つまり、法文や法学説に見出される定義や分割を整然と列挙している<sup>45)</sup>。法の方法は、まず、「学術全体の方法methodus artis universae」と「学術の各分野の方法methodus partium artis」とに二分される。ユスティニアヌスの法典に見出される学術全体の方法の中では、法学提要のそれが「とりわけ明解praeclara」である。というのも、そこでは、「法学の最も一

43) Petri Rami professoris Regii et Audomari Talaei collectanae praefationes, epistolae, orationes (1599), 580-623.

44) Methodus est dianoia variorum axiomatum homogeneorum pro naturae suae claritate praepositorum, unde omnium inter se convenientia iudicatur memoriaque comprehenditur. (Dialectica [1572], 87)

“方法とは、種類が同じ様々な命題をその本性の判明さに応じて序列化する思考であり、これによって、あらゆる命題の相互の調和が判定され、一括して記憶される”

45) Methodus est dianoea variorumaxiomatum homogeneorum pro naturae suae

claritate praepositorum. Estque a generalibus ad specialia. Definitio itaque generalissima prima erit: distributio sequetur et partium subdivisio usque ad specialissima: eaeque transitionum vinculis colligandae sunt. Exempla methodi in iure nostro multa praeclara sunt: eaque vel artis universae vel partium artis. Artis universae partitio aut veterum est, aut nostrorum hominum. Vetus distributio est Institutionibus, Pandectis, Codice. Institutiones praeclaram methodi speciem prae se ferunt. Primo enim Iurisprudentiae definitio generalissima ponitur: subiiciuntur duae iuris positiones seu species: publicum et privatum, privatumque rursus in naturale, gentium et civile distribuitur: iuris civilis subiecta tria ponuntur, personae, res, actiones: quae toria optimo ordine deinceps a genere summo ad infimas species definiendo, dividendo, exemplis illustrando deducuntur. Ab hoc ordine nonnihil recedunt Pandectae: sunt enim ad edictum praetoris accommodatae, quod totum fere ad cognitionem causarum, seu (ut vulgo loquuntur) ad iuris processum est directum. Tractant igitur ordine de iurisdictione seu competentia iudicis, de in ius vocatione, de satisfactione, de dilatione, de actionibus, de exceptionibus, de appellationibus. Codex Pandectis paulo *μεθοδικωτερος*, in principio subiecta iuris dividit in divina et humana, eaque privata et publica. Privata ad eundem iuris processum, instar Pandectarum, accommodat: publica extremis tribus libris tractat. Caeterum quod ad recentiores attinet, inter eos qui totum ius tractarunt, nullus est Lago *μεθοδικωτερος*. Toto enim iure in Philosophicum et Historicum diviso, deinceps utriusque membra continua serie a summo ad imum deducit. Huic proximi sunt Bodinus, Vigelius, Wesembecius, Hotomanus in Partitionibus iuris elementarijs et Balduinus in catechesi iuris, quem ex sententi Apelli Schefferus secutus est. Atque haec de arte iuris universi. [...] (De logica, 150-152. 引用は1590年バーゼル刊のテキストに拠る)

“方法とは、種類が同じ様々な命題をその本性の判明さに応じて序列化する思考である。また、方法は、普遍的なものから特殊なものへと至る。従って、最も普遍的な定義が最初に位置し、これに分割が続き、最も特殊なものに至るまで各部分の更なる分割が行われるであろう。しかも、これらは、連結の鎖によって一括されねばならない。我々の法に関する方法の範例の多くは非常によく知られており、それらは、学術全体のものであるか、学術の各分野のものであるかの何れかである。学術全体の区分は、古代人によるものもあれば、現代人によるものもある。古代における分割は、法学提要、学説彙纂、勅法彙纂に見出される。法学提要は方法のとりわけ明解な例を示している。というのも、法学の最も一般的な定義が最初に提示されているからである [Inst. 1, 1, 1]。そこにはまた、公法と私法という法の二つの観点もしくは種類が付け

般的な定義*Jurisprudentiae definitio generalissima*」を起点に、法が「公法*ius publicum*」と「私法*ius privatum*」に、私法が「自然法*ius naturale*」、「万民法*ius gentium*」、「市民法*ius civile*」にそれぞれ分割された上で、市民法の「三つの主題*subiecta tria*」、すなわち、「人*personae*」、「物*res*」、「訴権*actiones*」が論じられているからである。しかも、「これら三つは、最上位の類から最下位の種に向かって定義され、分割され、例証されることによって、最良の順序の下に配置されている*quae tria optimo ordine a genere summo ad infimas species definiendo diviando, exemplis illustrando deducuntur*」。これに対して、「法務官の告示*edictum praetoris*」に倣った学説彙纂では、「ほとんど全てが裁判手続に適用している*totum fere ad iuris processum est directum*」ために、「最良の順序*optimus ordo*」からは「かなり後退している*nonnihil recedunt*」し、勅法彙纂は、「神法*ius divinum*」と「人法*ius humanum*」、私法と公法をそれぞれ区別している点において、「幾分体系的*paulo methodικωτερος*」ではあるが、「私法上

---

加えられている。そして、私法は、更に、自然法、万民法、市民法に区分される [1, 1, 4]。市民法の主題としては、人、物、訴権の三つが挙げられている [1, 2, 12]。そして、これら三つは、最上位の類から最下位の種に向かって定義され、分割され、例証されることによって、最良の順序の下に配置されている。学説彙纂はこの順序からかなり離れている。というのも、学説彙纂は、法務官の告示に相応しく、ほとんど全てが事件の審理、つまり、(一般に言われるように)裁判手続に適用しているからである。それ故、裁判権、つまり、裁判官の権能 [D. 2, 1-3]、法廷への召喚 [2, 4-7]、担保の提供 [2, 8-11]、手続の延期 [2, 12]、訴権の付与、訴訟の提起、訴権、抗弁、上訴という順序で書かれている。勅法彙纂は学説彙纂よりも幾分体系的(メトディコーテロス)であり、最初に、法の主題が神法上の事項と人法上の事項に分割されている。神法上の事項 [C. 1, 1-13] が完結した後に、人法上の事項に移行し、後者は更に、私法上の事項と公法上の事項に分割される。私法上の事項が裁判手続に対応しているのは学説彙纂と同じである。公法上の事項については最後の三巻に書かれている。他方、最近の人々に関する限りでは、あらゆる法について論じた人々の中で、ラガス以上に体系的な者はいない。というのも、彼は、全ての法を哲学と歴史に区分し、その上で、両者を、途切れることなく、最上位から最下位へと展開しているからである。彼に匹敵するのは、ポディヌス、ウィゲリウス、ウェセンベキウス、『市民法の基礎的区分』のホトマヌス、『法学教理集』のバルドゥイヌスであり、アペルスの見解によれば、スケップフェルスはバルドゥイヌスに追随したとされる。法の学術一般については以上の通りである。”

の事項は、学説彙纂の場合と同様、裁判手続に対応している *privata ad eundem iuris processum, instar Pandectarum, accomodat*。また、学術全体の方法の「範例 *exempla*」は、以上のような「古代人による区分 *partitio veterum*」だけではなく、「現代人による区分 *partitio nostrorum hominum*」にも見出される。中でも、特に評価されているのは、「全ての法を哲学と歴史に区分した上で、両者を、途切れることなく、最上位から最下位へと展開している *toto iure in Philosophicum et Historicum diviso, deinceps utriusque membra continua serie a summo ad imum deducit*」ラーグスの『両法の方法的教程 *Methodica iuris utriusque traditio*』(1543年)である<sup>46)</sup>。他に、これに匹敵するものとして、ボードン『法全体の区分 *Iuris universi distributio*』(1578年)、ヴィーゲル『全市民法の包括的方法 *Methodus universi iuris civilis absolutissima*』(1561年)、ヴェーゼンベック『市民法学説彙纂パラティトラ *Paratitla in Pandectas iuris civilis*』(1565年)、オットマン『市民法の基礎的区分 *Partitiones iuris civilis elementariae*』(1560年)、ボードワン『市民法教理集 *Juris civilis catecheis*』(1557年)も挙げられている<sup>47)</sup>。

一方、フライギウスが「各分野の方法」と呼んでいるのは、「法の内容そのもの *ipsae materiae iuris*」、「法律家による解答 *responsa iureconsultorum*」、「裁判手続 *processus iuris*」等に見出される方法である<sup>48)</sup>。これらの方法は、それぞれの主題に「特有の方法 *methodus peculiaris*」ではあるけれども、「普遍から特殊

46) 「法全体について論じた人々の中で、ラクス以上に体系的な者はいない *inter eos qui totum ius tractarunt, nullus est Lago μεθοδικωτερος*」とのフライギウスの評価は、ラーグスの『教程』を自らラムス主義風に改訂して、『両法の区分 *Partitiones iuris utriusque*』(1581年)を公刊したことによって裏付けられている。後述参照。

47) ヴェーゼンベックの『パラティトラ』については後述Ⅳ参照。

48) “他方、法の各項目に関しては、法の内容そのものや、法律家の解答、裁判手続のそれぞれに固有の何らかの方法が存在するけれども、それら全てにおいて、普遍から特殊に至る順序のあり方が見出される。すなわち、法の内容に関しては、ウルピアヌスが、学説彙纂12巻1章「貸与物について」第1法文において、普遍から特殊へと向かう法務官の方法的な関心について述べている。(ウルピアヌスが言うには)「文言の解釈に至る前に、表題そのものの意味について若干述べておいたほうがよい。法務官は、契約に関連する多くの様々な権利をこの章の下に加えているために、貸与物という表

に至る順序のあり方 *species ordinis a generalibus ad specialia*」を示している点では共通している。法の内容を扱う方法の範例としては、「我々が他人を信用して締結するあらゆる契約を含意する *omnes contractus, quos alienam fiedm secuti instituimus, complectitur*」趣旨で「貸与物 *res creditae*」という「表題 *titulus*」を用いた「法務官の方法的関心 *studium praetoris methodicum*」に言及する法文<sup>49)</sup>や、「人 *personae*」、「物 *res*」、「原因 *causae*」、「効果 *effectus*」といった「市民法的内容に関して注意深く検討されるべき諸論点 *loci, qui in materijs civilibus diligenter considerandi sunt*」を、例えば「追加作業の通告 *novi operis nuntiatio*」について、「方法的に提示する *methodice proponit*」法文<sup>50)</sup>等が挙げられており、また、様々な訴権や抗弁について、その「定義 *definitio*」と「区分 *divisio*」とともに、「誰に、誰との関係で、何について、如何なる期間において付与されるのか *cui competant, contra quem, ad quid, quamdiu*」論じること方法の一例である。これに対して、法律家による解答においては、「事案 *casus*」、「問題 *quaestio*」、「解答 *responsum*」の三部構成、問題と解答だけの二

---

題を先に提示した。なぜなら、この表題は、我々が他人を信用して締結するあらゆる契約を含意するからである。実際、ケルススが『問題集』の第1巻で述べているとおり、〈貸し与える〉という表現は汎用的である。それ故、法務官は、使用貸借や質についても、この表題で告示を行った。というも、我々が如何なる事柄について同意するにせよ、後に何かを取り戻すために他人を信用した場合には、当該契約に基づいて信用したとみなされるからである。法務官が〈物〉という言葉を選んだのも汎用性があるからである。また同じく、ウルピアヌスは、学説彙纂39巻1章「追加作業の通告について」第1法文15節において、例えば、人、物、原因、効果といったような、市民法的内容に関して注意深く検討されるべき諸論点を体系的に提示している。(ウルピアヌスが言うには)「そこで、如何なる原因で、如何なる人が如何なる人に対して、如何なる場所で通告が行われたのか、そして、通告に如何なる効果があるのか考察されるべきであろう」。更に、パウルスは、同44巻4章「悪意及び強迫の抗弁について」第1法文冒頭において、如何なる理由で悪意の抗弁が認められたのか、どのようにして悪意はなされるのか、当該抗弁は如何なる場合に「相手の主張を」妨げ、如何なる人に対して提起でき、如何なる期間内において付与されるのか、という順序で論じている。そして、訴権については、一般に、定義、区分、誰に、誰との関係で、何について、如何なる期間において付与されるのか論じられている。」(De logica, 152-153)

49) D. 12, 1, 1. Ulpianus, ad edictum, 26.

50) D. 39, 1, 1, 15. Ulpianus, ad edictum, 52.

部構成、事案を省略する代わりに「疑義理由*causa dubitandi*」を付け加える構成、解答部分を更に「議論*altercatio*」と「結論*decisio*」に分ける四部構成等が方法として用いられている<sup>51)</sup>。更に、「古代の法律家の著作断片*iureconsultorum veterum fragmenta*」中に再現されている「請求*actio*」、「抗弁*exceptio*」、「再抗弁*replicatio*」、「反再抗弁*triplicatio*」の連関は、裁判手続の方法の中核に位置する<sup>52)</sup>。法の体系的な叙述のみならず、事案全体を示した上で問題を特定し判断

51) “法律者の解答の多くは、事件、問題、解答の三つの部分から構成されている。例えば、学説彙纂2巻14章「合意について」第35法文、第47法文冒頭及び1節、同15章「和解について」第3法文終節、同3巻2章「破廉恥に問われる者について」第21法文、同3章「訴訟代理人及び弁護人について」第70法文及び76法文、同5章「事務管理について」第13法文、その他無数の箇所にもみられるように。また、ある解答は問題と解答の二つの部分によってのみ構成されているし、ある解答は、同25巻2章「収去物訴権について」第22法文のように、問題、疑義理由、解答から構成されている。ホトマヌスは、法文の説明する際に、このやり方に従っている。更に、ある解答は、事件、問題、議論もしくは討論、結論の四つの部分から構成されている。例えば、学説彙纂20巻4章「質及び抵当において誰が優先するとみなされるか」第16法文、勅法彙纂6巻38章「語句と事柄の意味について」第4法文にあるように。”(De logica, 153)

52) “最後に、古代の紛争解決の方式に関しては、シゴニウスが『裁判論』で長々と論じているのに対して、ラエワルドゥスは、『法廷擁護論』の中で、次のような各区分を簡潔に示している。それはすなわち、当事者名の表示、出頭要求、法廷召喚、訴えの表示、法廷内審問、再出頭担保問答契約、神聖寄託金、審判人の指名、争点の決定、判決の各区分である。他方、古代の法律家の著作断片では、訴権、抗弁、再抗弁が至る所に現れている。例えば、学説彙纂2巻14章第27法文2節では、先行する不請求の合意に基づき原告に対して提起された抗弁が、訴求する旨の後続の合意に基づく再抗弁によって封じられている。また、同7巻9章「用益権者は如何にして返還を担保するか」第7法文[冒頭]によれば、「用益権の名目で物が引き渡され、担保が提供されなかった場合、相続人は物を取戻す訴えを提起でき、用益権の名目で物が引き渡された旨の抗弁が提起されても、再抗弁可能であろう」。同17巻1章「委任訴権及び委任反対訴権について」第5法文[3節]によれば、「私が君に私の土地を100で売却するよう委任したところ、君がそれを90で売ってしまい、私が土地を訴求したならば(ここに訴権が存する)、委任がなされた旨の抗弁は私の請求を妨げることはないだろう。ただし、君が、私の委任内容を下回った残額について保証し、私に決して損害を加えない旨請け合った場合は別である」。同26巻7章「後見人及び保佐人の事務と特有財産について」第46法文[5節]によれば、債務者は、事務執行後見人に対して弁済したならば、被後



見未成熟者に対して法律上当然に免責される。しかし、後見人との間で訴訟が行われている場合には、未成熟者は、当該後見の故に争うことができ、既判事項の抗弁に対して悪意の再抗弁を援用できる。同2巻11章「法廷出頭担保問答契約を何者かが遵守しなかった場合」第4法文最終節によれば、「法廷への出頭のために、不知の故に定められている以上のことを諾約した場合、抗弁が付与されるべきである。しかし、同意の上でそのように多くのことを諾約したならば、諾約者の抗弁は、合意された旨の再抗弁によって封じられるべきである」。また、時には、反再抗弁も生じる。例えば、同27巻10章「錯乱者等のために選任された保佐人について」第7法文1及び2節に見出されるのは、所有物取戻訴権、売却され引き渡された旨の抗弁、担保問答契約の再抗弁、悪意の反再抗弁である。(その箇所でユリアヌスが言うには)「錯乱者のために選任された保佐人が、法務官の付加的命令により担保提供を命じられたけれども、保証を行わず、その一方で、被保佐人の財産中のある物を正当な仕方で譲渡した。錯乱者の相続人が、保佐人によって譲渡された当該物の取戻を請求したところ、<もし保佐人が売却していないならば>との抗弁に阻まれた場合、<あるいはむしろ命令によって付加された担保を提供して売却したならば>との再抗弁が付与されるべきである。そして、保佐人が金銭を受領して錯乱者の債権者たちを諦めさせたのだとすれば、悪意の反再抗弁が当該物の占有者に味方するであろう。錯乱者の保佐人が担保を提供せずに不当に財産を扱ったとの理由で、属州総督が、彼を被保佐人の財産から遠ざけ、彼の代わりに別の者を保佐人に任命したところ、この後者もまた自身で担保を提供せずに、解任された前保佐人を事務管理訴権に基づいて訴えた。その後、錯乱者の相続人は、同一人を事務管理訴権に基づいて訴えたが、同人は、自分と新保佐人との間の既判事項である旨の抗弁を援用した。この場合、<あるいはむしろ訴えた者が担保を提供していたならば>という再抗弁が相続人側に付与されるべきであろう。ただし、このような再抗弁が旧保佐人を利することになるかどうか、審判人が検討することであろう。というのも、もし新保佐人が判決に基づいて支払われた金銭を錯乱者の財産に戻していたとするならば、[相続人の再抗弁は]悪意の反再抗弁によって阻まれるであろうから」。更に、同26巻7章第53法文の場合のように、訴権や抗弁に対して審判人による中間判決が下される場合がある。「政務官アエミリウス・デクステルは、その任期中に、後見人を選任した際、担保提供を命じなかった。その後、後見人の幾人かが後任の政務官によって解任され、デクステルが後見人に選任された。後見人に選任されたデクステルは、二重の理由で、全額につき訴えられた。というのも、彼は、政務官であったとともに、後見人を選任しながら担保提供を命じなかったからである。これに対して、たとえ担保提供が命じられなかったとしても、後見終了の期日において後見人に保証能力があったし、また、保佐人の欠如は後見人の妨げとなるべきではない旨判断された。すなわち、後見終了の期日に至るまで後見人が保証能力を有し続けていたならば、たとえ担保提供が命じられなくても、危険は保佐人の負担となるが、もし

する過程や、次々と条件を付加して請求内容を限定して行く手順もまた、「普遍から特殊に至る順序ordo a generalibus ad specialia」を体現する限りにおいて、「方法」の名に値するのである。

定義や分割による方法の基準となるべき命題の判明さ、つまり、「言明enunciatum」の真偽については、判断論の第一段階において予め論じられている。そもそも「判断iudicium」とは、先行する発想論<sup>53)</sup>において扱われた様々な「論拠argumenta」を「確実な準則certa regula」に従って「配置するdisponere」ことであり、そのような「配置dispositio」としての判断には、「認識noëticum : νοησις」と「思想dianoëticum : διανοια」が含まれる。1572年版『弁証術』の判断論において、ラ・ラメーが、三段論法と方法を思想として一括し、「命題axioma」による認識に対置したことは既にみた通りである。そして、命題とは「論拠について論拠が言明される際の配置dispositio qua argumentum de argumento enunciatur」に他ならない以上、判断論の第一段階はこの言明をめぐって展開されることになる。「前件antecedens」と「後件consequens」の二つの「部分partes」から構成される言明は、両者の「繋がりvinculum」の有無に応じて、「肯定的言明enunciatum affirmatum」と「否定的言明enunciatum negatum」に区別され、「同一の命題が肯定されると同時に否

---

そうでなければ、後見人及び公務官の負担となるとの中間判決が下された。つまり、後見終了時に後見人に保証能力がない場合には、後見人を疑うことなく担保提供も命じなかった者に危険は帰するのである。”(De logica, 153-156)

53) “論理学に関して考察すべき点は区分と適用の二点である。論理学には発想と判断という二つの部門がある。発想は、論拠の発見に関わる論理学第一の部門である。というのも、問いが提示されたならば、その問いを証拠づける論点が求められねばならないからである。しかし、法律家は、疑う理由のない無用の問いに言及することがある。例えば、学説彙纂28巻1章「遺言を為し得るのは誰か」第27法文において、ドミティウス・ラベオーはケルススに次のように書いている。すなわち、「遺言を書くように頼まれ、遺言書を書いて署名した者が証人に含まれるべきかどうか」と。その際、ユウェンティウス・ケルススはラベオーにこう答えた。「貴方が私に何を尋ねているのか私に理解できていないか、あるいは、貴方の質問が全く馬鹿げているかの何れかである。というのは、ある者が法律上証人に数えられるべきかどうか問うことは、当人が遺言書を書いたのである以上、全く奇妙であるから」と。”(De logica, 3-4)

定される場合には命題間の矛盾が生じる *nascitur axiomatum contradictio, quando idem axioma affirmatur et negatur*。『法律家の論理学』第二部判断論の第1章では、以上のような言明の部分をめぐる一般論が敷衍され<sup>54)</sup>、「ためらい疑いつつ何かを肯定したり否定したりする *quicquam quasi dubitanter et sub ενδοιασμω* affirmant, aut negant」法律家たちに相応しい「慎重な言明方法 *modesta enunciandi ratio*」の範例を列挙されている<sup>55)</sup>。これに続いて第2章で扱われているのが、言明の「属性 *affectiones*」としての真偽の問題である。

---

54) *Adhuc prima dialecticae artis pars fuit in Inventione: pars altera sequitur in Iudicio. Iudicium est pars Logicae de disponendis argumentis ad bene iudicandum. Certa enim dispositionis regula unumquodque iudicatur: unde haec pars Logicae et iudicium a fine et dispositio a forma dicitur. Iudicium est Noëticum seu Axiomaticum, sut Dianoëticum. Axioma est dispositio qua argumentum de argumento enunciat. In eo sunt considerandae Partes, Affectiones, et Species. Enunciati partes sunt duae: prior antecedens, posterior consequens appellatur. Ut, parentibus est parendum. l. 2. de iust. et iur. Pacta sunt servanda. l. 1. de pactis. Ex his partibus oriuntur enunciati affectiones. Affirmatio primum et negatio. Enunciatum affirmatum est, quando consequens cum antecedente componitur: quod fit cum vinculum eius affirmatur. Negatum quando consequens ab antecedente dividitur, cum scilicet vinculum eius negatur. Hinc nascitur axioma tum contradictio, quando idem axioma affirmatur et negatur. [...]* (De logica, 94-95)

“以上の通り、弁証術の前半部は発想であり、これに続く後半部は判断である。判断とは、上手く判断するための論拠の配置を担う論理学の一部門にあたる。つまり、一つ一つの論拠は確実な配置準則に従って判断されるのである。それ故、この論理学の部門は、目的という観点からは判断と呼ばれ、形式という観点からは配置と呼ばれる。判断は、認識、つまり、命題であるか、思想であるかの何れかである。命題とは、論拠について論拠が言明される際の配置である。命題に関しては、部分、属性、種類が考察されねばならない。言明は二つの部分から成っている。先のは前件と呼ばれ、後のは後件と呼ばれる。例えば、「両親には従うべし」、学説彙纂1巻1章「正義及び法について」第2法文、「合意は守られるべし」、同2巻14章「合意について」第1法文。これらの部分から属性が生じる。まず肯定と否定がそれである。肯定的言明は、後件が前件に結合される場合、つまり、言明の繋がりが肯定される場合に生じる。否定的言明は、後件が前件から分離される場合、つまり、言明の繋がりが否定される場合である。同一の命題が肯定されると同時に否定されると、命題の矛盾が発生する。”

言明あるいは命題の真偽は、後件が前件との関係において「真verum」であるか「偽falsum」であるかによって区別される。また、後件が前件について「常に真であるsemper verum est」場合、その言明は「必然necessarium」と呼ばれ、「如何なる前件についても決して真ではあり得ないde nullo unquam verum esse potest」場合、その言明は「不能impossibile」と呼ばれる。1572年版『弁証術』において、ラ・ラメーは、さしあたり真であるけれども偽の可能性も否定できない「不確定contingens」な言明、つまり、「臆断opinio」を、「学

55) “しかし、この場合、決して行き当たりばったりではなく、ためらい疑いつつ何かを肯定したり否定したりする法律家においては特に、「…と思われる」、「…と解される」、「…と信ずる」、「…と考える」といった表現を用いた慎重な言明方法が遵守されるべきである。例えば、「種馬の使用権が遺贈された場合、それを調教し、くびきに繋げて車を引かせることができるかどうか検討すべきである。私が思うに、たとえ馬の使用権を遺贈された者が偶然御者であったとしても、彼はそれらの馬を競技に用いることはできないであろう」。学説彙纂7巻8章「使用権及び居住権について」第12法文3[4]節。なお、アレクサンドリアのアレクサンデル[『実り多き日』]5巻8章、ラエワルドゥス『校異集』5巻14章を参照せよ。また例えば、「他人の財産であることを知らなかった債権者に準訴権を付与するのは相当困難であるけれども、占有者として保持し続けることは比較的容易であろう」、学説彙纂20巻1章「質及び抵当について」第1法文[冒頭]。「審判人の判決に基づいて取得した金銭が、義務の対象となり、債務に含められることがないかどうか検討すべきである」、同13巻4章「確定地において与えられるべきものについて」最終法文。「不倫遺言の申立を排除すべきかどうか吟味すべきである」、同5巻2章「不倫遺言について」第8法文10節。「既に後見が終了し、婦女が他人の妻となった以上、夫の養子縁組が大きな妨げとならないか私は考慮する」、同23巻2章「婚姻の儀式について」第67法文2[3]節末尾。「嫁資を供与された者の所有とはなり得ないのではないかと思われる」、同3章「嫁資の法について」第9法文1節。「彼は義務づけられないのではないかと思われる」、同第59法文1節。「妻による所有権取得の妨げとなるものは何もないと解する方がより適切である」、同24巻1章「夫婦間贈与について」第44法文。「被後見未成熟者の信用のために、彼の財産から、後見人自身の財産から支出したならば不名誉となるものの支出を後見人に許すのは行き過ぎである」、同26巻7章「後見人及び保佐人の職務及び責任財産について」第12法文2節。そして、以上のような古代人の言い回しに促されたホトマヌスによれば、同20巻5章「質物及び抵当物の売却について」第7法文[2節]末尾の「売買は無効であるが故に合意は存続する」という文言は、「同意を存続させるべき理由はない」と読まれるべきとされている。”(De logica, 95-96)

術ars」の領分から排除した上で、「学術上の命題axiomata artium」に値する言明の基準を三つ挙げている<sup>56)</sup>。それらの内、「真理言明enunciatum verum」を「不確定言明enunciatum contingens」と「必然言明enunciatum necessarium」とに区分し、「虚偽言明enunciatum falsum」を「不能言明enunciatum impossibile」として「必然言明」に対置させているのが、「全てにおいて *κατα παντος* : de omni」という基準である。フライギウスも、言明のこれら各類型を、範例を引用しつつ敷衍している<sup>57)</sup>。例えば「契約は債務関係である *contractus est obligatio*」という言明が、「投げ込まれた網を購入する者は魚を手に入れるであろう *iactum retis emens aliquid piscium capiet*」や「捕獲可能なほどに傷ついた獣は我々のものである *bestia ita vulnerata ut capi possit, est nostra*」といった不確定言明と異なり、必然的に真であることは明らかであるが、実際のところ、「法に関して、何らかの例外を認めないような準則はほとんどない *paucae in iure regulae sunt, quae non exceptionem aliquam*

56) *Necessarium, quando semper verum est, nec falsum potest esse: et illud affirmatum appellatur κατα παντος, de omni. Impossibile, contra quod de nullo unquam verum esse potest. Axiomata artium sic κατα παντος esse debent, sed praeterea homogenea et catholica. Axioma homogeneum est, quando partes sunt essentiales inter se: ut forma formato, subjectum proprio adjuncto, genus speciei, id appellatur καθ'αυτο per se. Axioma catholicum est, quando consequens semper verum est de antecedente non solum omni et per se, sed etiam reciproce: ut homo est animal rationale: numerus est par vel impar: Lupus est natus ad ululandum. Id appellatur καθολου πρωτον universaliter primum.*(Dialectica [1572], 63)

“常に真であって偽ではあり得ない場合、それは必然である。そして、そのような必然性を認めることを、<全てについて(カタ・パントース)>と呼ぶ。如何なる前件についても決して真ではあり得ない場合、それは不能である。学術上の命題は、このように<全てについて>妥当するだけでなく、更にまた同質的で総称的でなければならない。同質的命題とは、例えば、形相が形成されたものに、基体が固有の属性に、類が種にそれぞれ対するように、命題の各部分が互いの関係において本質的である場合である。このことを、<それ自体において(カタウトー)>と呼ぶ。普遍的命題とは、例えば、<人間は理性的動物である>、<数は偶数か奇数である>、<狼は生まれつき遠吠えする>というように、後件が単に前件全体につきそれ自体において真であるだけでなく、互換的にも真である場合である。これを<まず全体に渡って>と呼ぶ。”

57) “次に、言明は真であるか偽であるかの何れかである。後件が前件について真である場合には、その言明は真であり、そうでない場合は偽である。後件が前件について、ある場合には偽でもあり得るという程度において真である場合には、その言明は不確定である。例えば、〈投網を購入する者は魚を手に入れるであろう〉という言明は不確定である。学説彙纂19巻1章「買主訴権及び売主訴権について」第12法文参照。というのも、たとえ今それが真であるとしても、明日には偽となり得るから。また、トレバティウスは、「捕獲可能なほどに傷ついた獣は我々のものである」と述べているが、別の人々は、その獣を捕獲したときに我々のものになると考えている。「というのも、我々の捕獲を妨げる多くのことが発生し得るから」、同41巻1章「物の所有権の取得について」第5法文1節。それ故、このように不確実な真理をめぐる判断は、臆断と呼ばれ、法律家たちも、これを期待と呼び、主張とは呼ばない。一方、後件が全ての前件について常に真である場合には、その言明は必然的である。例えば、〈契約は債務関係である〉は必然的である。そして、そのような必然性が認められることを、〈全てについて(カタ・パントース)〉と呼ぶ。一般に準則と呼ばれているのがこの言明であり、法律家においては、〈大抵は〉という用語がこの準則の目印となっている。例えば、「複数の者が異なる相続分に基づいて相続指定され、彼ら全てが相互に補充指定された場合、大抵は、相続指定された相続分に基づいて補充指定されたと考えべきである」、同28巻6章「一般補充指定及び未成熟補充指定について」第24法文、及び、ザシウスによる同箇所注解。しかし、法に関して、何らかの例外(これをくごまかしと呼ぶのは野蛮である)を認めないような準則はほとんどない。「また、準則は、何らかの点で不都合が生ずるや否やその任務を失う」、学説彙纂50巻17章「古法の様々な準則について」第1法文。とはいえ、一般的準則に付加された特殊な例外は〈全てについて〉準則を補うであろう。というのも、『語句の意味について』注解』第1巻でアルキアトゥスが学識深く教示し、あるいは、学説彙纂1巻3章「法律、元老院決議、及び、慣習について」第15法文への諸学者の注解にもある通り、例外は、準則を制限するだけでなく裏付けもするから。以上に対して、不能とは、[後件が]如何なる前件についても決して真ではあり得ない場合である。そして、この不能には、一般に、四つの場合があるとされている。1. 例えば、天に指で触れるというような、自然的不能。このような不能を積極的に企図すれば契約は無効である。不能を消極的に企図する場合は別である。一方、遺言においては無効にならない。学説彙纂28巻7章「相続人指定の条件について」第1法文。2. 良き習俗や道理に反する法的不能。これを企図する場合、積極消極いずれにせよ、無効原因となる。同第9及び14法文、同45巻1章「言語契約について」第26及び123法文。3. 矛盾による不能。同28巻7章第16法文。4. 契約も遺言も無効にする事実的不能。法学提要2巻20章「遺贈について」最終節。「不能の債務は成立しない」のような諸準則も以上に関連している。学説彙纂50巻17章第185法文。更に、同第135及び31法文。”(De logica, 97-99)

patiantur」。むしろ、法の「一般的準則 *generalis regula*」は、「特殊な例外 *exceptationes speciales*」を最初から予定しており、「何らかの点で不都合が生ずるや否やその任務を失う *simul atque in aliquo vitata est regula, officium suum perdat*」ものである。とはいえ、例外は、「準則を制限するだけでなく裏付けもしている *non solum restringit regulam, sed etiam confirmat*」ので、「<全てについて>準則を補っている *κατα παντος expleit*」ことになる。他方、不能言明については、「自然的不能 *impossibile naturae*」、「法的不能 *impossibile iuris*」、「矛盾による不能 *impossibile contradictionis*」、「事実的不能 *impossibile facti*」の四つが、「契約 *contractus*」や「遺言 *ultima voluntas*」の無効原因として位置づけられている。「不能の債務は成立しない *impossibilium nulla est obligatio*」といった準則は、これらの不能言明の効果を一括する必然言明に他ならない。ラ・ラメーが挙げている「学術上の命題」の残り二つの基準は、「命題の各部分が互いの関係において本質的である *partes sunt essentiales inter se*」ことと「後件が前件と互換的に真である *consequens verum est de atecedente peciproce*」ことであり、それぞれ、<それ自体において *καθ' αυτο* : *per se*>、及び、<まず全体に渡って *καθολου πρωτον* : *universaliter primum*>と表現されている。前者を満たす言明は「同質言明 *enunciatum homogenum*」と呼ばれ、例えば、「消費貸借は契約である *mutuum est contractus*」のように、前件と後件が「種 *species*」と「類 *genus*」の関係にある言明がこれにあたる。また、後者を満たす言明は「普遍言明 *enunciatum catholicum*」と呼ばれ、ここでは、「所有権は物の完全な支配である *dominium est solida rei proprietas*」のように、前件と後件の換位によっても言明は依然として真である。「正当な定義と分割 *legitima definitio et divisio*」は、言明によって遂行される学術的な判断の頂点に位置するが故に、必然的で同質的であることに加えて、普遍的でなければならない<sup>58)</sup>。

58) “学術上の命題は、このように<全てについて>当てはまるだけでなく、更に、同質的で普遍的でなければならない。同質的な命題とは、形成されたものについて形相が、固有の基体について属性が、種について類が言明されるように、命題の各部分（前件と後件）が相互に本質的な場合である。これを<それ自体において>と呼ぶ。例えば、

知識一般は、以上三つの「學術特有の論証法則*leges documentorum artis propriorum*」の充足度に依じて、自ずと序列化される。フライギウスは、「法の知識*scientia legum*」を「信頼に足る憶測に基づく知識*scientia ex vehementi opinione*」と「根拠に基づく知識*scientia ex causa*」とに区別したツァジウスの見解に示唆を受けつつ、この点を敷衍している<sup>59)</sup>。ツァジウスの言うように、

---

「人間は理性的である」、「人間は笑う」、「人間は動物である」といった命題がこれに当たるし、「消費貸借は契約である」、「物の取戻は訴権である」もそうである。異質的命題とはこの反対である。普遍的もしくは互換的命題とは、正しい定義や分割であれば如何なるものでもそうであるように、後件が、全ての前件について、それ自体において真であるだけでなく、相互においても真である場合を言う。恒常的な属性と言っても同じである。例えば、「所有権は物の完全な支配である」、「訴権は所有物取戻訴権であったり不当利得返還訴権であったりする」といった命題がこれにあたる。これをくまらず全体に渡って>と呼んでいる。”(De logica, 99)

59) “以上の三つが學術特有の論証法則であり、同時にまた、普遍的な言明による判断こそ最も正しく卓越した知識に他ならない。ツァジウスは、学説彙纂1巻3章「法律、元老院決議、慣習について」第17法文への注解において、法律の知識を二つに分けている。一つは、真理に非常に近く信頼に足る憶測に基づく知識である。もう一つは、根拠に基づく知識であり、ツァジウスはこれを真の知識と呼んでいる。ただし、根拠は、二つの仕方でも獲得される。まず、理性による場合、すなわち、原理や推論によって何かを論究する場合である。このような知識は習熟者のそれである。次に、例えば、ティティウスを見かけたから彼がここにいたことを知っているというように、感覚による場合である。このような知識は未熟な素人のそれであり、また、証人のそれでもある。勅法彙纂4巻20章「証人について」第3[4]法文に述べられていることがその論拠となる。

ところで、法律家は、唯一の一般的な学説の代わりに、複数の特殊な学説を教示することがほとんどであるので、とりわけ普遍性の法則には著しく違反している。例えば、成熟者に原状回復が認められる諸原因が述べられる際、奴隷であることと捕虜であることが区別されている。その一方で、敵の権力の下にいる者は、奴隷状態にある者について言及する告示の箇所に含まれるかもしれない。これはすなわち、カリストラトゥスが、学説彙纂4巻6章「如何なる原因によって成熟者に原状回復が認められるか」第14法文で述べている通りである。また、ウルピアヌスは、同9巻2章「アクィーリウス法について」第27法文10[15-16]節で、このような問題への立法者の関心について、たとえ順序が逆で論理的ではない(カタ・ヒュステロロギアーン)にせよ、言及している。ウルピアヌスが言うには、「法律が、幾つかの点について特に列挙



「真の知識vera scientia」が「憶測opinio」ではなく「根拠causa」に基づくべきことは明らかではあるが、そのような根拠には、「理性ratio」だけではなく「感覚sensus」も含まれる。ただし、「私はティティウスを見かけたから彼がここにいたことを知っているscio Titium hic fuisse, quia vidi」というような「感覚による知識scientia per sensum」は、「未熟な素人や証人の知識scientia rudium idiotarum et testium」にすぎない。学術の名に値するのは、理性に依拠した「習熟者の知識scientia peritorum」である。判断論において扱われているのは、この「理性による知識scientia per rationem」のあり方に他ならない。既にみた通り、判断一般は、「諸原理principia」による「認識 νοησις」と「推論

した後に、特殊な事柄を含意する一般的な語句を付け加えることは、目新しいことではない[とケルルスは言っている]。そして、そのような見解は正しい」。ここから、「法は個々人を対象にではなく一般的に制定される」という準則も生じる。同1巻3章第8法文。また例えば、「ユリアヌスによれば、マルケッルスが、請求に対して反論する(つまり訴えに対抗する)者は全て[相続財産の]占有者とみなされるというケルルスの見解を証明している」。同5巻3章「相続請求について」第13法文11[13]節。一方、ウルピアヌスが特に次のように述べたのは適切とはいえない。すなわち、「二つの家屋を所有しその一方を譲渡する者は、譲渡されない家屋が譲渡される家屋の承役地となること、あるいは反対に、譲渡される家屋が保持される家屋の承役地となることを、譲渡の条件とすることができる。同8巻4章「土地建物に共通の事柄」第6法文冒頭。同第3法文では、ガイウスがこれをもっと一般的な仕方でも述べている。「二つの不動産の所有者が、その内の一方を譲渡する際に、譲渡される不動産が自ら保持する不動産の承役地となること、もしくは、その反対のことが条件とされたならば、法律上、地役権が設定されたときみなされる」。このように、ウルピアヌスよりもガイウスの方がより論理的(ロギコテロス)であったし、第3法文は第6法文に比べて一般的であり、後者は一般的の源泉である前者から論理的に導出される特殊例である。更に、ウルピアヌスは、同43巻16章「暴力及び武装された暴力について」第1法文14[25]節においてこう述べている。「我々は夏季や冬季の放牧地の占有を心素によって保持できると一般に言われており、プロクルスが例としてこれに言及しているのを私は学んだ。実際、占有を放棄しようとする意思を伴わずに退去するようなあらゆる不動産について、同じことが言えるのだから」。普遍言明の極めて明解な定立例は、同28巻2章「子及び後生児の相続指定及び廃除について」に見出される。なお、同22巻6章「事実及び法の不知について」第9法文6節も参照せよ。」(De logica, 99-101)

ratiocinatio」による「思想 *diavola*」に二分され、後者は更に、三段論法と方法に区別されている。これらの学術上の判断において、その言明の真偽を左右するのが、先の三つの法則である。とりわけ、言明の普遍性、つまり、判明さは、定義と分割による方法的整序を正当化し、判断全体の真理性を最終的に担保している。「最も正しく卓越した知識 *verissima et prima scientia*」は、「普遍言明による判断 *enunciatorum catholicorum iudicium*」から構成されるのである。とはいえ、法律家の言明には「普遍性の法則 *lex catholica*」に反するものが数多くみられる。というのも、彼らは、「大抵、唯一の一般的な学説の代わりに、複数の特殊な学説を教示する *pro una et generali doctrina plures speciales plerunque tradunt*」からである。しかし、「法は個々人を対象にはなく一般的に制定される *iura non in singulas personas, sed generaliter constituuntur*」という「立法者 *legilator*」に対する論理的要請は、「法律家 *iurisconsultus*」一般においても遵守されねばならない。例えば、地役権の設定を伴う財産譲渡について、「家屋 *aedes*」という語を用いたウルピアヌスよりも、「不動産 *praedia*」という語を用いたガイウスの方が「より論理的 *λογικωτερος*」である。同様に、「夏季や冬季の放牧地の占有は心素によって保持される *aestivorum hybernorumque saltuum nos possessiones animo retinere*」と言われる場合、「放牧地 *saltus*」は「不動産一般 *omnia praedia*」の「一例 *exemplum*」にすぎない。

ところで、法律家は、判断のみならず、「発想 *inventio*」、つまり、「論拠 *argumentum*」の発見においてもまた、「論理家 *Logicus*」であることを要求される。法律家によって発見されるべき論拠とは、「法律の魂 *anima legis*」に相当する「理由 *ratio*」に他ならない。「法律はその理由をあたかも呼吸のようにして生きている *lex vivit ex ratione tanquam spiritu*」のであるから、「証言 *testimonium*」のような「非学術的な論拠 *argumentum inartificale*」であれ、「原因 *causa*」、「結果 *effectus*」、「基体 *subiectum*」、「属性 *adiunctum*」、「不一致 *dissentaneum*」、「比較 *comparatum*」、「名称 *nomen*」、「分類 *distributio*」、「定義 *definitio*」といった「論点 *loci*」に対応する「学術的な論拠 *argumentum artificale*」であれ、一切の法律についてその立法理由を探求すべきである。「理由が同一であれば法もまた同じである *ubi eadem ratio sit, idem ius quoque*

est] という周知の原則はこのような理由への探求を前提としている。従って、異なる法の適用を望む者は、「異なる理由 *ratio diversitatis*」を発見し証明せねばならない。当然ながら、論拠の発見と論拠に基づく判断は常に表裏一体の関係にある。「個々の事案の吟味にあたって如何なる論拠が如何なる仕方に対応すべきか *quae argumenta ad quem modum probandae cuique rei sufficient*」を、具体的な「事案 *res*」ごとくではなく、学術的な仕方であ示するのが弁証術の役割なのである<sup>60)</sup>。しかし、「法律には理由が欠かせない *lex non*

60) *Locus est sedes argumenti: Argumentum est quod ad aliquid arguendum effectum est: idque semper re proposita certius esse debet. Nam a dubijs argumenta sumere, contra artem est: ut voluit Bart. ad l. in ambiguo. 3. De reb. dub. Dicitur autem argumentum etiam ratio, quae est anima legis: lex enim vivit ex ratione tanquam spiritu, ut Bald. consil. 49. in secunda parte ait: Et ideo vulgo dicitur ubi eadem ratio sit, idem ius quoque esse: argumento l. illud. 32. Ad l. Aquil. ubi cum quaesitum esset, an quod in furto a familia factu, idem in actione damni iniuriae observandum sit: respondet Caius, cum eadem ratio in illo sit, sequi ut idem in hac quoque debeat aestimari. [...]* (De logica, 4)

“論拠は論証の拠り所である。つまり、論証とは論証されるべき何かに向けて為されるものであり、提起される問題に応じて常に一定でなければならない。なぜなら、バルトルスが学説彙纂34巻5章「疑わしい事件について」第3法文に関連して主張している通り、疑わしい事柄から論証を引き出すことを反学術的であるから。ところで、法律の魂である理由づけもまた論証と呼ばれる。というのも、バルドゥスが『助言集』第2部の助言49で述べているように、法律は理由づけをあたかも呼吸のようにして生きているからである。それ故、一般に、理由づけが同じ場合には、法もまた同じであると言われている。論拠とされるのは、学説彙纂9巻2章「アクィーリウス法について」第32法文である。そこでは、奴隷集団によって犯された窃盗の場合と同じことが不法損害の賠償請求訴訟においても遵守されるべきか否か問われた際に、ガイウスが、同じ理由づけが前者に見出されるので、後者においても同様に評価されるべきことになると答えている。”

[...] *sic etiam ratio diversitatis reddi iubetur: nam ubi ea reddi non potest, idem ius sequimur. l. 3. §. 1. De iniust. rupt. Et vulgo solutio miserorum dicitur, cum dicitur aliquid esse speciale, cuius ratio reddi non potest. Caeterum quaestione aut intentione aliqua proposita, ei incumbit probatio, qui dicit: non qui negat. l. 2. De probat. Itaque regulariter actori necessitas probandi incumbit: isque intentionem implere debet. l. verius. 21. et l. ante omnia. 23. eod. Reus vero cum in exceptionibus partibus actoris fungatur, ipse exceptionem velut intentionem*

implere debet. l. in exceptionibus. 19. l. si pactum. 9. l. quingenta. 12. l. cum de indebito. 25. in fin. prin. eod. Quae autem argumenta ad quem modum probandae cuique rei sufficient, nullo certo modo satis definiri potest: sed hoc solum tibi rescribere possum summam: (ait D. Hadrianus in l. 3. §. 1. De testib.) non utique ad unam probationis speciem cognitionem statim alligari debere: sed ex sententia animi tui (ut veteres loquebantur: id est, ex constantia et sincera fide) te aestimare oportere, quid aut credas, aut parum probatum tibi opineris. Itaque ut Arcadius ait un l. ob carmen. 21. De testibus confirmabit iudex, seu Logicus (qui iudicis instar est) motum animi sui ex argumentis et testimonijs, et quae rei aptiora et vero proximiora esse compererit. Nec ad multitudinem respici oportet: sed ad sinceram fidem, et testimonia quibus potius lux veritatis assistit. Est autem argumentum, aut artificiale, aut inartificiale. Artificiale, quod ex sese arguit: ut causa effectus, subiectum, adiunctum, dissentaneum, comparatum, nomen, distributio, definitio. (De logica, 9-11)

“また、相違の理由づけも同じように見出されるべく要請されている。すなわち、理由づけを見出せない場合には、我々は同じ法に従うのである。学説彙纂28巻3巻「不法な遺言、破棄された遺言、及び、無効とされた遺言について」第3法文1〔2〕節。更に、理由づけが見出せないような何か特殊なことがある場合、一般に、異常であると結論づけられる。他方、何らかの問いもしくは訴えが提起された場合、「それを否認する者ではなく述べる者に証明責任がある」。学説彙纂22巻3章「証明について」第2法文。従って、通常、原告に証明責任があり、従って、原告が請求を表示しなければならない。同章第21法文及び23.法文。逆に、被告は、抗弁時に原告の役割を果たすので、彼自身、抗弁を請求のように表示しなければならない。同章第19法文、9法文、12法文、25法文冒頭節末尾。個々の事案の吟味にあたって如何なる論拠が如何なる仕方に対応すべきかを、十分明確な形で定めることはできない。しかし、次の点だけはあなたに答えることができる。すなわち、(学説彙纂22巻5章「証人について」第3法文1節で神々しきハドリアヌスが言うように) 証明の一例を確実に理解している必要は確かにないけれども、あなたの心の声に従って(古の人々が言ったように、堅忍と純粋な誠実さをもって)信ずべきなものは何か、あるいは、十分に証明されていないと思われるのは何かを見極めなければならない。それ故、同第21法文においてアルカディオウスが述べている通り、裁判官、もしくは、論理家(彼は裁判官のようなものである)は、「論証と証言に基づいて自らの心の動きを定め、何が事実により相応しく近似しているかを知るであろう。証言の数ではなく、誠実な証言の信頼性、つまり、真理の光により強く照らされた証言が考慮されるべきである」。ところで、論拠=論証は学術的であるか非学術的であるかの何れかである。学術的な論拠はそれ自身に基づいて論証する。原因、結果、基体、属性、不一致、比較、名称、分類、定義といったものがこれにあたる。”

potest ratione carere」と想定して立法理由を論ずることは、「先人たちによって定められた事柄全てについてその理由を明らかにすることはできない non omnium, quae a maioribus constituta sunt, rationem reddi potest」というユリアヌスの命題に矛盾するかのように見える。実際、ネラティウスは、このユリアヌスの言葉を承けて、「それ故、制定された事柄の理由づけを探求する必要はなく、もしそうでなければ、多くのことが現在の確実な状態から覆されることになる et ideo rationes eorum quae constituuntur, inquiri non oportet: alioquin multa ex his quae certa sunt subvertuntur」と述べており、立法理由の探求そのものに対して懐疑的である。これに対して、フライギウスは、理由そのものの存否と、我々がその理由を明らかにできるか否かという二つの問題を区別することで、立法理由の探求とユリアヌスの命題との整合性を主張している。つまり、ユリアヌスは、「全ての法律についてその理由を明らかにすることなど我々にはできないと言っている ait, non in omnibus legibus rationem a nobis reddi posse」だけで、「法律にそれぞれ固有の理由が内在することを否定しているわけではない non negat leges esse quibus sua cuique subsit ratio」というのである。とはいえ、「そのような理由が、ある法律ではより明解で、ある法律ではより曖昧であること illa ratio in alijs legibus manifestior, in alijs obscurior est」は認めねばならない。まず、「神が善以外を欲したり命じたりすることはあり得ない Deus nihil potest nisi bonum velle et iubere」以上、「自然法及び神法においては理由は常に明解である in lege naturali et divino, ratio semper manifesta est」のに対して、我々人間によって定立される「実定法 lex positiva」の理由にはそのような自明性が欠けており、「理由が特に明示され法律に付加されている場合 cum ratio nominatim expressa et legi adiecta est」を除いて、理由の明解さに自ずと差異が生じる。この点を、「理由の二つのあり方 duo genera rationum」を区別することで説明したのがツァジウスであり、フライギウスは、このツァジウスの見解に依拠しつつ、「我々 nos」にとっての明解さの差別化を図っている。すなわち、立法理由は、例えば、複数の者による同一物の占有を認めない法文や書面の証明力を法的に推定する法文のように、「事実や言明の疑問の余地のない証明に基づく必然的なあり方 genus

necessarium, quod certa et indubitata facti vet dicti probatione constat]をとる場合には、法律中に明示された理由と同様に「明解である manifesta」が、「推測や予想に導かれる蓋然的なあり方 genus probabile, quod e praesumptionibus et coniecturis sumatur」をとる場合には、「明解さにおいて劣る minus manifesta est」し、加えて、「使用取得 usucapio」や「前書 praescriptio」の様々な期間設定のように、「法律が立法者の恣意に委ねられている lex est arbitrio legislatoris permissa est」場合には、「明解さにおいて一層劣る multo minus manifesta est」ことになる<sup>61)</sup>。

61) “ただし、この点に対しては、1巻3章「法律、元老院議決、及び、長期に渡る慣習について」第20法文に異論が示されている。その箇所ではユリアヌスが言うには、「先人たちによって制定された事柄全てについてその理由づけを明らかにすることはできない」のであり、(これ従うネラティウスによれば)「それ故、制定された事柄の理由づけを探究する必要はなく、もしそうでなければ、多くのことが現在の確実な状態から覆されることになる」とされる。しかしながら、ユリアヌスの言葉を注意深く考察するならば、その主張を文字通り受け取る限り、それは反論というほどのものではないように思われる。というのも、ユリアヌスは、法律にそれぞれ固有の理由が内在していることを否定しているのではなく、全ての法律についてその理由を明らかにすることは我々にはできないと言っているからである。つまり、制定時に立法者にとってその明確な理由づけが定まっていなかったような法律は存在しないとはいえ、その理由づけが常に我々に明らかであるとは限らないというのである。ザシウスは、このような結び目を解くにあたって、理由づけもしくは論証の二つのあり方を区別した。一つは、事実や言明の確実で疑問の余地のない証明に基づく必然的なあり方、つまり、感覚や理解の確実な諸原理から導出されるあり方である。もう一つは、予測や推定から導かれる蓋然的なあり方である。そのような相違を想定することによって、如何なる理由づけも内在しないような法律は存在しないことが結論づけられる。すなわち、  
《正義を作用させるものには理由づけを欠かせない。というのも、各人に各人のもの、特に、遺産を配分するためには、人の序列と区別が必要であるから。つまり、これら全ては、理由づけの助力なしには行うことも解明することもできないのである。ところで、法律は正義を作用させる。というのも、学説彙纂1巻3章第2法文でクリュシッポスが言っているように、法律とは正義及び不正義の規範もしくは基準であるから。故に、法律に理由づけは欠かせない。》

しかし重要なのは、そのような理由づけが、ある法律では明確で、ある法律では不明確であるという点である。自然法や神法においては、理由づけは常に明解であり、

同じくツァジウスに依拠した先の「法の知識」の区別がそうであったように、フライギウスの議論は、時に、ラ・ラメーの弁証術の敷衍という枠を越えることがある。その際、ツァジウスの引用は、「論理家 *λογικωτατος*」という呼称に示唆される通り、人文主義法学の論理的側面からの影響を象徴している<sup>62)</sup>。ただし、フライギウス自身の問題意識は、法文間の矛盾(「結び目 *nodus*」)の解消には限定されていない。フライギウスが理想とするのは、「自然的理性によって制約される *restringitur iuxta rationem naturalem*」論理家であるが故に、「法律が欠けている場合にさえ *etiam ubi lex deficit*」対処できる法律家である。このような法律家像は、自然的弁証の模倣を唱えたラ・ラメーの立場とももちろん整合するけれども、ツァジウスだけではなく、ラベオー、モデスティヌス、バルドゥスといった人々が何等の区別なく引用されていることから明らかなように、むしろ、法律家に対する古代以来の自然法的要請に呼応してい

---

それ故、そのような法律は、神が全知全能である以上、善以外を欲したり命じたりはしないのであるから、妥当する。他方、実定法における理由づけは、それが特に明示され法律に付加されている場合に、明白となる。また、必然的な論証か法的な推定によって支えられている場合も同じである。例えば、一定の人が居合わせた旨書面に書かれている場合、自分もしくは相手方が居合わせなかったと主張する者が信用するに足る極めて明白な証明によってその旨申し立てない限り、そのような書面は全く信じるに値する。勅法彙纂 8 卷 37 章「問答契約の交渉及び締結について」第 14 法文。また例えば、複数の者が同一の物を全体として占有することはできない。なぜなら、私があるものを保持している時にあなたがそれを保持しようと欲するのは自然に反するからである。実際、二人に同一の占有が成立し得るということは、あなたが、私の立っている場所に立とうと欲したり、私の座っている場所に座ろうと欲することと何ら変わらない。学説彙纂 41 卷 2 章「占有の取得及び喪失について」第 3 法文 5 節。他方で、理由づけが推測に基づいて導かれている場合には、その理由づけは明白さにおいて劣る。更に、法律が全体として恣意的である場合、つまり、立法者の裁量の下に承認されたならば、明白さにおいて一層劣る。例えば、三年、十年、二十年の使用取得、及び、三十年の前書について、前三者に権原が介在するのに対して後者では懈怠がみられるという一般的な理由づけを除けば、なぜ立法者が異なる期間を定めたのかという理由を見出すことはできない。”(De logica, 4-7)

62) Mazzacane, Scienza, logica e ideologica nella giurisprudenza tedesca del secolo XVI (1971), 164-166.

63) “論理学は上手く論究するための学芸である。この論理学が、他の事柄におけると同様に、国政上の論争や、法と衡平一般の保持に際しても、どれほどの大きな影響あるいは効果を有するかについては、多くの学識ある人々が、それに関する著書を公にすることで論じている。例えば、トレバティウスに贈られたキケロ [の著書]、カンティウンクーラ、エウェラルドゥス、ホトマヌス、ヘゲンドルフィウス、アペッルス、ベッロヌス等 [の著書] がそうである。かの論理家ザシウスも、その職務上、論理学そのものの規則について著述することはなかったけれども、至る所で論理学を称賛をもって推奨しており、特に、学説彙纂2巻4章「法廷召喚について」第11法文について次のように述べている。(ザシウスが言うには) 法律に論証能力を関連づけることは確かに評価すべきことであり、自然的理性は法律によって具体化され得る。それ故、上記法文において、ラベオーは、専ら衡平さを理由に、法務官の告示を制限している。すなわち、たとえ法務官が、同意なしに保護者を法廷に召喚した解放奴隷に対する刑罰訴権を付与するのは事件の取調べの後である旨付け加えていないとしても、解放奴隷が後悔していたり訴権を失っていたり、あるいは、召喚された保護者が出廷しなかったり、意思に反して召喚されたわけではないならば、告示の文言上許容し得ない場合でも、裁判権が制約されるべき旨ラベオーは述べている。それ故、このような仕方では法律について述べる者は、一般的かつ無条件に、自然的理性によって制約されているというのである。これは、バルドゥスが勅法彙纂1巻2章「司教及び修道士について」第13法文の新勅法抜粹引用第1文について述べている通りであり、更に言えば、たとえ法律が欠けている場合であっても、学説彙纂27巻1章「後見免除について」第13法文6 [7?]節によれば、自然的理性を指示すれば十分であるとされている。その箇所ではモデスティヌスは「何らかの釈明を自然法そのものに基づいて行えば十分である」と述べている。バルドゥスもまた自然的理性は法文の盾であると言っている。ここでザシウスが述べていることは全て優れた助言として尊重されるべきである。というのも、市民法によって解決されていない多くの事件がある以上、これらにおいては自然的理性の指示で十分ということになるからである。また、イセルニアのアンドレアスの『封建法講解』序文によれば、理性的な言説は、成文法に劣らず、裁判官を促すとされる。同様に、ラファエル・フルゴスは、法文を全く引用せずに、専ら自然的理性に基づいて多くの鑑定意見を書いた。更にザシウスも、学説彙纂41巻2章「占有の取得と喪失について」第1法文16節に関して、論理に通じない者は法の精緻さを決して完全には解釈できないと述べている。まさにそのようにして、ヘレンニウス・モデスティヌスは、著述し論証する際に多くを判断したとされる。アルカディウスは、学説彙纂50巻4章「市民の負担と義務について」第18法文26節で、それを「優れた最良の理由づけ」と呼んでいる。パウルスも、懲罰の文言が、いかなる懲罰であれ、またとりわけ、学説彙纂1巻16章「風州総督及び代官について」第11法文にあるように、重大な懲罰については、曖昧に言明されると知っていたために、同21章「裁判権を委ねられた者の職務について」第



る<sup>63)</sup>。一方、フライギウスの議論には、古代の文芸を典拠とした法文解釈という人文主義法学に固有の側面も欠けてはいない。フライギウスは、「立法者にはっきりと認識されていた*legislatori optime cognita fuerat*」にもかかわらず「我々には忘れ去られている理由*nobis ratio ignota*」、つまり、理由の欠如と不知が混同されてしまった例を幾つか挙げて、その理由の再発見を試みているが<sup>64)</sup>、の中で、妻が姦通で告発された場合に奴隷の解放を禁ずる法文の理由

1 法文末尾において、[裁判権と] 一体となった命令権が属州総督に任命された者に移転する旨指摘している。というのも、同第5法文にある通り、総督に対して、何らかの懲罰権なしに裁判権が委ねられても無益であるし、また、同16章第1法文冒頭節によれば、命令権あるいは重大な懲罰だけが委ねられるということもあり得ないからである。”(De logica, 1-3)

64) “しかも、決して全ての法律について、一定の理由づけが見出されるわけではない。というのも、立法者には、法律を制定するにあたって、習俗、年齢、人、時、場所を考慮するが、我々は当時の不法とともにそれらを看過してしまうからである。つまり、立法者にはっきりと認識されていた理由づけが我々に忘れ去られたと言うのが適切である。その意味で、ユリアヌスが「全ての事柄について理由づけを明らかにすることはできない」と述べているのは不当ではないし、当該法文に関して理由を法律から切り離しているアックルシウスが正しいわけでもない。すなわち、彼には、学説彙纂40巻9章「誰が誰によって解放され自由とされ得ないか」第12法文は、妻が姦通の故に告発されている場合に、一定期間内、奴隷を、荘園や属州にいる奴隷も含めて、解放できないと定めていることから、理由づけを欠いているように思われたのだが、決してそうではない。というのも、姦通という罪は密かに行われ、決して疑わしいようには見えない人々によってしばしば促されるものであり、そのため、解放によって奴隷を査問から遠ざげるのではないかと立法者は疑ったのであるから。むしろ、犯罪への不安からこのような法律が現れたと言える。実際、タキトゥス『年代記』の14巻には、市長ペダニウスの例がみられる。彼は奴隷によって殺害されたのであるが、ペダニウスの邸宅にいた四百人の奴隷を全員処刑すべきかどうか元老院で問題となった。元老院議員で法律家のガイウス・カッシウスは、輝かしい弁論によって、処刑が行われるべき旨主張した。確かにそれは過酷なことであったので、カッシウスは次のような理由を付け加えた。彼の言うには、「あらゆる偉大なる範例は若干の不都合を伴い、それは、個々人に不利ではあるが、公共の利益によって補われる」のである。また、学説彙纂48巻10章「偽証に関するコルネリウス法について」第1法文8節及び第14法文では、親族外の者が遺言者に命じられて自らの手で自分に対する遺贈について代署した場合、遺贈を失う一方で、家子においてはそれが有効とされているけれども、この点も以上の議論を妨げるものではない。なぜなら、この場合、両者において、遺言者の意思もしくはこれに対立する法律の意思が見出されるために、理由づけが法律から分離されているようにみえるとしても、家子は父権に服するが故に許されるのが当然であり、

が「犯罪への不安terror criminis」にあることの典拠として、タキトゥスの『年代記』が参照されているし、自然法を「ポリュクレイトスの尺度norma Polyclleti」に、実定法を「レスボスの物差しLesbia regula」にそれぞれ喩えて、両者の理由が「永続的perpetua」であるか否かを論じる際には、アリストテレスとプリニウスが引用されている<sup>65)</sup>。ギリシャ語を読み古代の文芸に通じた人々が既存の知的権威に批判的に対峙した人文主義運動の下でラ・ラメーの弁証術が生まれたように、その弁証術を受容した法学者もまた人文主義という時

家父に従うべきであるのに対して、親族外の者はそうではない以上、理由づけを欠いているとは言えないからである。更に、学説彙纂3巻1章「訴訟申立について」第1法文5節では、カルプルニア[カルファニア?]という女が恥知らずにも裁判が行われるように無理強いしたが故に、訴訟申立を禁じられただけでなく、他の女性もまた、恥知らずにも無理強いしていない場合であっても、訴訟申立を禁じられ、酷なことになっているが、これも先の議論を妨げるものではない。この場合も、理由づけが法律から分離しているように見えるが、立法理由は、主として、カルプルニアの凶々しさではなく、女性の性格に依拠して、女性に相応しい慎み深さに反して他人の事件に関わったり、男性的な仕事に行ったりしないようにしているのである。”(De logica, 7-8)

65) “しかしここで、立法理由は永続的かというより重大な問いが生じる。確かに、神法や自然法に属する法律においては理由づけは永続的であり、しかもそのような理由づけは、法律の魂であるが故に、法律を永続的にする。ユスティニアヌスが法学提要1巻2章「自然法、万民法、及び、市民法について」最終節[第11節]で自然法は不変であると言っているのも同じことである。しかし、実定的な法律においては、理由づけは永続的ではない。というのは、一方では、矛盾が明らかでない限りおいて当てはまるような推定に依拠しているからであり、他方でまた、習俗、あるいは、事件、時、人、場所といった諸条件に基づいて理由づけが理解されるからである。従って、理由づけは、引き出される元のものと同様に、様々に変化する。そうである以上、実定法もしくは市民法は永続的ではないであろう。例えばここに、レスボスの物差しというものがある。これについてはアリストテレスが『ニコマコス倫理学』5巻10章において、「実際、区切りのないものの基準は、レスボス建築の鉛の物差しのように、区切りがない。というのも、この物差しは、石材の大きさに応じて変化し、一定していないからである」と述べている。これと対立するのが彫刻家ポリュクレイトスの尺度である。というのも、彼は、プリニウスが『博物誌』34巻8章で書いているように、芸術家が技術の原則を何らかの法則のようにそこから取り出せるような尺度を創った。つまり、そのような尺度だけが人間の技を芸術に高めるとみなされているのである。ということは、神や自然の法律はポリュクレイトスの尺度のように、実定的な法律はレスボスの物差しのように、吟味されねばならない。結局のところ、立法理由の探求は以上のようにして企図される。”(De logica, 8-9)

代精神を共有していたのである。

とはいえ、『法律家の論理学』が、全体として、ラ・ラメーの弁証術の祖述であることに変わりはなく、そこには、ライプニッツやトマジウスが挙げるラムス主義の特徴、すなわち、二分法とそれを視覚化する図表をともに見出すことができる。例えば、「論理的発想の図表*tabula logicae inventionis*」<sup>66)</sup>で「原因」の位置を辿ってみるならば、「論拠」は「学術的論拠」と「非学術的論拠」に、学術的論拠は「一次的論拠*argumentum primum*」と「一次的論拠に由来する論拠*argumentum a primo ortum*」に、一次的論拠は「単純論拠*argumentum simplex*」と「比較」に、単純論拠は「一致*consentaneum*」と「不一致*dissentaneum*」に、一致は「絶対的一致*consentaneum absolute*」と「ある程度的一致*consentaneum modo quodam*」に、絶対的一致は原因と「結果*effectum*」に、それぞれ分割されている。また、この原因という論拠は、アリストテレス＝スコラ学の四原因説を踏襲して、「作用因*causa efficiens*」、「質料(因) *materia*」、「形相(因) *forma*」、「目的(因) *finis*」の四つに区別され、作用因については、「発生的に作用する原因*causa efficiens procreans*」と「保存的に作用する原因*causa efficiens conservans*」、「単独で作用する原因*causa efficiens sola*」と「他の原因と共に作用する原因*causa efficiens cum alijs*」、「自らによって作用する原因*causa efficiens per se*」と「偶然によって作用する原因*causa efficiens per accidens*」という三つの次元に分けて論じられている。『法律家の論理学』では、これらの原因を初めとする各論拠ごとに法学上の範例が列挙されることになる。例えば、「発生的*procreans*」及び「保存的*conservans*」な作用因の例としては、「子を産むだけでなく養うこと *tantum liberos procreare, sed etiam educare*」を要求する自然法、「各人が自らの身を守るために行ったこと *quod quisque ob tutelam corporis sui fecerit*」を正当化する万民法、「血筋*series natalium*」や学派の「起源*origo*」による法律家の権威づけなどが挙げられている<sup>67)</sup>。

66) De logica, iv, r.

67) “原因とは、その力で事物が存在するところのものである。そして、原因には、作用因と質料、あるいは、形相と目的がある。作用因とは、それによって事物が存在する原

しかし、ここで注目されるのは、フライギウスが、「所有権dominium」、「債

因である。この作用因は、発生的であるか保存的であるかの何れかである。例えば、父と母がつくり乳母が育てる。また、子を産むだけでなく養うことが、自然法であるとされている。「というのも、我々は、他の動物もまた、野生の獣を含めて、この自然法に親しんでいるかどうかで、判定されることを知っているから」。学説彙纂1巻1章「正義及び法について」第1法文3節。更に、「絞め殺す者だけではなく、遺棄する者や養育を拒む者、そして、自分が抱いてもいない同情を引こうと公共の場所に放置する者も、子殺しとみなされる」。同25巻3章「子の認知と扶養について」第4法文。一方、「我々が暴力や不法に対抗するように」、作用するものが保存に関わるのも当然である。「なぜなら、万民法によれば、個々人が自らの身を守るために行ったことは正当に行ったものとみなされるから」。同1巻1章第3法文。また、「乳母に養育のために贈与されたもの」は「生存のために」贈与されたとみなされる。同24巻1章「夫婦間の贈与について」第28法文1節。法律家ガイウス・カッシウス・ロンギヌスは、二人の極めて卓越した法律家、トゥベローとスルピティウスの血筋であることを自慢した。というのも、ポンポーニウスが同1巻2章「法の起源について」第2法文末尾[51節]で述べている通り、彼は「セルウィウス・スルピティウスの孫娘であるトゥベローの娘から生まれ、それ故、セルウィウス・スルピティウスを自分の曾祖父と呼んだ」からである。なお、ザシウスは、同箇所について、ポンポーニウスがこれほど注意深く血統の繋がりを追跡したのは、法律家から生まれた者たちを偉大な先祖によって顕彰する強力な論拠になるからであると指摘している。同様に、ローマ市の建設者はロムルスであり、続いて、その守護者であり維持者であったのは諸王であり、更には、執政官、そして、戸口総監、按察官、会計官、十人官、護民官、法務官、近衛長官といった、その他の政務官である。これらについては、同1巻2章第2法文が、「第一部(ト・プロートン)」と呼ばれる最初の部分[34節まで]でふれている。同様にまた、アッティウス・カピトーとアンティスティウス・ラベオーは、「異なる学派を形成した最初の者とされる。なぜなら、アッティウス・カピトーは、自分が受け継いだことを堅持したのに対して、他に先立ち哲学に勤しんだ為に、自分の才能と学説の確実さに自信を持っていたアンティスティウス・ラベオーは、非常に多くの事柄の改良に乗り出したからである。

そして、マスリウス・サビーヌスはアッティウスを、ネルウァはラベオーをそれぞれ継承し、かれらは、そのような不一致を更に拡大した」[同47-48節]。「ネルウァを継承したのはプロクルスである」。「一方は、カッシウス派と呼ばれ、他方は、プロクルス派と呼ばれる。その起源はカピトーとラベオーに始まる」。同第2法文末尾[47-48, 52節]。しかも、ネラティウスも、「地のままの壁に漆喰を塗ることはできない」用益権を例に、新しいことを為すことと、既に受け入れていることを守ることは別である旨述べている。同7巻1章「用益権について」第44法文。(De logica, 11-13)

務obligatio]、「訴権actio」の発生原因という形で、法一般の体系化に繋がる議論を簡単ながら試みている点である<sup>68)</sup>。というのも、万民法上の「先占occupatio」、「発見inventio」、「捕囚captivitas」、「附合accretio」、「寄洲alluvio」、「引渡traditio」、市民法上の「使用取得usucapio」、「贈与donatio」等が所有権の発生原因であり、「契約contractus」や「不法行為delictum」を発生原因とする債務は、それ自体、「人的訴権actio personalis」の原因であるといったような議論は、二分法と図表による整理の格好の素材となるからである。「原因」以外のトピカの論点も総動員したより詳細な議論は、やはり、所有権、債務、訴権の順序で、発想論の末尾（「発想の結びperoratio inventionis」）にみることができる<sup>69)</sup>。ただし、そこに見出されるのは、発想論のトピカ的枠組みへの法的素材の機械的な当てはめにすぎない。Ⅳでみるように、ラムス主義的法体系論がラ・ラメーの弁証術改革から受け継いだのは、そのようなトピカの枠組みそのも

68) “しかし、あらゆる法について、まず最初に論じられるのは、所有権、債務、そして、訴権の作用因である。自然法の原因は自然であり、万民法の原因は諸民族であり、市民法の原因はそれぞれの市民である。法学提要1巻2章「自然法、万民法、及び、市民法について」第1節。所有権の作用因は万民法と市民法である。万民法には、先占、発見、捕囚、附合、寄洲、引渡といった原因が見出される。同2巻1章「物の区分について」。市民法に見出される原因は、使用取得や贈与である。そしてまた、所有権は占有の引渡なしに移転され占有の保持なしに取得され得るかという有名な問いもここに関連している。この問いについては、ホトマヌスが『問題集』の11及び12章で論じている。債務の原因は契約か不法行為である。法学提要3巻13章「債務について」第2節、学説彙纂44巻7章「債務及び訴権について」第1法文。訴権の原因は債務であり、特に人的訴権についてはそうである。これについては、アックルシウスによる「債務は訴権の母なり」という周知の文句があるし、学説彙纂3巻3章「訴訟代理人及び弁護人について」第42法文〔2節〕では、債務は訴権を創出すると述べられている。……”(De logica, 13)

69) “さて次に、同様のトピカの発想を、法全体の最も基本的要素、すなわち、所有権、債務関係、訴権について試みることにしたい。まず、所有権の作用因は万民法か市民法である。実際、万民法によれば、物は、先占か引渡によって取得される。先占には、発見、捕獲、漁獲、捕鳥、捕囚、附合、特定が含まれる。引渡の原因は契約と不法行為である。市民法上、物は、使用取得、及び、遺言あるいは無遺言の相続によって取得される。所有権の形相は自己帰属性である。所有権の効果は使用と返還請求である。な

げなら、これら二つによって、まず一方で、自分が所有者である物について自由に使用し、収益し、更には、処分することもでき、他方でまた、占有が失われた場合には、その物の返還を請求し、物的訴権、つまり、所有物取戻の訴えを提起することもできるというように、所有の権利が実現されるからである。所有権の反対は役権であり、所有権限の減少にあたる役権では、確かに自己帰属性までは失われないが、使用収益の自由は失われる。所有権の否定は、他人物の強盗、窃盗、横領である。所有権に類似するものには、準所有権及び特定物に対する権利がある。準所有権とは、善意かつ不知で正当な権原により、所有者ではない者からある物を受け取った者の権利である。対物権とは、債権者が、質物、抵当物、用益物に対して有する権利である。所有権の同根語としては、「支配」、「支配者」、「支配すること」が挙げられる。ある人々は、所有権が「家族（ドムス）」に因んでそう呼ばれていると考えている。というのも、我々自身に固有の所有物は、通常、この家族に因んで、「家産（ドメスティカ）」と呼ばれているからである。所有権には支配権と用益権という二つの部分が含まれる。その一方〔の支配権〕が本来の所有権の姿である。というのも、「所有権」という簡潔で純粋なラテン語は支配を意味しているからである。確かに、一般には、所有権には、直接的所有権と用益的所有権の二種類あるとされている。このような区別については、学説彙纂にも、勅法彙纂にも、公撰書にも、一度も言及されていないけれども、この用語は、封建的慣習に基づいて一般に普及している。従って、所有権とは、物の確実な支配権、つまり、支配（クテース）であると同時に用益（クレーンス）であり、支配権と用益権が結合したものである。実際、支配権だけを有する者（封土、永借地、地上権設定地の所有者）は、支配者とは呼べても、所有者とは呼ばれない。逆に、用益権だけを享受する者は、受封者、永借権者、地上権者と呼ばれる。次に、債務に関して言えば、作用因は合意と不法行為である。形相は信義と保証への義務づけに存する。債務の効果は訴権、つまり、訴求する権利である。それ故、一般に、「債務は訴権の母である」と言われる。債務の反対は、弁済、弁済受領、不合意、物の滅失、抗弁、更改、支払委任である。債務（オブリガティーオー）という呼称は、「結びつけること（リガール）」や「拘束すること（ウィンキール）」に由来し、弁済（ソルーティーオー）は、「解放すること（ソルウェール）」に由来する。実際、我々が、約定や不法行為によって拘束され、また、約束の履行し与え為すことによって解放されるのは、契約や不法行為によって義務づけられているからである。債務には、本来的債務と非本来的債務という二つの部分が含まれる。本来的債務とは、自然と同時に法律に基づいて弁済の義務を発生させる債務であり、それ故、自然的かつ市民的債務と呼ばれる。非本来的債務とは、自然が法律から離れている場合であり、それ故、自然的債務か市民的債務かの何れかである。衡平の鎖だけから発生する債務が自然的債務であり、例えば、家父が家子に、家子が家父に、家子の兄弟が兄弟に義務づけられる場合がこれにあたる。市民的債務とは、例えば、ある者が将来の支払への不安から相手方に手書を交付する場合のように、法

のではなく、むしろ、「定義definitio」<sup>70)</sup>と「最良の分割optima distributio」(二分法 διχοτομία)<sup>71)</sup>の二論点に基づく「方法」であった。原因や結果、基体や属性といった一次的論拠に由来する法の定義及び分割の発見と、それらを判明さに応じて配置する判断、つまり、法の方法とはまさに表裏一体の関係にある。このラムス主義的方法の実践をとりわけ特徴づけているのは、二分法への徹底した拘りである。フライギウス自身、ラーグスの『方法的教程』を下敷きとする『両法の区分 Partitiones iuris utriusque』(1571年)において、「法の教説

律の鎖だけから発生する債務である。次に、債務関係の種類には、契約に基づくものとして、消費貸借、使用貸借、寄託、質、問答契約、手書、売買、貸借、組合、委任、事務管理、後見人の事務執行、共有などがある。不法行為に基づくものは、窃盗、不法損害、人格侵害などである。債務は、ある者が法に従ってある物を弁済する必要へと義務づけられる鎖であると定義される。最後に、訴権について言うならば、作用因は所有権か債務である。形相は訴えの提起である。訴権の効果は、時効を中断すること、及び、裁判官と被告に対して訴求内容を明らかにすることに存する。訴権の反対は抗弁であり、抗弁とは訴えに対する弁明である。訴権(アクティオー)という呼称は「訴えること(アゲレ)」に由来する。訴権には、理由、すなわち、我々が自らに権利が属すると考える根拠にあたるもの、そして、結論の二つの部分から構成される。理由には、更に、事実と法の二つの部分が含まれる。これら全ては三段論法で理解できる。それ故、訴え、あるいは、訴状は、法的な三段論法と呼ばれる。訴権の種類は数が多くまた多種多様である。しかし、訴権の二つの原因[作用因]に対応する主要な二つの種類がある。というのは、あらゆる訴権は、物的であるか人的であるかの何れかであるから。前者は物との関係で与えられ、後者は人との関係で与えられる。前者は物の所有権を原因とし、後者は、契約あるいは不法行為を原因とする。物的訴権は、所有物の取戻訴権のように個別的訴権であるか、相続請求権のように全般的訴権であるかの何れかである。人的訴権は、履行請求権と呼ばれ、大抵は、契約や不法行為の種類の数だけ多くの名称を有している。訴権は、裁判において自らに義務づけられたものを訴求する権利と定義される。”(De logica, 90-94)

70) “定義とは事物が何であるかを解明する言明である。従ってまた、定義は限定されたものと呼ぶこともできる。定義は完全な定義であるか不完全な定義であるかの何れかである。前者が本来の意味での定義であり、後者は概略と呼ばれる。完全な定義とは、本質を形成する諸原因だけから構成される定義である。それらの諸原因は類及び形相として把握される。従って、完全な定義とは、事物の本質と本性を形成する諸原因の普遍的象徴に他ならない。法についてそのような定義はまれであるので、学説彙纂50巻17章「古法の諸準則について」第202法文でヤヴォレヌスが「市民法においてあ

らゆる定義は危険である。なぜなら、定義が覆されない可能性は非常に少ないから」と述べているのは正しい。それ故、証人もまた、例えば、消費貸借とは何か、占有とは何か、世評とは何か、所有権とは何かという定義によって、自らの証言の根拠を提示すべく強いられることはない。というのも、学説彙纂45巻1章「言語契約について」第38法文7節への標準注釈にあるように、法について熟知している者でさえ、大抵は、占有を定義できないはずであるから。「正義とは、各人に各人の権利を付与しようとする一貫した永続的意思である」。法学提要1巻1章「正義及び法について」冒頭、学説彙纂1巻1章「正義及び法について」第10法文〔冒頭〕。「婚姻とは、分離不可能な生活習慣を伴った男性と女性の結合である」。法学提要1巻9章「家父権について」1節、学説彙纂23巻2章「婚姻の方式について」第1法文。」(De logica, 85-86)

“概略とは、その他の論拠によって事物を限定する定義である。例えば、法律とは、意図的な不法行為及び意図的ではない不法行為双方の矯正であり、全ての者が集まって生きていく際に従うものである。学説彙纂1巻3章「法律、元老院議決、長期にわたる慣習について」第2法文。これは、効果と基体に基づく概略にあたる。債務とは、我々が、ローマ市民法に従って、何らかの物の弁済する必要性へと義務られるような法の鎖である。法学提要3巻13章「債務について」冒頭。ここには類似性〔に基づいた概略〕がみられる。「死因贈与とは、ある者が贈与する相手ではなくむしろ自ら所有することを望み、なおかつ、自らの相続人よりもその贈与の相手が所有することを望む場合である」。学説彙纂39巻6章「死因贈与について」第1法文〔冒頭〕。ここにはより多いものによる比較がみられる。「加工された銀とは、塊でも板状でもなく、刻印もなく、什器でも化粧道具でも装身具でもない銀である」。学説彙纂34巻2章「金や銀等の遺贈について」第27法文最終節。ここでは正反対の事柄が用いられている。”(De logica, 86)

71) Reliquum est ex ortis aliunde argumentis, argumentum distributionis et definitionis: in qua utraque affectio reciprocationis est omnino propria: illic partium omnium cum toto: hic definitionis cum definito. Distributio est distinctio totius in partes. Totum est quod continet partes. Pars est quae continetur a toto. l. 113. De reg. iur. Atque ut distinctio totius in partes distributio, sic collectio partium ad constituendum totum, Inductio dicitur. Optima autem distributio est quae per διχοτομῶν fit. (De logica, 75)

“他の論拠から派生する論拠の内、残っているのは分割と定義という論拠である。両者何れにおいても相互作用が絶対に欠かせない。前者には、全体とあらゆる部分の相互作用が、後者には、限定されたものと定義との相互作用がそれぞれ見出される。分割とは全体を部分に分けることある。全体とは部分を含むものであり、部分とは全体に含まれるものである。学説彙纂50巻17章「古法の諸準則について」第113法文。ところで、全体を部分に分けることが分割と呼ばれる一方で、全体を形成するために部分を集めることは帰納と呼ばれる。とはいえ、最良の分割は、二分法（ディコトミア）によって為される分割である。”



doctrina iuris」の体系的叙述を実際に試みており<sup>72)</sup>、その著者序論において、二分法の意義を称揚している<sup>73)</sup>。エフェラルツ『トピカあるいは法的論拠についてTopica seu de locis legalibus』(1516年)やシャンソネット『法的トピカTopica legalia』(1520年)等に代表される既存のトピカの法論理学の流れ<sup>74)</sup>が、ラ・ラメーの弁証術受容の素地となったのは確かであるが、そこに展開された方法論は、とりわけその二分法の簡便さの故に、単なる法論理学の枠を越えて、法の体系化の大きな推進力となり得た。そこで次に、そのような体系化の試みの具体像に目を向けることにしたい。

72) Mazzacane, Scienza, 144-150; Schmidt-Biggemann, Topica universalis, 58-59.

73) *Iam quod ad formam huius scripti attinet, tantam oeconomiam, tantumque ordinem animadvertes, ut dilucidius, ut aptius in hoc genere fieri nihil possit. Nam illam διαφορομιν qua in partiendo, res in duo membra plerunque, quoad fieri potest, discernuntur, tantopere Platoni, tantopere Aristoteli probatum, ita retinuit, ut ubicunque potuerit libenter bimenbrem divisionem instituerit. Cuius rei argumentum est prima statim partitio iuris in Philosophicum et Historicum: quam deinceps intermedijs differentijs ac speciebus ita diduxit, ut methodus tanquam per gradus subalternos, pedetentim descenderet: nec unitas, finisque Platonis in exteremam multitudinem, infinitatemque: vel Aristotelis genus in ultima individua repente praeceptis iret, ut cum P. Ramo praeceptore loquar. (Partitiones iuris utriusque, iii, recto)*

“さて、本書の形式に関しては、このやり方でこれ以上明白かつ整然とはなし得ないほど徹底した節約と秩序に気づいてもらえることだろう。というのも、本書は、分類に際して事物を可能な限り二つの部分に分割するかの二分法、つまり、プラトンにもアリストテレスにも推奨されたことを遵守し、許される限りあらゆる箇所でも二分法を試みているからである。哲学的法と歴史的法への法の最初の確固たる区分がこのような試みの論拠となる。本書は、この最初の区分を更に、中間的な差異と種類に応じて分割し、方法があたかも一対の梯子を一步一步下っていきようにした。これに対して、プラトンの一や極は窮極の多様性と無限に到達することなく、また、アリストテレスの類は窮極の個体へと突然落ち込んでしまったと、師ペトルス・ラムスと共に私は主張するつもりである。…”

74) Kisch, Claudius Cantiuncula(1970), 57-67; Otte, Theologische und juristische Topik im 16. Jahrhundert in: Entwicklung der Methodelehre in Rechtswissenschaft und Philosophie vom 16. zum 18. Jahrhundert(1998), 20-24; Schröder, Recht als Wissenschaft(2001), 27-29.

## IV.

ラムス主義的法体系論の一例として以下で取り上げるのは、ヨハン・アルトゥジウスの『司法論理学(ディカエオロギカ) Dicaeologica』(1618年)である。『ローマ法学*Jurisprudentia Romana*』(1586年)の増補改訂版として企図された本書は、ローマ法だけではなく「我々が用いているあらゆる全ての法 *totum et universum jus, quo utimur*」に言及し、聖書から「ユダヤ律法 *judaicum jus*」の「対応箇所 *parallela*」も引用列挙したことで、その規模分量において前作を遙かに越えており、前作の「簡潔で曖昧に過ぎる論述内容 *quae succinctius, brevius et obscurius essent tradita*」を補い改めるといった内容面も含めて、著書序言<sup>75)</sup>にある通り、「ほとんど全くと言ってよいほど新しく、前作と

---

75) *AMPLISSIMIS, VIRTUTE, DOCTRINA ET DIGNITATE PRAESTANTISSIMIS, CLARISSIMIS, PRUDENTISSIMISQUE VIRIS, DOMINIS CONSULIBUS, ET DOMINIS SENATORIBUS INCLYTAE CIVITATIS EMBDANAE, DOMINIS SUIS PLURIMUM COLENDIS: S.*

Edidi, viri amplissimi, prudentissimi, clarissimi, et consultissimi, domini observandi, ante annos aliquot *Jurisprudentiam Romanam*. Libellus hic in diversis locis, aliquoties est excusus et recusatus, etiam me ignorante et invito. Interim saepe alii viri docti et praestantes me monuerunt, ut ad incudem libellum istum revocarem, et quae succinctius, brevius et obscurius essent tradita, explicarem fusius. Bene monentibus parvi, et, quod a negotiis atque occupationibus Reipubl. Otium dabatur, in hanc curam et studium converti. Hae meae posteriores curae pepererunt opus pene novum et a priori in multis diversum. Fuit mihi propositum, talento meo, quod Deus mihi dedit, *Jurisprudentiae* studiosos juvare. Si scopum hunc assecutus sum, est quod Deo, qui vires mihi dedit, gratias agam. Quin vero aliis occasionem dederim de re eadem accuratius cogitandi, non dubito. Materiam *Juris* in libris *Jctorum* disperam, ad certa capita et genera revocavi. A sedibus suis ab aliis turbata et dimota, in domicilia propria retuli et in ordinem redegi. Collocavi omnia, meo judicio, eo ordine et methodo, ut praecedentia lucem sequentibus inferent, et sequentia a prioribus lumen acciperent. Vagabantur et peregrinabantur quaedam materiae, incertisque sedibus oberrabant, quibusdam eas ad possessionem,

vel dominium, quibusdam ad conventiones, quibusdam ad delicta, quibusdam ad judicia eas deposcentibus, quibusdam illis peculiarem et separatam locum adsignantibus. Quaedam etiam materiae hucusque ex argo Juridico exterminatae exulabant, quasi ἀπολιδες, jure civitatis juridicae indignae. His possessionem suam, quae injuria illis erat ademta, tribui, easque ad proprios lares reduxi, soloque suo natali restitui. In quibus omnibus usus sum libertate judicii mei, eandem alii libertatem relinquens. Vobis autem, magnifici et amplissimi viri, domini colendi, hos meos labores jure inscribere mihi visus sum. Sunt enim hi nati in territorio vestro, vosque, quos Deus ad civitatis hujus, quae totius Frisiae est ocellus, clavum collocavit, merito agnoscunt patronos, et hoc modo vestra in me collata beneficia, vestrum favorem, benevolentiamque, qua me a multis annis, quibus inclytae Reipubl. vestrae inservio, persecuti estis, praedicant. Materia insuper, quae in hoc libro tractatur, vobis magna ex parte familiaris et quotidiana est, talesque patronos requirere videbatur, hoc est, juridicos et praticos: Vos ipsos, inquam, qui rempub. hanc populosissimas, temporibus difficilimis, periculosissimis et calamitosissimis, ferventibus bellis Belgicis, magno fortique animo et prudentia singulari, Deo praeside et ductore, gubernastis, atque navem Reipubl. inter gravissimas et periculosissimas tempestatum procellas, ventorum impetu et fluctuum motu agitatum et jactatum, ad portum tutum, non solum appulistis, sed etiam eximii et praeclaris privilegiis, quibus cum Imperialibus quibusdam civitatibus certare potest, ornastis et auxistis, eamque Dei beneficio contra vim, insidias et molitiones hostium inimicorumque hucusque, frementibus et indignantibus multis, protexistis. Accipite igitur, viri amplissimi, clarissimi et prudentissimi, munus hoc, vestronum in me beneficiorum, meique erga vos animi monumentum et pignus officii, quo Reipub. vestrae sum obstrictus. Deus in ancipiti hoc regionum quarundam motu, metu et vertingine, Rempubl. Ecclesiamque vestram et omnes Christum profitentes, florentes, vosque ipsos, quam diutissime incolumes servet, spiritu sapientiae et fortitudinis regat, omnique benedictionum genere magis magisque ornet et locupletet. Embdae Calendis Martii ann 1618.

A. et D. Vestrae addictissimus Johannes Althusius, D. (Dicaeologica, ii. r.-ii. v. 引用は1649年フランクフルト刊第二版のテキストに拠る)

“徳、学識、及び、品格に溢れ、極めて卓越、聡明、かつ、思慮深き人々、すなわち、名高きエムデン市の執政官、参事会員、そして、多くの市民諸氏に捧ぐ。

極めて思慮深く、聡明で熟達せる、尊敬すべき諸賢諸氏よ、私は数年前に『ローマ法学』を出版いたしました。この小著は、様々な場所で、幾たびか、しかも、私の知らない内に私の意に反して、印刷公刊されております。そうこうする間に、学識ある優れ

た人々の中には、しばしば、私に、この小著を再び机上に取り出し、省略されたり、簡潔で曖昧に過ぎる論述内容をもっと詳細に説明するよう勧めて下さる方々もおりました。このような欠点をお知らせ下さる人々に応えるため、あるいはまた、市政上の用向きや職務から閑暇を得たこともあり、こちらの著述と研究に向かった次第であります。この私の改訂作業は、ほとんど全くと言ってよいほど新しく、前作とは様々な点で異なる作品をもたらしました。私に期待されたのは、神が与え給うた才の許す限り、法学を学ぶ人々の支えとなることでした。このような目的を達成できているとするならば、私に力を与え給うた神に感謝すべきでしょう。他方、それ以外の人々にも同じ事柄についてより正確に知る機会を与えるべきかどうか、私は躊躇しているわけではありません。法律家たちの著作の中に散らばっている法的な素材を確実な由来や起源へと還元しましたし、ある人々によって混同されそれ自身のあるべき場所から引き離されていた事柄を本来の位置に戻し、秩序づけております。また、全てを、私の判断で、先のが後のものに光を照らし、後のものが先のものから光を受け取るというような秩序と方法に基づいて配置しました。ある題材は、あちこち彷徨い遍歴し、定まらない場所に迷い込み、ある人々は、それを、占有もしくは所有権に、ある人々は合意に、ある人々は不法行為に、ある人々は裁判手続に結びつけ、またある人々は、それらに特殊で隔離された場所を指定しておりました。また、これまで法的領域から遠ざけられ、いわば放浪者(アポリス)のように、法的に市民の名に値しないとされた素材もまた彷徨っております。そこで私は、不当にも剥奪された財産をそれらに与え、それらを本来の主人の元に返還し、それぞれの故郷に連れ戻すことにいたしました。以上全てにおいて役立ったのは、他者に同様の自主独立を残した上での、私自身の判断の自主独立であります。しかしながら、偉大なる諸賢諸氏よ、あなた方に私のこれらの成果を捧げることは正当であると思われます。というのも、これらの成果があなた方の土地で生み出されたのである以上、神がフリースラントの目にあたるこの町の舵取りとして配置し給うたあなた方を保護者とみなすのは当然でありますし、このような仕方では、あなた方が私に付与された便宜を、そしてまた、私があなた方の著名なる共和国に尽くした多くの年月を通じて保護していただきました以上は、あなた方の示された好意や友誼を誉め讃えるのもまた当然であるからです。加えて、本書において論じられている内容は、その大部分があなた方にも身近で日常的であり、相応の保護者、つまり、法律家や実務家を必要としているように思われました。つまり、私が申し上げているのは、極めて困難かつ危険で不幸な時代に、激しいネーデルラント戦争に際しても、一人一人の偉大で果敢な精神と賢慮をもって、そしてまた、神を保護者とし導き手としつつ、人々が多く集まるこの共和国を指導し、極めて激しく危険な嵐の襲来の中で、風向きと潮の流れに翻弄され彷徨う共和国という船を、安全な港に導いただけでなく、幾つかの帝国都市に匹敵し得るほど格別名誉ある特権や、装備と兵力をもって、神のご加護の下、憎むべき敵の力や策略、破壊に対抗し、多くのどよめきと

は様々な点で異なる作品opus pene novum et a priore in multis diversum」となっている。他方でしかし、本書が、前作の表題に書かれたように、「ラムスの方法の規則に従い、かつまた、図表によって解明された著作libri ad leges methodi Rameae conformati et tabellis illustrati」であることに変わりはなく、「全てを、先のが後のものに光を照らし、後のものが先のものから光を受け取るというような秩序と方法に基づいて配置したcollocavi omnia, eo ordine et methodo, ut praecedentia lucem sequentibus inferrent, et sequentia a prioribus lumen acciperent」とのアルトゥジウスの言葉は、何よりもまず、大部の著作全体の体系的構成を見渡す二分法的図表によって裏付けられている。アルトゥジウスは、フライギウスと同様、遊学先のバーゼルでラムス主義の洗礼を受けた。ただし、フライギウスが、反ラムス主義者との軋轢の故に、故郷フライブルク及びアルトドルフでの教職を失い、バーゼルの出版社の校正係として失意の内に一生を終えたのに対して、アルトゥジウスは、むしろカルヴァン主義者として活動している。すなわち、改革派ナッサウ伯領のヘルボルンで法学を講じた後<sup>76)</sup>、当時共和国方の要塞都市になっていた東フリースラントのエムデンの書記官となり、「激しいネーデルラント戦争ferventia bella Belgica」の最前線で実務に身を投じたのである。そのような戦乱の中、「共和国に対して義務づけられた任務の証しpignus officii, quo Reipublicis sum obstrictus」として著されたのが、『司法論理学』であった。

「人間の共同体の中で法を上手く運用するための技術ars juris in symbiosi humana bene colendi」と定義される司法論理学の「分割distributio」は、「各要

---

恥辱の中で、これまで共和国を守ってきたあなた方のことに他なりません。故に、極めて聡明かつ思慮深い諸賢諸氏よ、この捧げ物を、私に示されたあなた方の御厚意と私のあなた方への親愛の情の記念としてのみならず、私があなた方の共和国に対して義務づけられた任務の証しとして、どうか受け取っていただきたい。神が、若干の地域におけるこの不安定な動き、危険、変転の中で、あなた方の共和国と教会、そしてまた、キリストを信仰し声望あるあなた方自身をも、永久にご加護下さり、叡知と勇敢の聖霊をもって支配され、純粹なる祝福を更に一層恵み給わらんことを。

エムデンにて、キリスト生誕より数えて1618年目の3月、  
あなた方の最も忠実なる僕、ヨハネス・アルトゥジウス記す。”

76) Menk, Die Hohe Schule Herborn in ihrer Frühzeit (1584-1660) [1981], 257-268.

素への区分 *partitio in membra*」と「各様相への割当 *dividio in species*」という二重の仕方で遂行される<sup>77)</sup>。最上位の「区分 *partitio*」に位置するのは「社会的事態 *negotium symbioticum*」と「法 *jus*」の二要素である<sup>78)</sup>。この内、「人間生

77) *DICAEOLOGICA est ars Juris in symbiosi humana bene colendi, l. 1. in pr. et §. 1. de justit. et jur. vel ars negotii symbiotici et juris bene exercendi, argum. Exod. cap. 18. 16. 20. 21. cap. 22. 9. Deut. c. 17. 8. 9. 10. et seqq. 2. Chron. c. 19. 8. 9. 10. 11. 1. Thessal. c. 4. 6. 12. Aliter definitur a Donello lib. 1. com. c. 10. Connan. lib. 1. com. c. 2. c. 3. Et aliter ab aliis. [...]*

*Distributio Dicaeologicae est duplex. Una, partitio ejusdem in membra: Altera vero, divisio illius in species. (Dicaeologica, lib. I, cap. i, 1/3: 1)*

“[1]司法論理学(ディカエオロギカ)とは、人間の共同体の中で法を上手く運用するための技術(学説彙纂1巻3章「正義及び法について」第1法文冒頭節及び1節)、もしくは、共同生活や法に関わる事柄を上手く司る技術である(論拠としては、出エジプト記18章の16, 20, 21, 22章の9、申命記17章の8, 9, 10以下、歴代志下巻19章の8, 9, 10, 11、テサロニケ人への第一の手紙4章の6, 12)。なお、ドネルス『市民法注解』1巻10章や、コナス『市民法注解』1巻2及び3章では別の仕方で定義されており、他の人々による更に別の定義もある。…”

[3]司法論理学の分割は二通りある。一つは、各要素への区分であり、もう一つは、各様相への割当である。”

78) *Membra dicaeologicae sunt duo; negotiumsymbioticum, et jus. Quorum illud saepe factum dicitur. De utroque vide text. In tit. de jur. et facti ignorant. l. 130. l. 94. l. 38. de verb. obligat. l. 24. de .reg, jur. l. 10. de capit. minut. l. 48. l. 52. §. 2. ad L. Aquil. l. 7. §. 1. de jure codicill. l. 1. §. 3. 4. de adquir. poss. l. 7. §. ult. de curat. furios. l. 48. §. 1. de adq. rer. dom. l. 27. §. pactus. de pact. l. 5. de serv. urba. L. 13. qui. pot. in pign. l. 16. de poen. Exod. c. 18. 15. 16. 17. 1. Cor. c. 6. l. 2. 3. 4. 5. 6. Deut. c. 17. 8. 9. 10. 11. De negotio et facto hoc olim cognoscebat judex datus, de jure vero ipse magistratus, l. 9. de offic. praesid. l. 1. l. 2. C. de formul. et impetr. sublat. vid. Raevard. lib. 1. c. 4. 5. 6. de praejudic. His duobus membris, facto et jure, tota Dicaeologica constat et perficitur, l. 52. §. 2. Ad L. Aquil. l. 1. §. 3. Ad L. Cornel. de fiscar. l. 15. C. de transact. l. 12. §. 4. qui potior. in pign. l. 14. de divers. et tempor. praescript. [...]* Atque haec duo, factum et jus, tanquam generales et communes affectiones, per omnes Dicaeologicae species sunt diffusa, quibus nulla jurisprudentiae pars vacare potest. (Dicaeologica, lib. I, cap. i, 4-5: 1)

“[4]司法論理学の要素は、共同生活上の事態と法の二つである。このうち前者はし

活上の利便や人類の連帯を促進しあるいは阻害するもので、かつ、それに関して法が定立されているもの *usui vitae humanae et consociationi hominum inserviens, aut repugnans, ob quod jus constituitur* と定義される社会的事態<sup>79)</sup>は、「物*res*」と「人*persona*」というそれ自身の要素が区分されるととも

ばしば事実と呼ばれる。双方について、「法及び事実の不知について」の章〔学説彙纂22巻6章、勅法彙纂1巻18章〕、学説彙纂45巻1章「言語に基づく債務関係について」第130、94、38法文、同50巻17章「古法の諸準則について」第24法文、同4巻5章「頭数減少について」第10法文、同9巻2章「アクィーリウス法について」第52法文2節、同29巻7章「小書付の法について」第7法文1節、同41巻2章「占有の取得及び喪失について」第1法文3、4節、同27巻10章「錯乱者の保佐について」第7法文最終節、同41巻1章「物の所有権の取得について」第48法文1節、同2巻14章「合意について」第27法文2節、同8巻2章「建物役権について」第5法文、同20巻4章「質及び抵当において優先されるのは誰か」第13法文、同48巻19章「刑罰について」第16法文、出エジプト記18章15から17、コリント人への第一の手紙6章1から6、申命記17章8から11のテキストを参照せよ。かつては、この事態及び事実については指名された審判人が吟味し、他方、法については政務官自身が取り調べた【学説彙纂1巻18章「風州長官の職務について」第9法文、勅法彙纂2巻57章「方式書の廃止について」第1、2法文。ラエワルドゥス『確認訴訟について』1巻4から6章を参照せよ】。これら二つの要素、つまり、事実と法によって、司法論理学は構成され完成される【学説彙纂9巻2章第52法文2節、同48巻10章「偽証に関するコルネリウス法について」第1法文3節、勅法彙纂2巻4章「和解について」第15法文、学説彙纂20巻4章第12法文4節、同44巻3章「様々な長期の前書について」第14法文】。…

[5]また、これら事実と法の二つは、一般的で共通の性質であるかのように、司法論理学の様相全体に行き渡っており、如何なる法学の部門もそれらの様相だけに専念することはできない。”

79) *Negotium symbioticum est prima Dicaeologicae pars, utilia, vel necessaria ad vitae socialis humanae usum conferens, vel impediens, ob quod jus constituitur. Vel usui vitae humanae et consociationi hominum inserviens, aut repugnans, ob quod jus constituitur, l. 3. quod vi aut clam. l. 14. de jur. codicill. l. 52. §. 2. ad L. Aquil. l. 52. de oblig. et act. l. 1. §. 13. 30. deposit. l. 32. de .usur. l. 16. de poen. l. 12. §. 4. l. 13. qui potior. in pign. (Dicaeologica, lib. I, cap. i, 6: 2)*

“[6]共同生活上の事態は、司法論理学の第一の部門であり、その便宜を図って法が定立される人間の社会生活上の実践にとって有益もしくは必要不可欠な事柄をもたらしあるいは妨げるもので、かつ、それに関して法が定立されるものである。換言すれ

に<sup>80)</sup>、「意思voluntas」、「能力facultas」、「行為actum」の「三つの本質的条件 tria requisita essentialia」<sup>81)</sup>に即した分析を経て、「作為commissio」と「不作為omissio」の二様相が区別されている<sup>82)</sup>。他方、法に関しては、「制定

ば、人間生活上の利便や人類の連帯を促進しあるいは阻害するもので、かつまた、それに関して法が定立されているものである【学説彙纂43巻24章「暴力によってもしくは隠れて為されたこと」第3法文、同29巻7章「小書付の法について」第14法文、同9巻2章「アクィーリウス法について」第52法文2節、同44巻7章「債務及び訴権について」第52法文、同16巻3章「寄託に基づく訴権及び反対訴権」第1法文13及び30節、同22巻1章「利息及び果実等について」第32法文、同48巻19章「刑罰について」第16法文、同20巻4章「質及び抵当において誰が優先されるべきか」第12法文4節及び13法文】。”

80) “ [9] 事態の要素は、言うまでもなく、物と人の二つであり、これらはある状況に付随している。[10] これら、物、人、そして、両者を伴う状況に対して、法は様々な仕方に関わり適応している。また、これら無しには、如何なる事態も成立し得ない。従って、物、人、そして、両者を伴う状況は、司法論理学全体に広く見出される。ただし、司法論理学において物及び人が論じられるのは、それらの多様な性質、作用、条件をめぐって様々に異なる法が定められている場合に限られる。物や人の本性や作用の内、自然学的、政治的、倫理的、神学的、歴史的、論理的、あるいはその他の種類のものについては言及しないことにする。” (Dicaeologica, lib. I, cap. i, 9-10: 2. 典拠部分は省略)

81) “ [1] 事実、もしくは、事態は、多様かつ無限であり、定まった法則によって理解したり判定することもできず、事実の解釈は極めて聡明な人々でさえしばしば誤る。…

[5] 以上に述べた事実には、連続した三つの本質的条件が含まれている。すなわち、事実には、1) 行為する者の意思と、2) 行為する者の能力の双方を結びつけ、3) 行為する者の行為そのものをもたらすのである。” (Dicaeologica, lib. I, cap. ix, 1/5: 23.典拠部分は省略)

82) “ [12] 事実の様相は二つある。すなわち、一方は作為の事実であり、他方は不作為の事実である。これは、十戒の教えが、肯定し命令するものであるか、否定し禁止するものであるかの何れかであるのと同じことである。

[13] 作為の事実は、為すこともしくは述べることから成り立っている。換言すれば、それは、為されたこと、述べられたこと、あるいは、書かれたことである。為すことは、言うまでもなく、給付すること、与えること、引き渡すことによって成立する。他方、与えることを為すことが同時に行われることもあり、それ故、そのような混合した事実に言及される場合もある。

[14] 不作為の事実は、為さないこと、控えること、許容すること、認可すること、妨げないこと、承諾するによって成立する。” (Dicaeologica, lib. I, cap. xii, 12-14: 35.典拠部分は省略)



constitutio<sup>83)</sup>という観点からの分析に加えて、「所有権dominium<sup>84)</sup>と「債権obligatio<sup>85)</sup>を起点とする権利の効力一般が、「法の様相species juris」として分類整理されている。以上に対して、最上位の「割当divisio」による「司法論理学の様相species Dicaeologicae」には、「司法分類論Dicaeodotica」と「司法判定論Dicaeocritica」が含まれ、前者が、権利の要件を、更に「取得的分類論Dicaeodotica adquirens」と「喪失的分類論Dicaeodotica amittens」の二様相に区別して論じるのに対して<sup>86)</sup>、後者では、「人persona」と「問題quaestio」の二

83) “ [1] ここで我々の言う法とは、前提のとなる事実を考慮して、人間のために、ある物や人に関して、人間の生活の必要、利便、指導のために制定されるものである。

[2] 従って、法は、公的あるいは私的に有用であり、人間によって制定されるもの、人間の間で行われる取引に関する基準、正不正の準則、善の保護し指導する者、国家による保証、行為規範、生活の道筋、正不正の区別、行動、つまり、為されるべき事の法則、法規、判決、法律、正義の法則、である。

[3] 今述べた法に関して、その制定と様相を考察することにする。

[4] 法の制定とは、法が、事態の本性や性質に基づき、妥当な根拠により、人間の欲求、利便、必要に応じて企図され形成される場合である。”(Dicaeologica, lib. I, cap. xiii, 1-4: 35-36.典拠部分は省略)

84) “ [1] とところで、法の様相には二つある。すなわち、所有権と債権である。

[2] 「家政(ドムス)」に因んでそう呼ばれる所有権は、物との関係において定められた権利である。この権利によって、物の利便と負担がある者に帰属する。

「物との関係において」と述べたのは、この権利が物に作用し、物と不可分に結びつき、物と共に消滅するからである。”(Dicaeologica, lib. I, cap. xviii, 1-2: 55.典拠部分は省略)

85) “ [1] 債権とは、先行する事実もしくは事態の下に人との関係において定められた権利である。この権利によって、債務者は債権者に対して給付すべく義務づけられる。つまり、債務者はその意思に基づいて、何かを与えあるいは為すべく、それを求める債権者に対して義務づけられる。債権は、「弁済もしくは給付の必要性」、「法の鎖」、「拘束」、「負担」、「人に対する権利」とも呼ばれる。更に、債務者の観点からは、「人に対する権利」あるいは「人的権利」と呼ばれるのに対して、債権者に観点からは、適切ではないが、「物が我々に義務づけられている」と表現される場合がある。”(Dicaeologica, lib. I, cap. xxxiv, 1: 125.典拠部分は省略)

86) “ [1] 司法論理学の様相には二つある。すなわち、司法分類論と司法判定論である。

[2] 司法分類論は、司法論理学の第一の様相であり、所有権あるいは債権を、前提となる事態に応じて、我々や我々の同胞諸氏の利用と便益のために、分類し整理する様相である。そのような取り扱いや整理は誰にでも許されている。

要素を起点に「法の実現praxis juris」一般が扱われる<sup>87)</sup>。

『司法論理学』には合計七頁に渡る図表が添付されているが、それらの図表に従って、例えば「贈与donatio」の体系的位を辿ってみるならば次のようになる。まず、贈与は、債権の取得原因の一つとして、取得的分類論で扱われる。取得的分類論は、それ自体、「所有権取得的分類論Dicaeodotica adquirens dominium」と「債権取得的分類論Dicaeodotica adquirens obligationem」の二様

[3] この司法分類論の様相には二つある。一つは取得的分類論であり、もう一つは喪失的分類論である。『注解』2巻2章におけるドネルスの見解もこれに与する。というのも、彼は、まず、何が我々のもので何が他人のものであるかを如何にして見定めるべきか論じ、次に、如何にしてそれを他人から取得すべきかを論じているからである。他の人々が、私権についてだけ取得と喪失を想定し、公権について想定しないのは誤っている。

[4] 取得的分類論には、一つ、あるいは、同時に二つかそれ以上の事実もしくは事態に応じて、当事者の一方もしくは当事者一人一人に配分付与された所有権や債権が包括される。より簡潔に、如何にして所有権や債権が我々に帰属するかがここでの問題であると定義することもできる。

[5] 従って、司法分類論のこの様相は、「分与論(メテクティケー)」、「受領論(レプトティケー)」、「獲得論(テウクティケー)」とも呼ぶことができる。つまり、この様相は、何かを与え供しそしてそれを受け取ることに向けて、あるいは、何かを手に入れ、他人の権利を自己の権利とすることに向けて、用意され配置されている。そうである以上、ここでは、人が自由であること、あるいは、処分される物が他人の支配や権力、そしてまた、債権からも自由であることが前提とされる。[6] これに対して、喪失的分類論は、処分される物に課された負担、拘束、もしくは、他人の債権を前提としており、これらからの解放や減免を探求する。”(Dicaeologica, lib. I, cap. xxxv, 1-5: 131.典拠部分は省略)

“[1] 喪失的分類論とは、如何にして、取得された権利が消滅し、逆に、この権利に矛盾対立する権利、すなわち、解放や自由の権利が取得されるのかを扱う。従って、例えば、取得された権利の剝奪や廃止、以前の状況もしくは取得以前に存した権利の回復もここで扱われる。”(Dicaeologica, lib. II, cap. i, 1: 519)

87) “[1] 司法判定論(ディカイオクリティケー)は、司法論理学のもう一つの様相であり、ここでは、司法分類論(ディカイオドティケー)から取り出された問題が、裁判官の面前で、争訟当事者によって提起され、彼らの主張立証を経て、司法分類論の基準に基づき判断決定される。[2] この司法判定論は、前提となる法の実現をその内容としており、その源は法である。従って、1巻及び2巻で述べた前提となる法に由来

相に区別され<sup>88)</sup>、後者は更に、「約定に基づく債権取得*adquisitio obligationis ex conventione*」と「不法行為に基づく債権取得*adquisitio obligationis ex delicto*」に分割される<sup>89)</sup>。要素への区分と様相への割当という二通りの分割は、債権の取得原因である「約定*conventio*」<sup>90)</sup>についても試みられており、一方で「契約当事者*personae contrahentes*」と「契約事項*res contracta*」の二要素<sup>91)</sup>が、他方で「直接的契約*contractus immediatus*」<sup>92)</sup>と「間接的契約*contractus mediatus*」<sup>93)</sup>の二様相が、それぞれ区別されている。続いて、直接的契約を「真正契約*vere contractus*」と「準契約*quasi contractus*」に、真正契約を「有名契約*contractus nominatus*」と「無名契約*contractus innominatus*」

する法として、法の実現を扱っている。…

[4] 司法判定論の要素は人と問題の二つである。

[5] 人とは、問題を扱う者であり、裁判官、もしくは、争訟当事者、及び、彼らの訴訟代理人である。”(Dicaeologica, lib. III, cap. i, 1/4-5: 594/595.典拠部分は省略)

“[1] 従って、ここで我々にとって、問題とは、裁判のもう一つの側面である。この問題は、司法分類論の中から争訟当事者によって取り出され、裁判において、資格のある裁判官の面前に提起され、審理される。

[2] 司法判定論では、まず、問題の様相が、続いて、問題を扱う方式が考察されねばならない。後者は、争いの解決であり、「裁判手続」とも呼ぶこともできる。

[3] 問題の様相は請求と抗弁の二つである。”(Dicaeologica, lib. III, cap. vii, 1-3: 616.典拠部分は省略)

88) Dicaeologica, lib. I, cap. xxxvi, 1: 138-139.

89) Dicaeologica, lib. I, cap. lxiv, 3: 219

90) “[5] 約定とは、同一の取引もしくは決定事項に関する二人以上の合意に基づいて何かを与えあるいは為す債務関係が締結される場合である【学説彙纂44巻7章「債務及び訴権について」第1法文、5法文、52法文4節、55法文、31法文、同50巻16章「語句の意味について」第219、19法文、同2巻14章「合意について」第1法文、民数記30章1から3以下、箴言6章2から4、詩篇15篇、レビ記6章1及び2】。約定においては、文言ではなく、むしろ、締結者の意思が探求されるべきである【学説彙纂50巻16章第219法文、同12巻1章「貸与物について」第3法文、同50巻17章「古法の諸準則について」第34法文】。他の定義については、モジウス『契約論』を参照せよ。…”(Dicaeologica, lib. I, cap. lxiv, 219)

91) Dicaeologica, lib. I, cap. lxiv, 11: 220

92) “[1] ところで、契約(丁度今私はこれを「約定」を呼んだところであるが【学説

に<sup>94)</sup>、有名契約を「要物契約contractus constans re」、「諾成契約contractus constans consensu」、「言語契約contractus constans verbis」に<sup>95)</sup>、諾成契約を「双務契約contractus dileuros」と「片務契約contractus monopoleuros」に<sup>96)</sup>分割する諸段階を経て、「無償gratuitus」の片務契約の位置に、「委任mandatum」と並んで配置されているのが贈与である<sup>97)</sup>。

彙纂5巻1章「裁判について」第20法文、同50巻17章「古法の諸準則について」第23法文】とは直接的であるか間接的である。

〔2〕直接的契約とは、ある者が自らのために自らの名で締結し【学説彙纂12巻1章「貸与物について」第9法文2節】、他人を自分に対して義務づける契約である【論擬として、同14巻5章「他人の権力下に服する者との取引は如何に判断されるべきか」、同44巻7章「債務関係と訴権について」第11法文】。この直接的契約には、次のような準則が妥当する。すなわち、我々の契約に由来する事柄が、第三者にとって利益となったり【同2巻14章「合意について」第17法文4節及び第21法文2節、同50巻17章「古法の諸準則について」第73法文最終節、上記第11法文】、不利益となってならない【同2巻14章第27法文4節、同50巻17章第74法文、上記第11法文、並びに、上記第21法文2節】との準則である。従って、直接的契約は「固有の契約」と呼ぶのが適切である【勅法彙纂5巻16章「夫婦間及び親子間の贈与について」第21法文】。(Dicaeologica, lib. I, cap. lxxviii, 1-2: 236)

93) “〔1〕間接的約定とは、仲介者を通じて、我々が他人と契約を締結し自らを義務づけるか、あるいは反対に、他人が我々と契約を締結し我々に対して義務づけられる場合である。つまり、この場合、相手方は我々の黙示もしくは明示の同意によって、我々に対する債権を取得し、我々は他人の名前で相手方に義務づけられる【勅法彙纂4巻27章「物は如何なる人を介して我々に取得されるか」第1及び2法文、法学提要3巻28章「債権は如何なる人を介して我々に取得されるか」、学説彙纂14巻5章「他人の権力下に服する者との取引は如何に判断されるべきか」第1法文、同12巻1章「貸与物について」第9法文2節、同13巻7章「質に基づく訴権及び反対訴権について」第11法文6及び7節】。”(Dicaeologica, lib. I, cap. xcvi, 1: 345)

94) Dicaeologica, lib. I, cap. lxxviii, 2-3: 236

95) Dicaeologica, lib. I, cap. lxxviii, 8: 237

96) Dicaeologica, lib. I, cap. lxxiv, 3: 253

97) “〔1〕片務契約とは、専らあるいは主として一方当事者の厚意に基づき成立し、事後的に受領者を拘束する場合もあるとはいえ【勅法彙纂8巻55章「贈与の撤回について」第1, 2, 3, 8の各法文、学説彙纂12巻1章「貸与物について」第31〔?〕法文】、最初から効力を発するような契約である。つまり、この場合、契約当事者の内、

個々の章も、図表こそ付されていないものの、冒頭に当該章を構成する各節の見出しが掲げられ、いわゆる法文の順序 *ordo legum* とは無関係に、徹頭徹尾「方法的に *methodice*」記述されている。例えば、贈与の説明に当てられた第1巻82章では、「贈与する意思を以て受領者に何かが与えられる片務契約 *contractus monopoleuros, quo acceptanti quid datur, animo largiendi*」という贈与の定義<sup>98)</sup>に続いて、贈与の構成する二つの要素、すなわち、「贈与者 *donans*」による「贈与の提供 *collatio donationis*」と「受贈者 *donatarius*」による「贈与物の受領 *acceptatio rei donatae*」が区別され、前者は、贈与者が「贈与物の引渡 *rei donatae traditio*」へと義務づけられる「無償の約束 *gratuita promissio*」、後者は、受贈者が「他の市民法上の債務とは異なる何らかの相互的給付 *praestatio quaedam mutua, quae ab alia civili obligatione differt*」へと義務づけられる「贈与の確認 *agnitio liberalitatis*」としてそれぞれ定義されている<sup>99)</sup>。また、贈

契約を主導した当事者だけが義務づけられ、もう一方の当事者は義務づけられない。ただし、事情それ自体、すなわち、事務が開始され原状回復が明示されているような場合は異なる【同45巻1章「言語による債務関係について」第1法文へのクヤキウスの注釈】。しかし、約定は履行後からではなく成立時から評価される旨、学説彙纂2巻14章「合意について」第7法文への注解においてクヤキウスが、古代の法律家に共通した見解【同17巻1章「委任に基づく訴権及び反対訴権」第8法文、同14巻6章「マケドー元老院議決について」第12法文、同16巻3章「寄託に基づく訴権及び反対訴権」第1法文13節、同17巻2章「組合訴権」第58法文2節】に基づいて証明している。

そして、片務契約は無償であるかそうではないかの何れかである。無償の片務契約とは贈与と委任であり【法学提要3巻26章「委任について」第13節、学説彙纂50巻17章「古法の諸準則について」第82法文】、無償ではない片務契約とは弁済約束である。” (*Dicaeologica, lib. I, cap. lxxxii, 1: 289*)

98) “ [ 2 ] 贈与とは、契約であり、更に言えば、贈与する意思を以て受贈者に何か与えられる片務契約である。贈与は、施し、寄付、寄贈とも呼ばれ、万民法に属し、人類の祖先たちにも知られていた。…” (*Dicaeologica, lib. I, cap. lxxxii, 2: 289*。典拠部分は省略)

99) *Partes donationis sunt duae: collatio ejusdem, et acceptatio.*

*Collatio donationis est gratuita promissio, ex nullo debito profecta a donante, traditione rei donatae statim impleta, vel aliquando implenda, l. 1. l. 2. l. 4. l. 6. l. 13. l. 18. §. 1. 2. de donat. l. 35. Cod. d. tit. quibusunque verbis facta: uti, concedo, do, adsigno, dono, remitto, et aliis dispositivis, quae donationem inducunt, Mantic. tit.5.*

Acceptatio rei donatae fit a praesente donatario, l. 10. l. 2. §. 6. de donat. l. 34. §. 2. l. 25. l. 28. Cod. d. tit. Cujac. lib. 12. observ. c. 28. recipiente, l. 19. hoc. §. 1. l. 10. l. 26. de donat. l. 69. l. 156. de regul. juris. Cujac. d. loc. per l. 18. C. de donat. inter vir. et ux. Mantica tit. 6. per tot. quamvis per nuncium, epistolamve inter absentes fieri possit, et per interpositam personam, l. 4. l. 10. h. t. Clar. in §. donatio. quaest. 2. Mantic. Tit. 7. d. lib. 13. Ad causas datum, etiam non acceptatum valet, d. tit. 7. nu. 15. et seqq. et tit. 11. 12. 13. 14.

Unde constat, donationem utriusque partis consensu fieri, §. 2. Instit. de donat. l. 2. §. 2. de donat. l. 35. si quis. Cod. eod. Gomesius var. resol. lib. 2. cap. 9. num. 2. Quae saepe pacto convento peragitur, l. 9. h. t. Paulus lib. 5. sent. tit. 1. vel stipulatione, l. 2. l. 33. de don. vel pollicitatione, l. 15. C. de sacros. eccles. l. 19. de donat. nuda promissione, l. 35. C. h. t. vel consensu, §. 2. Instit. h. t. vid. Cujac. liv. 19. observ. c. 18. et in parat. C. de donat. Cont. lib. 1. disp. c. 12. quamvis *μονομερως* facta, quandoque valeat, l. si quis. 15. C. de sacros. eccles. l. 19. de donat. tot. tit. de pollicit. Cujac. lib. 2. obs. c. 28. per l. 2. §. donatio. l. 5. l. 26. C. h. t. fit quoque delegatione debitoris, l. 2. §. 2. l. 33. §. 3. l. 21. de donat. acceptilatione, l. 17. d. t. pacto, l. 32. §. 23. de donat. int. vir. et ux. l. 23. l. 9. de don. Et aliis modis, quibus consensus declaratur, l. 7. l. 8. l. 28. C. de donat. l. 18. de acquir. poss. §. alia. 2. Instit. de donat.

Ad rei donatae traditionem donator obligatur acceptanti donatario, §. alia. 2. Inst. de donat. l. 35. C. eod. praecise, nec interesse praestando liberatur, arg. d. §. 2. ibi, habere necessitatem. et d. l. 35. Menoch. consil. 92. nu. 27. 62. vol. 1. Joseph. Ludov. decis. 40. Et ad evictionem, l. 2. C. de evict. Mant. lib. 13. tit. 4. n. 21. et tit. 23. n. 13. 17. Olim, ante traditionem rei donatae, poenitentia concessa erat, l. 6. de donat. Inter duos donatarios potior est, cui res est tradita, l. 12. h. t. Paulus. lib. 5. tit. 11. §. 4.

Acceptatio rei donatae est agnitio liberalitatis, qua donatarius rem sibi donatam, ratam et gratam habet, eamque accipiendo se ad antidora, seu gratitudinem arbitriam, futuram obligat, l. 30. de reb. cred. l. 25. §. 11. de petit. hered. §. sciendum. Instit. de donat. l. ult. Cod. de revocand. donat. l. 54. §. 1. de furt. ubi debitor dicitur qui accepit beneficium, et solvere ille, qui pro beneficio remuneratio-nem praestat, l. 34. §. ult. de donat. l. 6. mandat. Tenetur igitur donatarius ad praestationem quandam mutuam, quae tamen ab alia civili obligatione differt, cum donans non de, ut obligatum habeat accipientem, l. 1. de donat. Donell. lib. 12. comm. cap. 2. per l. 19. §. pen. de donat. praesertim vero, quando donat pauperibus, pro aegrotis recipiendis, l. 15. C. de sacros. eccles. vel ad pias causas,

vel ad Rempub quae dicitur pollicitatio, vel votum, l. 1. et tot. tit. de pollicitat. l. 19. de donat. Cujac. lib. 13. obs. 28. Connan. lib. 5. com. c. 8. Duaren. ad l. 1. de pact. vid. cap. 88. nu. 40. (Dicaeologica, lib. I, cap. lxxxii, 2-7: 290)

“ [ 2 ] …贈与の構成部分は贈与の提供と贈与の受領の二つである。

[ 3 ] 贈与の提供とは、如何なる債務にもよらず贈与者から得られるもので、贈与物の引渡によって直ちに履行されるか、もしくは、然るべき時に履行されるべき、無償の約束である【学説彙纂39巻5章第1, 2, 4, 6, 13法文及び第18法文1, 2節、勅法彙纂8巻53章第35法文】。この約束は、例えば、「私は譲渡する」、「私は与える」、「私は委ねる」、「私は贈る」、「私は捧げる」のように贈与を想起させる任意の文言であれば、如何なる文言によっても為すことができる【マンティカ『遺言解釈論』5章】。

[ 4 ] 贈与物の受領は面前の受贈者【学説彙纂39巻5章第10法文及び2法文6節、勅法彙纂8巻53章第34法文2節、25, 28法文、クヤキウス『考察と修正』12巻28章】、受取人【学説彙纂39巻5章第19法文1節、10, 26法文、同50巻17章「古法の諸準則について」第69及び156法文。クヤキウス前掲箇所は勅法彙纂5巻16章「夫婦間及び親子間の贈与について」第18法文に、マンティカ前掲書は多数の法文に依拠している】によって為される。ただし、隔地者間においては、使者や書簡、あるいは、仲介者を介して為すことができる【クラルス『贈与論』問題2、マンティカ前掲書13巻7章】。理由あって供与されたものは、たとえ受領されなくても、有効である【同書7章15番以下及び11から14章】。

[ 5 ] 以上から明らかなのは、贈与が両当事者の合意によって成立するという点であり【法学提要2巻7章「贈与について」第2節、学説彙纂39巻5章第2法文2節、勅法彙纂8巻53章第35法文、ゴメシウス『解決集』2巻8章2番】、それは、しばしば同意を得た約束【学説彙纂39巻5章第9法文、パウルス『学説集』5巻1章】、あるいは、問答契約【学説彙纂39巻5章第2及び33法文】、片約【勅法彙纂1巻2章「聖なる教会について」第15法文、学説彙纂39巻5章第19法文】、無方式の約束【勅法彙纂8巻53章第35法文】によって成就される。また合意によっても成立し【法学提要2巻7章第2節。クヤキウス『考察と修正』19巻18章及び『勅法彙纂パラティトラ』8巻53章、コンティウス『討論集』1巻12章】、たとえ合意が一方的（モノメロース）であっても、事後的に有効となり【勅法彙纂1巻2章第15法文、学説彙纂39巻5章第19法文、同50巻12章「片約について」全体。クヤキウス『考察と修正』2巻28章は、学説彙纂39巻5章第2法文、及び、勅法彙纂8巻53章第6, 26法文に依拠している】、債務者への指図【学説彙纂39巻5章第2法文2節、33法文3節、21法文】、受領問答契約【同章第17法文】、無法式契約【同24巻1章「夫婦間贈与について」第32法文23節、同39巻5章第23, 9法文】、その他、合意が明示された方式によっても可能である【勅法彙纂8巻53章第7, 8, 28法文、学説彙纂41巻2章「占有の取得及び喪失について」第18法文、法学提要2巻7章第2節】。

与に関して「吟味されるべき事柄 *considerandum*」も、「贈与者の権利 *jus donatoris*」及び「受贈者の権利 *jus donatarii*」が「どの程度制限されあるいは拡張されるか *quatenus limitatur, vel ampliatur*」という観点<sup>100)</sup>から整然と列挙されている。まず、贈与者の権利への制限が、「方法や形式に従わなければ贈与できない *non, nisi sub modo et forma, donare potest*」場合<sup>101)</sup>と「ある一定の者の間において贈与が禁じられる *prohibita inter quasdam personas est*」場

[6] 贈与者は、受贈者に対して、贈与物の引渡を義務づけられ【法学提要2巻7章第2節、勅法彙纂8巻53章第35法文】、完全にかつ利害関係を伴わずに給付すれば履行したことになるが【論拠は、法学提要2巻7章2節であり、そこには「義務を伴う」とある。また、勅法彙纂8巻53章第35法文、メノキウス『助言集』1巻助言92の27及び62番、ヨセフス・ルドウィクス『判決集』40番】、追奪について担保責任を負う【勅法彙纂8巻44章「追奪について」第2法文、マンティカ前掲書13巻4章21番】。かつては、贈与物の引渡後にも後悔権が認められていた【学説彙纂39巻5章第6法文】。受贈者が二人いる場合は、物の引渡を受けた者が優先する【学説彙纂39巻5章第12法文、パウルス前掲書5巻11章4節】。

[7] 贈与物の受領とは贈与の確認であり、これによって、受贈者は、その物を自らに有効にかつ好意から贈与されたものとみなし、受領することで、将来における任意の埋め合わせもしくは感謝へと自らを義務づける【学説彙纂12巻1章「貸与物について」第30法文、同5巻3章「相続請求について」第25法文11節、法学提要2巻7章第2節末尾、勅法彙纂8巻55章「贈与の撤回について」最終法文、学説彙纂47巻2章「窃盗について」第54法文1節】。ここでは、好意を受け取る者が債務者と呼ばれ、好意に報いる者が弁済者とみなされる【同39巻5章第34法文最終節、同17巻1章「委任に基づく訴権及び反対訴権」第6法文】。従って、受贈者は、何らかの相互的な給付へと義務づけられているが、そのような給付は他の市民法上の債務とは異なっている。というのも、贈与する者は、受領する者を義務づけようとして贈与するわけではないからである【同39巻5章第1法文、ドネルス『市民法注解』12巻2章は学説彙纂39巻5章第19法文4節に依拠している】。とりわけ、貧窮者に贈与したり、病人に代わる者が受領する場合【勅法彙纂1巻2章第15法文】、また、宗教的理由によって、あるいは、国家に対して贈与する場合はそうである。後者は片約や奉納と呼ばれている【学説彙纂50巻12章第1法文及び同章全体、同39巻5章第19法文、クヤキウス『考察と修正』13巻28章、コナヌス『市民法注解』5巻8章、学説彙纂2巻14章第1法文へのドゥアレヌスの注釈。なお後述88章の40番も参照せよ】。”

100) eod. 10:290

101) eod. 11:290



合<sup>102)</sup>に分けて整理され、次いで、贈与の「撤回revocatio」が贈与者の権利の拡張として<sup>103)</sup>、「困窮した贈与者egens donator」への援助義務や「原状回復 restitutio」時の「果実fructus」及び「従物accessorii」の返還義務が受贈者の権利の制限として<sup>104)</sup>、それぞれ位置づけられている。

以上のように、『司法論理学』では、その隅々に至るまで、定義と分割によるラムス主義的方法が徹底されている反面、四原因を中心としたトピカの論拠が各章に共通する説明の枠組みとして用いられることはない<sup>105)</sup>。実際、「実践的学術」への四原因説の応用を批判したトマジウスも、『司法論理学』には言及しておらず、ラムス主義的な「法学体系書」としては、例えば、ヴェーゼンベックの『市民法学説彙纂へのパラティトラParatitla in Pandectas iuris civilis』(1565年)を挙げている<sup>106)</sup>。そこでは確かに四原因が多用されており、アル

102) eod. 12-16:291

103) eod. 17-26:291-292

104) eod. 28-30:292-293

105) Troje, Wissenschaftlichkeit und System in der Jurisprudenz des 16. Jahrhunderts (1969) in: Humanistische Jurisprudenz (1993), 40-42.

106) 注20参照。なお、トマジウスは『廷臣哲学への導き』(1688年)の中でも次のように述べている。

Eadem confusio Metaphysicae cum Jurisprudencia Romana videtur originem debere Ramistis superioris seculi potissimum Wesenbecio, post quem etiam Nonramistis haec causarum methodus egregie placuit, ita ut hodie communi Academiarum errore pro Jcto non hebeatur, qui thema aliquod per illa quatuor genera causarum summo cum ejusdem cruciatu non fustiget. Neque sperandum facile est, ut hac parte sanetur Jurisprudencia Romana, postquam illi, qui optima quaeque in Wesenbecio ut errores perstringunt, in his ineptiis Wesenbecium superare omni studio laborant. (Introductio ad philosophiam aulicam (1688), cap. xii, 26: 215-216)

“形而上学とローマ法学とのこのような混同は、前の世紀のラムス主義者たち、とりわけ、ウェーゼンベキウスにその起源を有しているように思われる。彼以後、その諸原因に即した方法は、ラムス主義者ではない人々にも大いに受け入れられ、その結果、今日でも、[新たな論点に移行する際にテキスト中に付された] 大きな十字の印とともにかの四原因を用いて論題を痛めつけない者は法律家として見なされないが、これは大学一般にみられる過ちである。また、ウェーゼンベキウスの著書の中の最良の箇所を誤りであると非難する者たちが、彼ら自身の無益な著作の中で、ウェーゼンベキウスを越えようと大いなる熱意をもって努力している現状では、ローマ法学のこの部分を改善するというのは容易に期待し難い。”

トウジウスとの比較のために、贈与の注釈部分を一瞥するならば、「贈与者の厚意 *beneficia voluntas donantis*」が「作用因 *causa efficiens*」<sup>107)</sup>、「取引に相応しい全ての物 *omnes res quae in commercium cadunt*」が「質料 *materia*」<sup>108)</sup>、「一方が与え他方が受け取る *alter dat, alter accipit*」ことが「形相 *forma*」<sup>109)</sup>、「情誼を尽くし寛大さを示すこと *liberalitas et munificentia exercetur*」が「目的

107) *Causa efficiens est beneficia voluntas donantis: quae tamen non praesumitur, nisi probetur; aut nisi certa scientia probetur: l. cuius de reg. iur. l. error. C. ad l. Falc. caeteroqui error potius, et ignorantia, l. verius. de probat. eoque fauta, ac nulla potius causa praesumitur quam donatio, Bal. l. 3. 5. l. generaliter. C. de non nu. pec. l. 2. §. circa. de do. except. Ias. l. 3. de pac. Et hanc dicit communem contra Bart. Alex. consil. 19. in his nu. 3. vol. 4. 5. vol. 4. (Observata, pars posterior, 602.引用はハインリッヒ・ハーン『理論実践的考察集 Observata theoretico-practica』(1659年ヘルムシュテット刊第三版所収のテキストによる)*

“作用因は贈与者の厚意である。ただし、そのような厚意は推定されるわけではなく証明されねばならない。つまり、それは確実な知により証明される必要がある(学説彙纂50巻17章「古法の諸準則について」第53法文、勅法彙纂6巻50章「ファルキディウス法について」第9法文)、それ以外はむしろ錯誤であり不知とみなされ(学説彙纂22巻3章「証明及び推定について」第21法文)、(勅法彙纂4巻30章「未確定の金銭について」第3, 5, 13法文へのバルドゥスの注解、学説彙纂44巻4章「悪意及び強迫の抗弁について」第2法文3節、同2巻14章「合意について」第3法文へのイアソンの注解。ただし、バルトルスとアレクサンデルは『助言集』4巻の3及び5においてこの通説に反対している。)”

108) *Materia sunt omnes res quae in commercium cadunt: quicquid enim alienari, id et donari potest: non tamen omnia bona, praesentia et futura, ne auferatur libera testandi facultas. vide Bart. et Dd in l. fin. C. de pact. et in l. stipulatio, 41. De verbos. Obli. l. licet. ubi Ias. num. 15. C. de pact. (Observata, 603)*

“質料は取引に相応しい全ての物である。というのも、譲渡できるものであれば何であれ贈与可能であるから。ただし、自由な遺言能力が奪われることのないように、現在及び将来の財産全てについて贈与の可能性を認めるべきではない。バルトルスら学識者たちの勅法彙纂2巻3章「合意について」最終法文、及び、学説彙纂45巻1章「言語契約について」第41法文への注解、勅法彙纂2巻3章第17法文へのイアソンの注解15番。”

109) *Forma est, ut alter det, alter accipiat (a datione enim vim olim habuit donatio) [...] (Observata, 603)*

“一方が与え他方が受け取ることが形相である(というのも、贈与は与えることによって既に効力を発揮しているからである)。…”

finis」<sup>110)</sup>としてそれぞれ位置づけられている。他方、アルトゥジウスの説明でも、「贈与物が直ちに受領者の所有となり、決して贈与者に復帰することはない *res donata statim fit accipientis, et nullo casu ad donatorem revertitur*」ことが「贈与の形相 *forma donationis*」と呼ばれてはいるけれども<sup>111)</sup>、四原因への拘りは全く窺われない。また、アルトゥジウスは贈与の制限や撤回を贈与者の権利の問題として整理しているが、ヴェーゼンベックは、人的な制限を「作用因」の後に、方式上の制限を「形相」の後に、撤回を「効果」の後にそれぞれ論じており<sup>112)</sup>、あくまでトピカの枠組みを維持している。そして何よりも対照的なのは著作全体の構成である。既にみたように、アルトゥジウスが法学提要を範としつつ定義と分割による独自の体系的論述を企てたのに対して、ヴェーゼンベックの注釈は学説彙纂の章立てに忠実に従っている。つまり、トピカの枠組みに即した整理は学説彙纂の各章単位で試みられているにすぎない。同様の叙述方式は、一世紀以上後のラウターバッハの『法学便覧 *Compedium iuris*』(1679年)や『理論及び実務的コレギウム *Collegium theoretico-practicum*』(1690—1711年)にも受け継がれており<sup>113)</sup>、トマジウ

110) *Finis donationum est, autore J. C. I. I. h. I. munus. 214. §. don. de verb. signific. ut liberalitas et munificentia exercentur.* (Observata, 604)

“贈与の目的とは、法律家の權威、すなわち、学説彙纂39巻5章第1法文、同50巻16章第214法文の「贈与物」の節に従えば、情誼を尽くし寛大さを示すことに存する。…”

111) “ [ 8 ] このような贈与の形相 [= 典型] は、贈与物が直ちに受領者の所有となり、決して贈与者に復帰することのないような場合である。贈与者の死亡に際して何らの指示も残されなかったならば、如何なる物であっても贈与物となり、たとえ無限定であっても贈与者の全財産が贈与物となる。ただし、そのような贈与には、什器、衣服、その他、恐らく贈与しなかったと思われる種類のものは含まれない。如何なる留保も付されない現在及び将来の全財産の贈与は無効である。…” (Dicaeologica, lib. I, cap. lxxxii, 8: 290. 典拠部分は省略)

112) *Observata*, 602-603/603-604/604-605.

113) 参考に贈与の作用因に関する部分を双方から引用しておく。

*Fit voluntate donantis, §. 2. I. utcunque decralata, 6. C. quae non praesumitur, sed probanda: 7. pr. h. 25. pr. de probat. quod fieri potest etiam per factum, e. g. scientis indebiti solutionem, 53. de R. I. v. 1. §. f. h. 82. de R. I. redditionem*

スがヴェーゼンベックとともにラムス主義的な法体系論者として名指ししているのもこのラウターバッハであった<sup>114)</sup>。しかし、両者には、図表と二分法というラムス主義の外面的特徴のみならず、市民法全体の体系的整序への関心も欠けている<sup>115)</sup>。しかも、ラムス主義法学の体系志向は、「私に期待されたのは、神が与え給うた才の許す限り、法学を学ぶ人々の支えとなることでありました *fuit mihi propositum, talento meo, quod Deus mihi dedit, Jurisprudentiae studiosos juvare*」というアルトッジウスの言葉に象徴される通り、教育的配慮と結びついていた。「新たな法典」による法学教育改革という文脈でラムス主義に言及したライプニッツは、ラムス主義法学の特質を適切に把握していたのである。

(完)

---

chirographi. 2. §. 1. de pact. Alia exempla sunt in L. 34. ff. 11. C. de N. G. 13. §. 2. de don. int. vir. et ux. taciturnitatem in casibus a LL. expressis: 26. de prob. plura habet Perez. h. tit. n. 9. vid. 7. 8. C. h.

Et donatarii: 10. Hinc excluditur (1.) invitus, 19. §. 2. h. 69. de R. I. (2.) absens et ignorans: 10. Carpz. 2. c. 12. d. 20. Sande, lib. 5. dec. Fris. tit. 1. def. 1. in med. Carpz. 5. Resp. 62. nisi ejus nomine alius acceptaverit, cui absens hoc mandavit, vel ratihabuit. 6. C. Carpz. d. def. 20. (Compendium, 556. 引用は1697年テューベングェン刊のテキストによる)

“ [欄外にC.] 贈与は、何らかの仕方で表明された (勅法彙纂 8 卷53章「贈与について」第6法文) 贈与者の意思 (法学提要 2 卷7章「贈与について」2 節) に基づいて為される。この意思は推定されるわけではなく証明されねばならない (学説彙纂39卷5章「贈与について」第7法文冒頭及び同22卷3章「証明及び推定について」第25法文冒頭)。また贈与は、例えば、非債弁済 (同50卷17章「古法の諸準則について」第53法文。同39卷5章第1法文末尾及び50卷17章第82法文も参照) や証書の返還 (同2卷14章「合意について」第2法文1節) のような事実によって生じ得る。その他の事例は、同39卷5章第34法文、勅法彙纂2卷18章「事務管理について」第11法文、学説彙纂24卷1章「夫婦間の贈与について」第13法文2節に見出され、法文に明示されている場合には沈黙によっても (同22卷3章第26法文) 贈与は生じ得る。ペレシウス『勅法彙纂注解』の8卷53章への注解の9番にも多くの事例が見出される。また、同章第7及び8法文を参照せよ。

なおかつ、贈与は、何らかの仕方で表明された受贈者の意思に基づいて為される

(同章第10法文)。1. 贈与を望まない者(学説彙纂39巻5章第19法文2節、同50巻17章第69法文)、2. 不在で事情を知らない者(同39巻5章第10法文、カルプゾウィウス『ローマ=ザクセン裁判法学』第2部12章の定義20、サンデ『フリースラント裁判所判決集』第5巻1章の定義1。カルプゾウィウス『鑑定意見集』第5巻の意見62は中立的である)はここには含まれない。ただし、不在者の名で他人が受領し、その他人に不在者が受領を委任しもしくは同意していた場合は別である(勅法彙纂8巻53章第6法文、カルプゾウィウス『裁判法学』前掲章の定義20)。”

V. Donatio absolute considerata, ceu actus merae facultatis, est Juris gentium; Vinn. ad rubr. I. h. t. Struv. Exerc. 40. th. 1. Ibi que Müller. quae si exerceri velit, Causa Efficiens est mutua Donantis et Donatarii voluntas. [...] (Collegium, pars tertia, 58. 引用は1725年テュービンゲン刊第三版のテキストによる)

“5. 贈与は、それ自体として考察されるならば、つまり、純粋な能力の発現としては、万民法に属している(ウインニウス『法学提要注解』2巻7章表題への注解、ストルウィウス『法学要論』演習40の論題1、及び、本論題へのミュレルスの補注)。このような贈与を行おうとする場合、その作用因とは、贈与者と受贈者の相互的な意思である...”

以下『法学便覧』と同じ内容がより詳細に論じられており、欄外には、「(贈与者の意思は)如何にして表明されるかQuomodo fiat?」、「不在者間においてもまた(表明される) Etiam inter absentes」、「贈与は推定されないDonatio non praesumitur」、「しかし贈与する意思は事実によっても証明され得る。その事例 Sed animus donandi probatur, etiam fantis. verb. gr.」、「家父の援助はどうかAn subsidium paternum?」、「沈黙によってはどうかAn taciturnitate?」、「受贈者の場合Ratione Donatarii」、「(贈与の)受領acceptata」、「従って、贈与を望まない者、不在で事情を知らない者は含まれないSic exclud. invitus, absens et ignorans」等々の見出しによって、議論の展開が通覧できるようになっている。これらの見出しからも明らかなように、ここでは、論究対象の性質とは無関係に適用されるトピカの枠組みと、個々の問題の内容に即した論述形式とが併用されており、そのような傾向は既にヴェーゼンベックにもみられる(Söllner, Die Literatur zum gemeinen und partikularen Recht in Deutschland, Österreich, den Niederlanden und der Schweiz in: Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte 2. Bd. I [1977], 530-531)。従って、トピカの論点の利用をめぐるアルトゥジウスとの差異もあくまで相対的なものである。

114) 注20参照。

115) なお、『法学便覧』では、定義は<D.>、作用因は<C.>、目的は<F.>、主体は<S.>、客体は<O.>といったように、各論点が記号で欄外に注記され、引用される見解も、「裁判慣行もしくは実務における先例usus fori, seu praejudicium in praxi」 「通説

communis DD. opinio」,「実務に受容された通説communis DD. usu recepta」の三つが区別され、それぞれ<¶. >、<¶¶. >、<¶¶¶. >の記号で表示されるなど、簡潔で機能的な叙述を目指した様々な工夫も試みられている。しかし、それらの工夫は、ラムス主義の図表のように、知識全体を見渡してその体系的位置を指示することには繋がらない。